

2008 年度横浜市発注 公共事業の分析

2010 年 10 月

特定非営利活動法人
建設政策研究所

まえがき	1
------------	---

第1部 横浜市における公共事業政策の現状と課題

第1章 国際競争力強化型経済から地域内循環型内需拡大経済へ	
第1節 地域内循環型経済への移行を	2
第2節 横浜の地域経済の構造的特徴	5
第2章 いま求められる公共事業政策の課題	
第1節 横浜市の財政の現状と課題	7
第2節 2010年度予算における公共事業の具体的内容の特徴	11
第3章 地域循環型経済に貢献する公共事業発注政策に向けて	
第1節 ダンピング競争防止のための入札制度改革の動向と提言	23
第2節 地域中小建設業振興等に向けた入札制度の動向と提言	28
第4章 横浜市に公契約条例を制定するに当たっての提言	
第1節 公契約条例の目的は何か	38
第2節 公契約条例を適用する公契約の範囲をどうすべきか	39
第3節 条例適用労働者への賃金・労働条件はどうあるべきか	42
第4節 公契約における労働条項の遵守の確認と罰則規定	44

第2部 横浜市「2008年度入札情報データ」に基づく公共工事の分析

はじめに	46
第1章 2008年度横浜市発注公共工事の発注の特徴	
第1節 工事規模からみる特徴	47
第2節 3億円以上の大規模工事にみる特徴	49
第3節 発注部局からみる特徴	54
第4節 地域別にみた発注工事の特徴	57
第5節 発注工事の業種と工事規模からみた特徴	62
第6節 工事の発注月別状況	64
第2章 2008年度横浜市発注公共工事の受注者側からみた特徴	
第1節 受注業者の資本金区分からみた特徴	68
第2節 受注業者の市内外別分類からみた特徴	72
第3節 受注工事を横浜建設業協会の会員・非会員別にみた特徴	77
第4節 J V受注工事の特徴	80
第5節 単独工事受注上位50社の特徴	84
第3章 2008年度横浜市発注公共工事の入札・契約面からみた特徴	

第1節	工事契約の入札形態との関係からみた特徴.....	87
第2節	ランク別発注実績にみる特徴.....	90
第3節	随意契約の推移と特徴.....	99
第4節	落札率との関係について.....	106
第5節	総合評価方式実施状況と結果の特徴.....	115
第6節	最低制限価格にみる特徴.....	120
第7節	低入札価格調査にみる特徴.....	123
	まとめ.....	130
	あとがき.....	133
別表1	2008年度受注業者ランキング（協会会員業者）.....	134
別表2	2008年度受注業者ランキング（協会非会員市内業者）.....	140
別表3	2008年度受注業者ランキング（市外業者）.....	153

まえがき

横浜市公共工事分析は2004年度から開始し、今回で5年目となる。この間、中田市政は2期目に入り、2006年度には「横浜市基本構想」という長期計画を発表し、2008年度はその第3年目になる。その構想は「社会経済のグローバル化や情報化が進み都市間競争が激しくなる中で、横浜から新たなビジネスチャンスと企業活動を生み出すことにより、国内外から企業の集積を進め、多くの人に活動の場を提供していきます」と述べている。それは、横浜市が国の示す「国土形成計画」（2008年7月閣議決定）を先取りして、東アジアを準国内圏とした自動車や電機・機械、情報産業など基幹的輸出産業が旺盛に発展し、また海外から投資や企業を呼び込み、大企業間の競争と物流の拠点とする構想である。

しかし、このような市民不在、市の内在的・自立的経済づくりを無視した新自由主義的グローバル経済政策は、2008年のアメリカ発世界的金融危機のなかで、大きな破綻に見舞われた。

中田市長は、市民生活や福祉政策軽視、市内中小業者の経営支援の軽視などの市政運営への市民の批判の前に2009年8月、市長辞任に追い込まれた。

後任の林文子市長は、中田市政の教育や福祉政策軽視の政策を若干修正し、市民の声に耳を傾ける市政運営に努力しているように見えるが、2010年度の予算は前市政を引き継ぎ国際競争力強化の立場から都市の大規模再開発、港湾、高速道路等のアクセス関係に支出の多くをつぎ込んでいる。

本報告書は、第1部では、これまでの自公政権、政権交代後の民主党中心政権において、アメリカと一体となって推進している大企業本位の国際競争力強化戦略に対置する地域内循環型内需拡大戦略を提起した。

そのような立場で、中田市政から林市政に引き継がれた公共事業政策の実態と問題点を明らかにし、地域内循環型内需拡大経済づくりに向けての公共事業政策の課題を提起している。特に市内中小建設業振興、市内建設就労者の就労確保と労働条件向上の立場から入札制度の改善、公契約条例制定の提言を行なった。

第2部では、2008年度の公共工事の契約一覧をもとにした公共工事発注分析を、2004年度からの推移を含めて行なった。さらに、2008年度は入札に関係する新たなデータを市から取り寄せ、条件付一般競争入札に関する詳細な分析、随意契約の問題点、総合評価方式の実施状況と特徴、最低制限価格と低入札価格調査制度の運用上の問題点などの分析を付け加えた。

ただ、データが2008年度までのため、本報告書提出日より、1年半ほど遅れており、第2部を活用する上では、これまでの横浜市公共工事の発注・受注の実績および入札実態の流れおよび問題点を把握することに重点を置き、直近の市の公共事業の実態や政策、それに対する中小建設業振興の立場からの提言などは第1部にまとめることとした。

本報告書が横浜市における市民本位、市内建設業向けの公共事業づくりに生かされるとともに、神奈川県建設労連の運動に役立てていただくことを願うものである。

第1部 横浜市における公共事業政策の現状と課題

第1章 国際競争力強化型経済から地域内循環型内需拡大経済へ

第1節 地域内循環型経済への移行を

2008年9月、世界を震撼させたリーマン・ショックは瞬く間に世界経済を金融危機へと陥れた。当初、比較的影響が少ないと見られていた日本経済は、2009年初頭から実体経済の急激な落ち込みを招くことになった。巨大な金融投資のもとでふくらみ過ぎたアメリカの消費経済に支えられ、日本の自動車や家電産業などアメリカ向け輸出産業は日本経済全体を牽引していた。しかし、アメリカ発金融危機は輸出産業に支えられた日本経済を一気に不況局面に追いやった。

1960年代の高度経済成長期以降、日本経済の発展は基本的に海外への輸出の増加を基本としていた。その内容は外需の拡大が内需を刺激し、内需の拡大が外需をさらに拡大するという相互補完的關係にあった。ところが、世界経済のグローバル化が進展するとともに、輸出産業をはじめとした大企業の海外直接投資による多国籍企業化が展開されるようになった。1980年代以降、輸出の拡大が設備投資の拡大につながり、それが雇用や賃金を増加させ、消費も増えるという循環のバランスが崩れ、内需は次第に停滞し、それをカバーするための大規模公共投資が旺盛に展開されることとなった。しかし、そのことが日本の財政に大きな負担を強いることにもなり、特に2000年代以降、グローバル競争に対応した経済構造を確立するため「官から民へ」「国から地方へ」を掲げる新自由主義的「構造改革」路線が展開された。「三位一体改革」と称する地方への財政の圧縮と公共事業の縮小、「選択と集中」政策による都市中心部の開発と企業の集中、大企業の自由な活動を妨げるさまざまな規制の緩和と撤廃、社会保障や医療保険制度の自己負担の増大などが地域の中小企業を危機に陥れ、労働者への不安定雇用を増大させ、国民の消費購買力をいっそう落ち込ませることとなった。

リーマン・ショック以降の日本経済の落ち込みは、グローバル競争に対応した経済構造づくりの誤りを白日のもとにさらすこととなった。自動車や電気、機械など輸出型企業の落ち込みは、非正規労働者の大量解雇などにより、弱体化した内需をさらに冷え込ませ、日本の実体経済の脆弱さを露呈するものとなった。

そこで、日本経済を本格的に再生させるためには、財政的にも不可能な従来型の大型公共投資によるのではなく、地域内を貨幣が循環する地域内循環型内需拡大経済が求められる。

1. 地域内循環型経済とは何か・・・地域の中で資金が循環していく内発型経済

これまで、日本経済が不況局面になるごとに政府は内需拡大として膨大な財政出動による土木事業型開発政策を行ってきた。特に1990年代の長期不況期には不況対策名目の公共事業費が急増した。その結果、国と地方の長期債務は1991年度末の278兆円

から 2000 年度末の 642 兆円へと債務残高が急増し、国、地方の財政は借金漬けの状態に陥った。一方、大型公共事業依存型内需拡大策は、大手建設業や大手メーカーなどその周辺事業に対しては一定の需要を掘り起こす役割を果たしたが、地域の活性化にはつながらず、地方の財政破綻のつけを背負わされた行政を通じて市民に負担が覆いかぶさってくる事態となった。

したがって、このような従来型内需拡大策では地域経済を再生させ、市民所得を増大させることができない。そこで新しい内需拡大策として注目されるのが地域内循環型経済・産業システムづくりである。それは「市民所得の向上」を基本に据え、大型公共部門依存でもなく、大企業誘致による地域開発依存でもない地域内発型の経済発展手法である。

地域経済が持続的に発展していくためには、毎年、その地域に必要な投資が行なわれる必要がある。そしてその投資資金が原材料や設備および労働力を購入し、新たな商品やサービスを生み出し、それを地域内外に販売することによって利益を伴った売上として資金が回収される。この資金回収が地域の産業のもとに戻るならば、当初地域に投下した資本は地域に還流されることになる。また、この資本の循環過程において原材料や設備を販売した企業が地域内の企業であれば、その売上金を資本として新たな再生産を営むことになる。さらに、地域の労働者は労働力を販売することによって得た賃金をもとに日常生活に必要な食料品をはじめとする消費財を購入することになる。地域の消費財を販売する商店はその売上金により、卸売商店や農家等から新たに消費財を購入することになる。

このように、毎年地域内でさまざまな産業や地方自治体などから一定の投資が行なわれることにより、生産が毎年継続し、生産する企業も販売する商店やサービス業者も賃金を得ている労働者も消費財を作る農家なども、生産や販売活動など企業や商店、農業などの営みがおこなわれることにより、労働者や事業主の生活を繰り返し維持していくことが可能となる。地域内に投下された資本がさまざまな貨幣循環となり、地域内をグルグル回ることになれば、地域の経済が活性化されることになる。

そして、このような資金の循環過程の中で、資金の投下量が少しずつ増加していくなれば、地域の経済は発展的に持続することになる。新たな内需型経済とはこのようなそれぞれの地域における地域内循環型経済が発展することであり、日本経済にバランスの取れた新たな活力を生み出すことになる。

2. 地域内循環型経済の担い手は誰か

そこで、まず地域内に投資する主体は誰かについて考えてみると、基本的には地域に根ざす民間企業であろう。その中でも直接生産物を生産する企業が重要である。何故なら、地域において生産される商品がなければ、販売や流通が成り立たない。仮に成り立つとすれば、それは地域外の生産物を販売することになり、流過程において資金が地域外に流出されてしまうことになる。同時に地域経済が拡大するためには常時、生産の

規模を拡大していく必要がある。そのことによって販売・流通活動が活発になり、雇用が拡大し人口の増加が可能となるからである。

このような直接生産物を生産する産業の代表は製造業である。地域において特産となる農林漁業などから得る原材料をもとにした生産物など、地域に根ざす企業が地域ならではの生産を行なう製造業、あるいは地域の住民の生活や福祉を支える生産物を生産する製造業などが地域内で投下する資本の量が増大すればするほど、販売・流通など商業も活発化し、労働者の雇用が拡大し、賃金も上昇することにより消費購買力が高まることになる。

「ものづくり」という点では地域に根ざす建設業も地域内循環型経済の主要な担い手といえる。建設の活動はそもそも地域の土地の上または下に固着した建設物を生産するため、地域の産業や住民生活、自然環境に長期にわたって大きな影響を与える。

その意味では建設業は本来的に地域産業ということができる。

建設業の仕事は主に請負業であるため投資する主体は建設業に工事を請負わす発注者ということになる。しかし、建設物を生産するのは建設業者であることから、地域の生産の担い手として存在する。

地域建設業向けの投資は、労働者の雇用を促進し、その支払い賃金は生活費として地域の商店などで消費される。また工事のための建設資材は地域の建材店や金物店で購入され、さらに建材店等は木材業者や卸売り業者から材料を購入することになる。

このように地域の建設事業は地域の雇用を促進し、地域経済への波及効果の高い地域内循環型事業ということができる。

3. 地域内循環型経済の担い手としての基礎自治体の役割

民間企業とともに、地域内投資に重要な役割を果たすのが基礎自治体である。特に民間企業の投資力の弱い中山間地ほど基礎自治体の投資に果たす役割が大きい。基礎自治体の財政支出が当該地域に根ざす産業の基盤的社会資本の充実や産業育成のための直接的支援、地域の住民生活の向上、医療や社会福祉の向上のために投資されるなら、その財政支出は地域内を循環し、地域の経済力を高め、その結果地方自治体の税収を豊かにすることができる。

一方、基礎自治体は、特定の自然や歴史、文化、経済的条件において共通性をもつ地域社会をベースにして成り立っている。したがってそこに住む住民は固有の国土や自然環境を受け入れつつ、その時代の生産や生活に必要な基盤のもとにそれぞれの生活を営んでいる。この地域社会とそれを土台にした基礎自治体はそこに住む住民と一体的に存在していなければならない。そのため、基礎自治体の運営は「住民主権」の立場で住民自治の発揮に基づいて、その財政支出は地域社会の構成要素に直接、間接的に再生産に役立つものでなければならない。

このような基礎自治体が地域内循環型経済や地域形成に果たす役割は、地方の自治体ほど明確に理解することができる。

しかし、今日、基礎自治体の枠組みの揺らぎは地方の中山間地だけではなく大都市部においても大きな問題となっている。その最大の問題は基礎自治体の財政基盤の脆弱さである。その原因は基本的に税収の減少にある。この税収を強化するには地域内における経済活動をいかにして活発化するかにかかっている。これまで、多くの地方自治体は税収強化のために地域外から大企業を誘致してきた。また、国や県の補助事業、基礎自治体自らの単独事業による大型公共事業を持ち込んできた。しかし、このような手法は地方の中山間地だけでなく都市部においても破綻しつつある。

今日、都市部においても地域経済の持続的発展のためには、地域内産業連関の自覚的構築による地域内経済循環の形成が求められている。

第2節 横浜の地域経済の構造的特徴¹

1. 京浜工業地帯の発展構造

横浜は国際港湾都市として発展を遂げてきたが、同時に貿易港を持つ工業都市として京浜工業地帯の主要部を構成して発展してきた。戦前からの京浜臨海部の埋立・造成とともに、鉄鋼（日本鋼管）、造船（三菱重工業）、機械（日産自動車）、化学（昭和電工）その他の重化学工業が進出した。戦後も埋立地造成事業は継続され、石油精製や石油化学工業、火力発電所、高炉製鉄業などが集積されていった。しかし、地価の高騰や用地不足、道路輸送の渋滞、公害問題などの発生により工業団地は次第に周辺地域に分散され、さらには1980年代以降のグローバル化とともにアジア地域をはじめ世界各地に工場が分散していった。

そして、電気・自動車など組立型工業は量産型工場を海外に移転しつつ、一方では高付加価値型の先端技術や基幹部品・部材を生産する拠点工場、研究開発機能を担う研究所などが配置されることとなった。

2. 横浜の経済構造の特徴

横浜市は、人口規模では大阪市の1.34倍であるにもかかわらず、金融・保険業、卸小売業などの第3次産業は大阪市の54%の規模に過ぎない。横浜市は中枢管理機能関連サービスの集積が弱いだけでなく、専門サービスの集積も弱く、これらの機能は東京に依存している。横浜市の第3次産業は地元市場産業が中心で、外部の地域から需要を吸引し、大都市型の移出産業として発展するに至っていない。横浜は独自の背後地経済を有する大都市圏の構造を形成していないといえる。第3次産業では不動産業への特化が著しい。横浜市が大規模プロジェクト中心の公共事業とともに旺盛な宅地開発と住宅投資を呼び込んだことが不動産業の成長に結びついたものとみられる。また横浜の特徴として大都市の経済機能である大企業の本社機能が弱いという問題がある。特に近年には横浜の支店・営業機能をも、東京の本・支店に吸収する合理化が行なわれ、横浜は東

¹ 本節は中村剛一郎編『基本ケースで学ぶ地域経済学』（有斐閣ブックス）第2章を参考にして作成。

京のオフィスに通勤する人々のベッドタウンの性格を強く持ってきている。このように横浜は東京大都市圏の生産拠点・研究開発拠点であり、同時に住宅都市としての機能が中心であり、全国的・国際的に展開されている経済活動を統合する中枢管理機能を集積して全国的・国際的中心地として発展する本来の大都市経済の特性が弱い。東京を核都市とする大都市圏の中の周辺の「大都市」に過ぎないという特異性を持っているのである。それぞれ東京の中枢管理機能からコントロールされており、地域における相互の結びつきや統合力が弱い。

したがって、相互連関や協働による相乗効果を地域から統制して、地域経済としての独自の地域経済循環を深化させたり、地域からの内発的な地域発展を創出したりする地域力が弱く、独自の自律的で統合的な地域的経済システムとして機能していない。横浜は早期に東京依存から脱却し、独自の自律的で内発的な地域経済システムへの転換が求められている。

第2章 いま求められる公共事業政策の課題

今日、日本の公共事業をめぐる課題は、ひとことで言えば、①財政に過大な負担を掛けることなく、②住民の安心・安全を守り、③地域内循環型経済に貢献する、公共事業政策を展開するということであろう。

確かに戦後の公共事業政策には、戦後の一時期を除いてこの三つの課題を統一的に推し進められたことはなかったのではないか。その意味では横浜市の公共事業政策はこれまでの経験や流れに拘泥されない新しい発想のもとで展開されなければならない。

すでに大規模な市債残高を抱える市財政をこれ以上悪化させないためにも、公共投資規模は全体的には縮小せざるを得ない。しかし、市民の安全、安心を守る立場から老朽化した既存施設の維持補修、耐震改修などを含め自然災害に強い構造物にするための改修事業、災害防止への河川や危険地域の改修事業、生活道路の整備など市民生活の安全と利便性確保のためのきめ細かい事業はこれまで以上に充実させねばならない。このように今後の公共投資政策では国際競争力強化を名目とした都市再生事業や高規格アクセス道路、港湾など不要不急の大型事業は廃止・中止、休止するとともに、市民生活上必要とされる事業を思い切って増大させるメリハリのある公共投資政策が必要である。

それとともに、投資資金の地域内循環に貢献し、地域経済の再生につながる公共事業政策として、地域中小建設業に重点発注する発注・入札制度をより鮮明にするとともに、地域の雇用と労働条件改善につながる施策が必要とされる。

このような立場から、横浜市の公共事業政策の現状と課題をみてみたい。

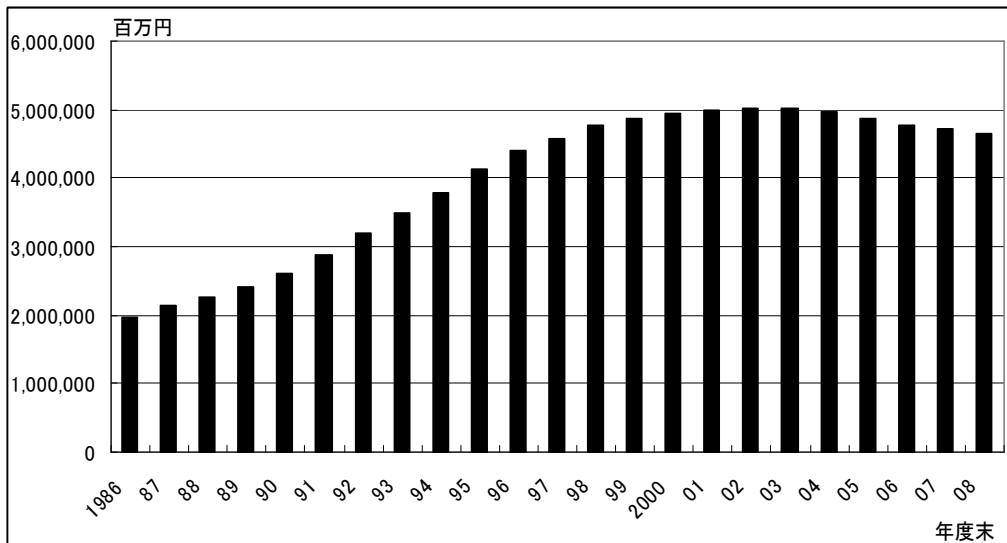
第1節 横浜市の財政の現状と課題

1. 歳入総額の1.8倍にもものぼる市債残高

横浜市の2008年度の決算をみると、一般会計、特別会計を合計した歳入総額は約2兆6,332億円である。一方、横浜市の累積債務である市債残高は2008年度末で、4兆6,499億円と歳入総額の約1.8倍に達している。

市債残高は1986年度には約2兆円であったが、1990年代に入り公共投資の増大とともに急激に増加した。1991年度から2000年度までの10年間で約3兆円増加し、4兆9,348億円に達した。2000年代に入り2003年度には5兆282億円と5兆円規模に達したのをピークにその後、徐々に減少し2008年度末には4兆6,499億円にまで減少したが、横浜市が相当な借金財政となっていることには変わりがない。このような市債残高をできる限り減らす財政の健全化を図りながら、今後の財政運営を図っていく必要がある。

図表 1-2-1-1 一般会計、特別会計を含む市債残高の推移



出所：横浜市統計書 第8章市債現在高より。

2. 減少を続ける横浜市の普通建設事業費

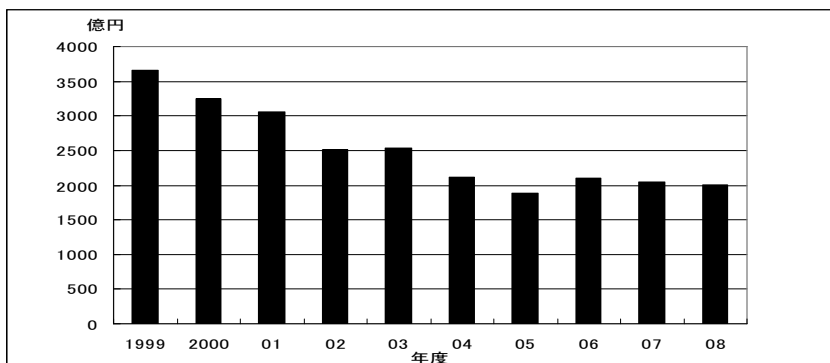
横浜市が歳入総額の2倍近い債務を抱えている状況では、公共投資の総額を削減していくことは財政の健全化の上からもやむを得ない。図表 1-2-1-2 は 1999 年度から 10 年間の普通建設事業費の推移であるが、1999 年度約 3700 億円あったのが 2008 年度には約 2000 億円と 54% の水準にも低下している。

しかし、市民の立場からみればどのような理由で市の債務が増加し、それを削減するうえでどのような内容の公共投資を減少させるのかということが問われる。

図表 1-2-1-1 の市債が急増するのは 1980 年代終盤から 90 年代終盤までであるが、この時期、横浜市は国際交流都市をめざすとして臨海部のみなとみらい地区の本格的開発を行ない、埋立造成とともに基盤的インフラ整備、超高層施設の建設にとりかかった。

結果的にムダともいえる巨大な事業に市債の発行が行なわれたことになる。さらに今日、膨れ上がった債務の削減という名目で行政サービスの民営化・市場化、市民の自己

図表 1-2-1-2 普通建設事業費の推移



出所：横浜市「平成 20 年度決算詳細版」より。

責任化が進むとともに市民が必要とする公共事業の削減が進んでいる。

3. 2010年度予算からみる公共事業費の規模

2010年度の予算規模は一般会計 1兆 3,604億円と前年度比 0.8%減と5年ぶりのマイナス予算となっている。特別会計は1兆 1,639億円と前年度より 9.6%の減、公営企業会計では 5,755億円と前年度比 4.2%減となっている。全会計では 3兆 998億円と前年度より 4.9%、1,594億円減少している。

図表 1-2-1-3 2010年度 会計別予算規模

	2010年度	2009年度	増減	増減率
一般会計	1兆 3,604億円	1兆 3,714億円	▲110億円	▲0.8%
特別会計	1兆 1,639億円	1兆 2,873億円	▲1,234億円	▲9.6%
公営企業会計	5,755億円	6,005億円	▲250億円	▲4.2%
総計	3兆 998億円	3兆 2,591億円	▲1,594億円	▲4.9%

注1：会計間で相互にやりとりする重複部分を除いた全会計の純計は、2兆 3,516億円となっています。

注2：各項目で単位未満を四捨五入をしているため、総計及び増減欄と一致しない場合があります。

出所：横浜市HP「平成22年度予算について」より。

一般会計の支出内訳をみると、全体的には前年度より 110億円の減少であるが、施設整備費では 1,670億円と前年度より 361億円もの大幅な減少となっている。

施設整備費の内訳を見ると、市単独事業費は 1,083億円と前年度比 141億円の減少に対し、国庫補助事業費は 587億円と前年度比 220億円の減少となり、国庫補助事業費の方がよりいっそう減少が激しい。市税収入の減少と相まって、国の三位一体改革のもとで国庫補助事業費の減少となって現れている。

この施設等整備費の予算全体の構成比を 2001年から 10年間の推移をみると、2001年度では一般会計全体の 25.9%を占めていた。特に市単独事業費は 16.5%を占め、市財政に占める公共投資額の異常ともいえる多さを示している。

しかし、その後小泉構造改革が「官から民へ」「小さな政府」を唱える市場原理主義の下で国・地方の公共投資の大幅縮小路線がとられ、市の公共投資も「選択と集中」政策により、次第に総額縮小の方向に転換した。市単独事業費も国庫補助事業費もほぼ同様に削減され、2010年度予算では市単独事業費は 2001年度の 48.5%、国庫補助事業費は 45.7%となっている。

図表 1-2-1-4 2010 年度一般会計予算経費別総括表

単位：億円・%

	2010 年度	2009 年度	比較		2010 年度 構成比
			増▲減	増減率	
人件費	2,029	2,102	▲73	▲3.5	14.9
扶助費	3,475	2,726	749	27.5	25.5
行政運営費	2,721	3,044	▲323	▲10.6	20.0
行政推進経費	2,317	2,656	▲339	▲12.8	17.0
行政内部経費	404	388	16	4.3	3.0
施設等整備費	1,670	2,031	▲361	▲17.8	12.3
市単独事業費	1,083	1,224	▲141	▲11.5	8.0
国庫補助事業費	587	807	▲220	▲27.3	4.3
公債費	1,873	1,881	▲8	▲0.5	13.8
繰出金	1,836	1,929	▲93	▲4.8	13.5
義務的繰出金	1,467	1,518	▲51	▲3.3	10.8
任意的繰出金	369	411	▲42	▲10.2	2.7
合計	13,604	13,714	▲110	▲0.8	100.0

注：各項目で単位未満を四捨五入しているため、合計欄及び比較欄と一致しない場合があります。

出所：同上。

図表 1-2-1-5 一般会計歳出経費別構成比の推移

■一般会計歳出経費別構成比の推移



注1：各年度の数値は当初予算（14年度は5月補正後）により算出したもので、17年度は風力発電事業費会計の設置に合わせて計数を整理しています。

注2：義務的経費とは、一般的には、職員給与などの「人件費」、福祉・医療・子育てなどの経費である「扶助費」、過去に市債を発行して借り入れたお金の返済の経費である「公債費」の3つからなります。

出所：同上。

第2節 2010年度予算における公共事業の具体的内容の特徴

1. 2009年度『横浜市民意識調査』から社会資本整備に関する要望

公共事業総額が減少している中で、2010年度予算における主要な事業が市民の安心・安全を守る立場から計画されているのか、国際競争力強化の立場から不要不急の事業に重点が置かれているのかについて検証してみる。

その前に、2009年度に実施された「横浜市民意識調査」から市民の社会資本整備に関する要望を見てみることにする。

市民の30%以上が要望しているのは

- | | |
|--------------------|-------|
| 1. 高齢者福祉施設 | 35.5% |
| 2. 病院や救急医療など地域医療施設 | 35.1% |

市民の20%以上が要望しているのは

- | | |
|------------------------------|-------|
| 3. 地震など災害対策 | 28.0% |
| 4. 高齢者や障害者が移動しやすいまちづくり駐車場の整備 | 25.9% |
| 5. 通勤・通学・買い物道路や歩道の整備 | 23.9% |
| 6. 保育など子育て支援や保護を要する児童への援助 | 23.9% |
| 7. 最寄り駅周辺の整備 | 20.7% |
| 8. バス・地下鉄の便 | 20.4% |

市民の10%以上が要望しているのは

- | | |
|-----------------------------|-------|
| 9. 良質な水の確保や安定供給 | 17.0% |
| 10. 下水道施設整備による身近な川や海などの水質改善 | 15.4% |
| 11. 河川改修と水辺環境の整備 | 13.0% |

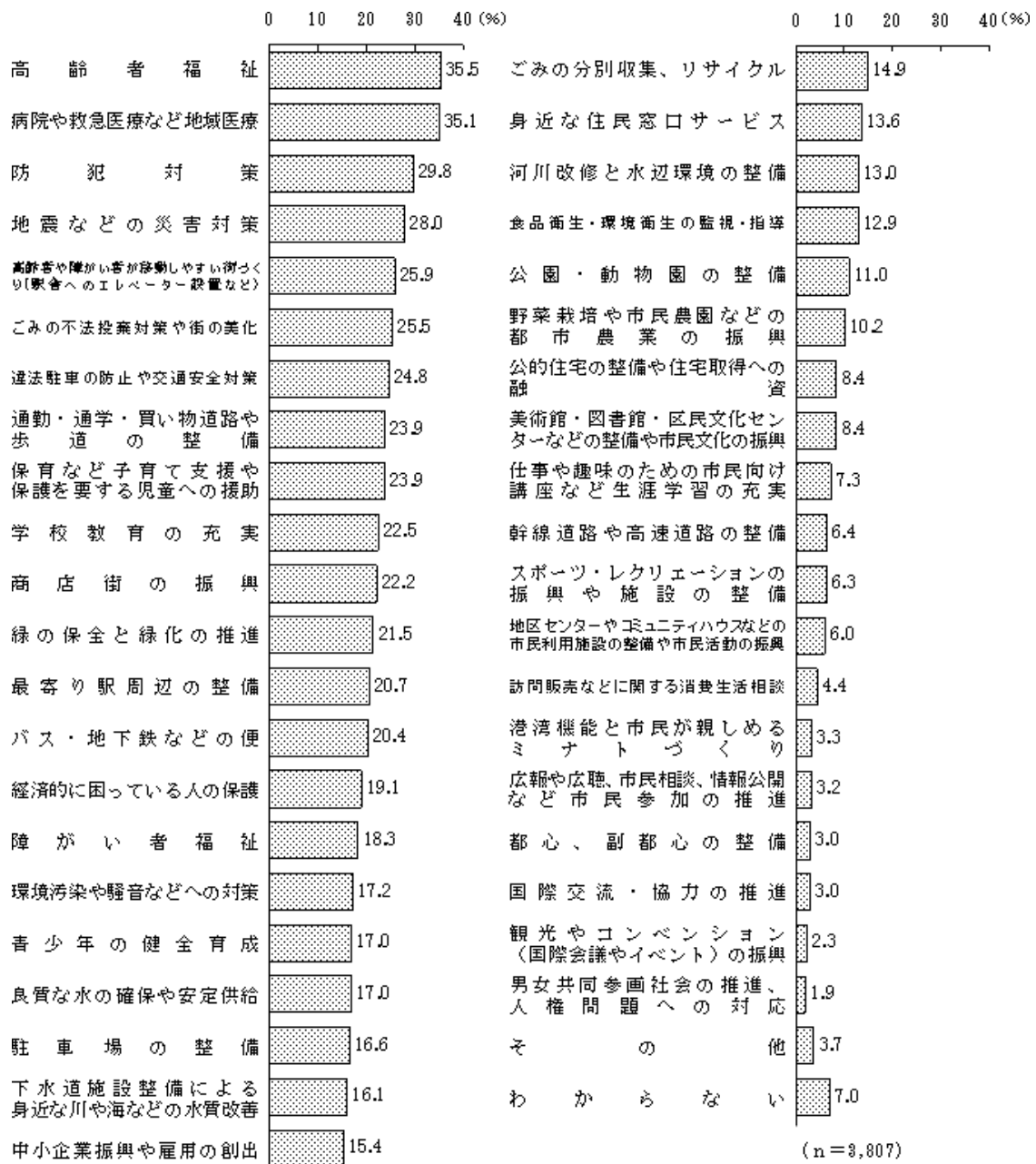
市民の要望が一桁のものでは

- | | |
|--------------------------------|------|
| 12. 公的住宅の整備や住宅取得への融資 | 8.4% |
| 13. 美術館・図書館などの整備や市民文化の振興 | 8.4% |
| 14. 幹線道路や高速道路の整備 | 6.4% |
| 15. 地区センターなどの市民利用施設の整備や市民活動の振興 | 6.0% |
| 16. 港湾機能と市民が親しめるミナトづくり | 3.3% |
| 17. 都心・副都心の整備 | 3.0% |
| 18. 観光やコンベンションの振興 | 2.3% |

横浜市民の強い要望となっているのは、福祉、特に高齢者の施設を含む福祉の充実、また、高齢者や障害者が移動しやすいバリアフリー型まちづくりが強く要望されている。さらに地域医療の充実を含め、福祉・医療の充実への要望が3割以上を占めている。当然、これにかかわる社会資本づくり、あるいはすでにある施設や道路等のバリアフリー型改修が強く望まれている。それらに次いで「地震など災害対策」が上位を占めている。ここには地震に対する備えとしての既存施設の耐震改修をはじめ、水害や土砂災害などに対する防災対策事業への強い要望がある。さらに、「駐車場の整備」や「バス・地下

鉄の便」「最寄り駅周辺の整備」「通勤・通学・買い物道路や歩道の整備」にみられるように、急速な市街地再開発事業や駅前再開発事業による人口の増加に、住民の生活の利便性や安全に十分配慮されていないことへの要望、また横浜の都心や副都心以外の地域の交通の便がおろそかになっていることへの要望などが挙げられる。これらの住民の身近な生活にかかわる社会資本整備の強い要望がある反面、横浜市政が国際化に向けて強力に推進しようとしている「幹線道路や高速道路の整備」「都心・副都心の整備」「港づくり」「観光やコンベンションの振興」などは要望度としては低いものとなっている。

図表 1-2-2-1 2009 年度横浜市民意識調査結果



横浜市都市経営局「平成 21 年度 横浜市民意識調査」より。

2. 2010 年度社会資本整備事業の分類

このような市民の社会資本づくりへの要望を踏まえて、2010 年度予算における事業を分類してみると、以下のようになる。

この中で、市民の要望度の低い「都心・副都心の整備」や国際都市化に向けての「幹線道路や高速道路の整備」「港づくり」「観光やコンベンションの振興」などの事業は全体 1,783 億円のうち 50.3%を占めている。これら事業は市民にとって概ね不要不急の事業であり、削減可能と考えられる。このようにして全体公共投資量は削減しつつも、福祉・医療、教育、災害防止、身近な生活インフラの充実の面から要望度の高い事業にシフトしていく必要がある。事業項目を見ると、福祉や災害防止、住民の生活利便性については相当配慮をされているように見えるが、金額的にはそれほど多くない。

図表 1-2-2-2 2010 年度一般会計予算のうち社会資本整備事業

単位：千円・%

項目	事業項目	予算金額	構成比	備 考
福祉・医療	特別養護老人ホームの整備	3,590,000		
	地域ケアプラザの整備	821,000		
	認知症グループホーム消防設備設置費助成	277,000		
	小規模多機能型居宅介護事業所の整備	529,000		
	社会福祉法人型障害者地域活動ホームの整備	795,000		
	障害者施設の整備	976,000		
	精神障害者生活支援センターの整備	120,000		
	障害者グループホームの整備	156,000		
	障害者グループホーム消防設備整備事業	143,000		
計		7,407,000	4.2	
教育	小・中学校の整備	3,410,000		
計		3,410,000	1.9	
まちづくり	コミュニティハウス整備事業	345,000		
	文化施設整備事業	1,482,000		鶴見、緑、戸塚区民センター
	公園整備事業	16,112,000		国庫補助が減ったため
計		17,939,000	10.1	
環境	最終処分場整備事業	4,757,000		南本牧埠頭第 5 ブロック処分場
	最終処分場改善工事	1,393,000		戸塚区品濃町
計		6,150,000	3.4	
災害防止	区庁舎の再整備	183,000		瀬谷、南、港南
	区庁舎、学校の耐震補強工事	3,348,000		西、中、緑、金沢、18 校舎
	学校の再整備	20,000		横浜総合高校
	消防署の整備	554,000		青葉台
	市立保育所耐震改修	101,000		
	民間木造住宅・マンション等の耐震診断・改修	658,000		
	急傾斜地崩壊対策事業	301,000		
	がけ地防災対策事業	58,000		
	狭あい道路拡幅整備事業	839,000		整備距離 8.5km
	いえ・みち まち改善事業	363,000		
	下水道管の耐震化	110,000		2 箇所
	水道管の耐震化	473,000		
	水道の導水管路	695,000		
	震災時仮設水洗トイレ用排水設備の整備	70,000		
	歩道橋長寿命化推進事業	194,000		
	河川整備事業	4,400,000		集中豪雨対応
計		12,367,000	6.9	
住民生活の	主要地方道等の整備	4,730,000		

利便性・安全性	駅まで15分道路の整備	4,212,000		市営住宅の改善、耐震改修
	道路の維持・修繕	9,486,000		
	住宅地区改良事業	319,000		
	公共建築物の長寿命化	4,000,000		
	公的住宅の整備等	1,605,000		
	水道老朽管更新の促進	17,129,000		
計		41,481,000	23.3	
都心・副都心の整備	戸塚駅周辺地区市街地再開発	6,558,000		鶴見、上大岡、長津田、金沢八景駅 神奈川東部方面線整備事業
	市街地開発の推進	2,013,000		
	鉄道ネットワーク形成	864,000		
	横浜駅周辺大改造	1,607,000		
	下水道整備事業	37,434,000		
計		48,476,000	27.2	高度処理施設、雨水幹線、貯留管
国際都市化	観光・コンベンションの推進	145,000		
	企業誘致促進事業	1,781,000		
	横浜港のハブポート化の推進	5,838,000		
	横浜環状道路等整備	7,766,000		
	横浜駅周辺大改造事業	187,000		
	羽田空港際拡張・国際化推進	1,243,000		
	国際交流ラウンジの整備	73,000		
	都市計画道路等の整備	18,155,000		
	国直轄道路の負担金	4,000,000		
港湾整備費負担金	1,923,000			
計		41,111,000	23.1	
合計		178,341,000	100.0	

出所：横浜市HP「平成22年度予算案について、局・事業本部の主要事業一覧」より作成。

3. 市民の要望度の低い社会資本整備事業予算の具体的内容

1) 「都心・副都心の整備」事業

横浜市が重点事業と位置づけすでに膨大な事業費を投入して実施しているのが、市民の要望度ではわずか3.0%にしかない「都心・副都心の整備」事業である。

図表1-2-2-3の市街地開発事業等の拠点整備の推進位置図にあるように、現在横浜市では市街地開発事業が横浜都心、新横浜都心を軸に副都心において7つの事業が行なわれている。

さらにその周辺15箇所で拠点整備事業が行なわれている。

その象徴的事業が戸塚駅西口市街地開発事業である。駅前の小零細商店を追い出し、東急グループを中心にした商業施設を建設し、さらに公益施設として区役所と文化センターを建設するものである。市が支出する総事業費は約1085億円にもなり、市民の無駄な事業という声を無視して、大手不動産とゼネコンによるPFI事業として推進されている。

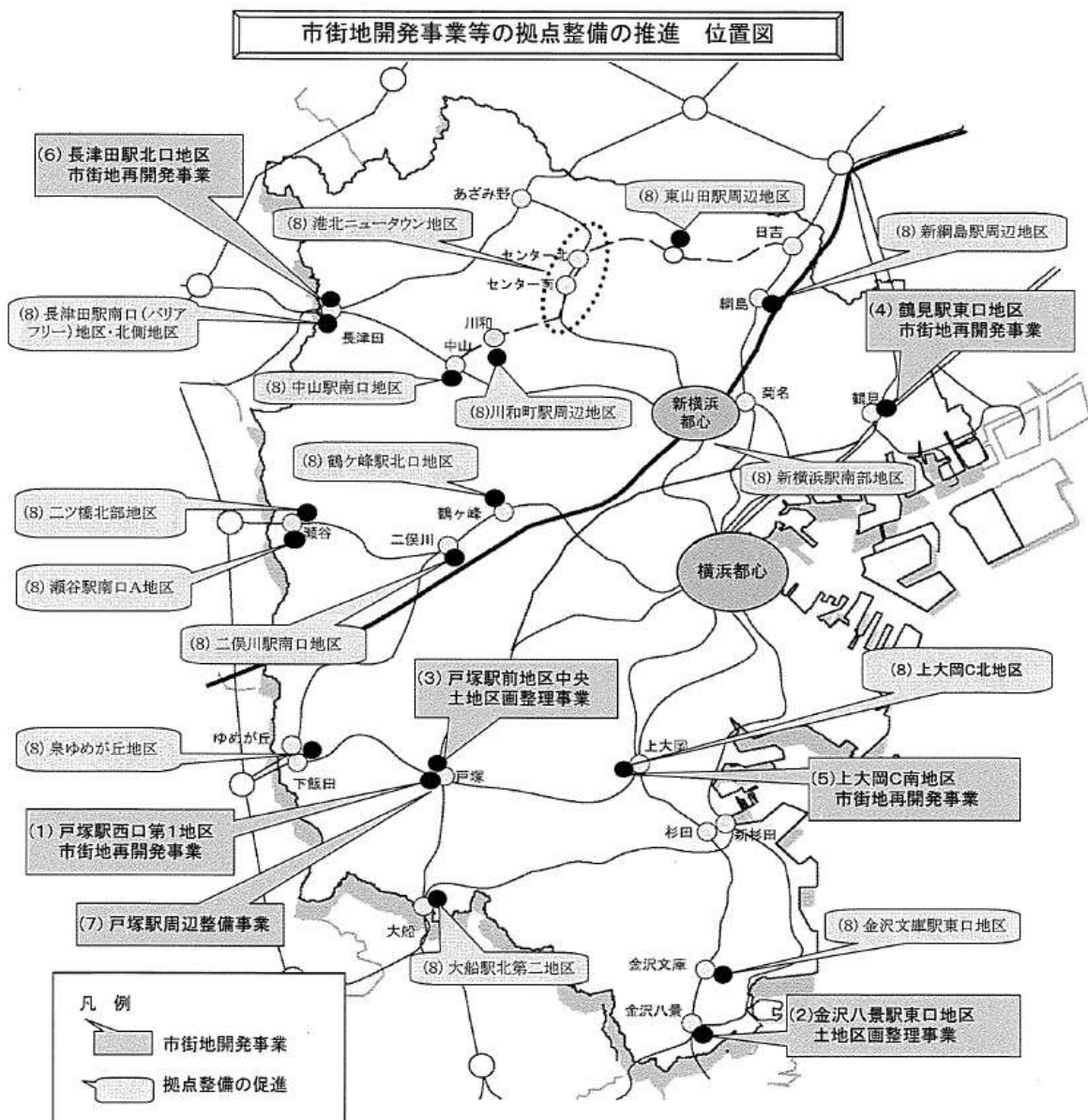
この事業をはじめとして都心・副都心における現在施行中の市街地開発事業は図表1-2-2-4のように総事業費が2,250億円にも達している。

さらに、今後「国際都市化や経済の活性化を推進する都市づくり」として、すでに2010年度に計画や設計予算を組み込んでいる新しい事業として5つの事業が計画されている。その多くは横浜駅およびみなとみらい地区の更なる開発におかれている。

エキサイトよこはま22推進事業は横浜駅周辺大改造事業として西口、東口双方の再開発にかかわるインフラ整備が計画されている。さらに横浜駅につながるヨコハマポートサイド地区は都心型住宅を中心に業務・商業・サービス・文化等の施設の集積を図るとして、駅東口開発と連結して計画されている。

すでに1980年代後半から行なわれている臨海部のみなとみらい開発がバブル経済の崩壊以降、事業者の誘致が思うように進まず、さらに小泉内閣の都市再生事業として民間事業者主体の開発に市が様々な支援を行ない、膨大な財政投入を行ってきた。このような金融・不動産・ゼネコン主体の大規模な再開発事業は中止もしくは休止をすべきである。

図表 1-2-2-3 市街地開発事業等の拠点整備の推進 位置図



出所：横浜市都市整備局HPより。

図表 1-2-2-4 都心・副都心整備事業の状況
(すでに施行が行なわれている事業)

事業名	施行者	施行期間	総事業費 (億円)	2010年度予算 (千円)
戸塚駅西口第1地区市街地再開発事業	横浜市	1996年～2012年	1,085	2,998,189
金沢八景駅東口地区土地区画整理事業	横浜市	1986年～2016年	91	505,054
戸塚駅前地区中央土地区画整理事業	横浜市	2002年～2014年	325	3,552,834
鶴見駅東口地区市街地再開発事業	都市再生機構	2006年～2010年	261	640,900
上大岡C南地区市街地再開発事業	組合	2005年～2010年	280	69,200
長津田駅北口地区市街地再開発事業	市住宅供給公社	2008年～2012年	193	705,500
戸塚駅周辺整備事業	横浜市	2004年～2012年	15	307,040
合計			2,250	8,778,717

(国際都市化、経済の活性化に向けて準備中の事業)

事業名	2010年度予算 (千円)	事業概要
関内・関外地区活性化推進事業	40,000	ビル再生事業、港町地区周辺再整備など
羽沢駅等周辺整備事業	10,000	新旅客駅設置に伴う周辺黄打つ基盤施設整備
エキサイトよこはま22推進事業	187,000	横浜駅周辺開発関連インフラ整備
ヨコハマポートサイド地区整備事業	200,400	都心臨海部の複合市街地形成整備
日ノ出町駅前A地区市街地再開発事業	84,000	駅前の高度利用に向けた再開発

出所：同上。

2) 「幹線道路や高速道路の整備」事業

次に国際競争力強化のための物流機能の整備の中で市民の要望度が9.4%と低い「幹線道路や高速道路の整備」の状況はどうだろうか。

横浜市は、効率的で効果的な道路ネットワーク整備の体系として、

- ① 首都圏の主要都市を連絡する広域的な交通体系（高速道路）
- ② 都心まで30分の交通体系（幹線道路）
- ③ 最寄り駅まで15分の交通体系（地区幹線道路）

の三つに区分して道路整備を行なっている。

高速道路の整備は図表1-2-2-5に示すように、横浜環状南線（圏央道）、北線、横浜湘南道路（圏央道）の整備を引き続き行なうこととしている。横浜環状南線及び横浜湘南道路は首都圏中央連絡自動車道（圏央道）で国直轄工事であるが、横浜市は2010年度22億円の負担金を計上している。また横浜環状北線は首都高速道路会社の施行であるが横浜市は2010年度24億円の出資金を計上している。このように横浜市は国の国際競争力強化のためのアクセス道路の整備に毎年巨額の事業費を負担している。

一方、市単独の幹線道路の整備では、3環状10放射道路および横浜環状道路のインターチェンジからの関連道路の整備に2010年度として107億円もの予算が計上されている。

3環状10放射道路では

環状3号線（戸塚区戸塚町～汲沢町）

環状4号線（栄区公田町～中野町）

羽沢池辺線（神奈川区羽沢町～緑区鴨居町）

横浜伊勢原線（泉区上飯田町～和泉町）

川崎町田線（都筑区佐江戸町）

山下長津田線（緑区白山一丁目～鴨居町等）

鴨居上飯田線（旭区本宿町～さちが丘）

の整備が予定されている。

また、横浜環状道路関連では

横浜藤沢線（栄区長尾台町～戸塚区小雀町）

大田神奈川線（鶴見区上の宮一丁目～神奈川区西寺尾一丁目）

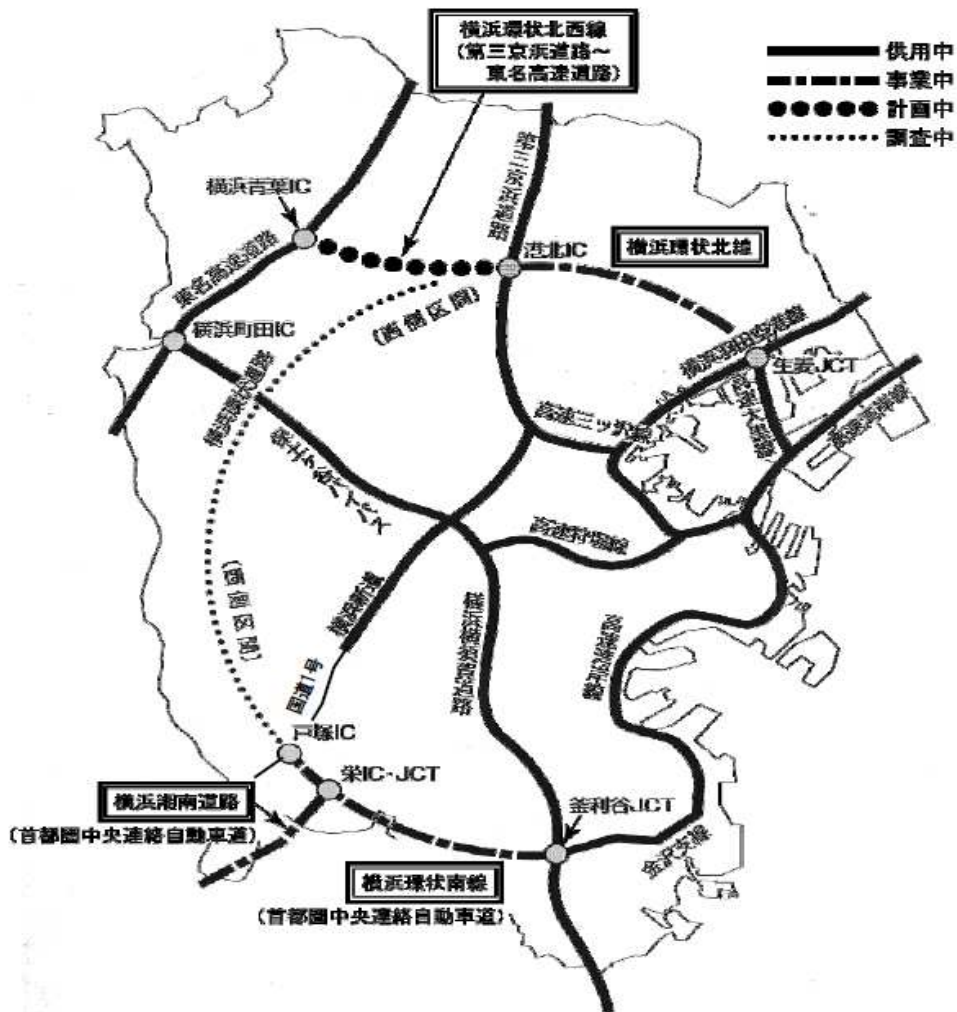
岸谷生麦線（鶴見区岸谷二丁目～生麦三丁目）

馬場出入口（鶴見区馬場七丁目）

以上のように、横浜市は至る所で高速道路や幹線道路の整備が行なわれるという物流優先の道路事業に多くの予算が使われている。

このような市民の生活の利便性には貢献することなく、生活環境の悪化や自然の破壊につながる事業は直ちに中止ないし休止を求める必要がある。

図表 1-2-2-5 横浜環状高速道路の整備状況



出所：横浜市HPより。

3) 港湾事業

国際貿易の拠点として国が「国際戦略港湾」構想を打ち出し、東京港、川崎港とともに国際中継貨物を取り込むハブポートと位置づけた港湾予算についてはどうであろうか。

2010年度の港湾関係予算規模は一般会計が164億円、特別会計である港湾整備事業費会計が51億円と2会計合計で215億円となる。さらに埋立事業会計の591億円を加えるとその規模は806億円にもなる。

市では総合港湾づくりの目標として、① 国際競争力のある港～ハブポート化の推進、② 市民が集い憩う港、③ 安心・安全な港 環境にやさしい港 という三つの基本理念を掲げているが、徹底した「選択と集中」のもとで、「横浜港の国際競争力強化」を最優先課題と設定し、重点的に予算配分を行なった。

具体的には、

- ① 南本牧埠頭では、国際海上輸送網の拠点となる世界最大級の水深 20m 岸壁を有する高規格コンテナターミナルの整備を進める。
- ② ターミナル機能を十分発揮させるため、広域幹線道路ネットワークを形成する首都高速湾岸線と高架で接続する南本牧埠頭連絡臨港道路の整備を進める。
- ③ 本牧埠頭 D 突堤地区では、老朽化した D1 岸壁の改良を進める。また D4 岸壁の改良（耐震強化）及び背後コンテナターミナルの拡張再整備を進め、接続道路の拡幅を行なう。
- ④ BC 突堤地区においては、BC1 岸壁に大型船が着岸できるよう前面の泊地浚渫を行なう。
- ⑤ 老朽化等により劣化の進んでいる C 岸壁補修工事を行なう。

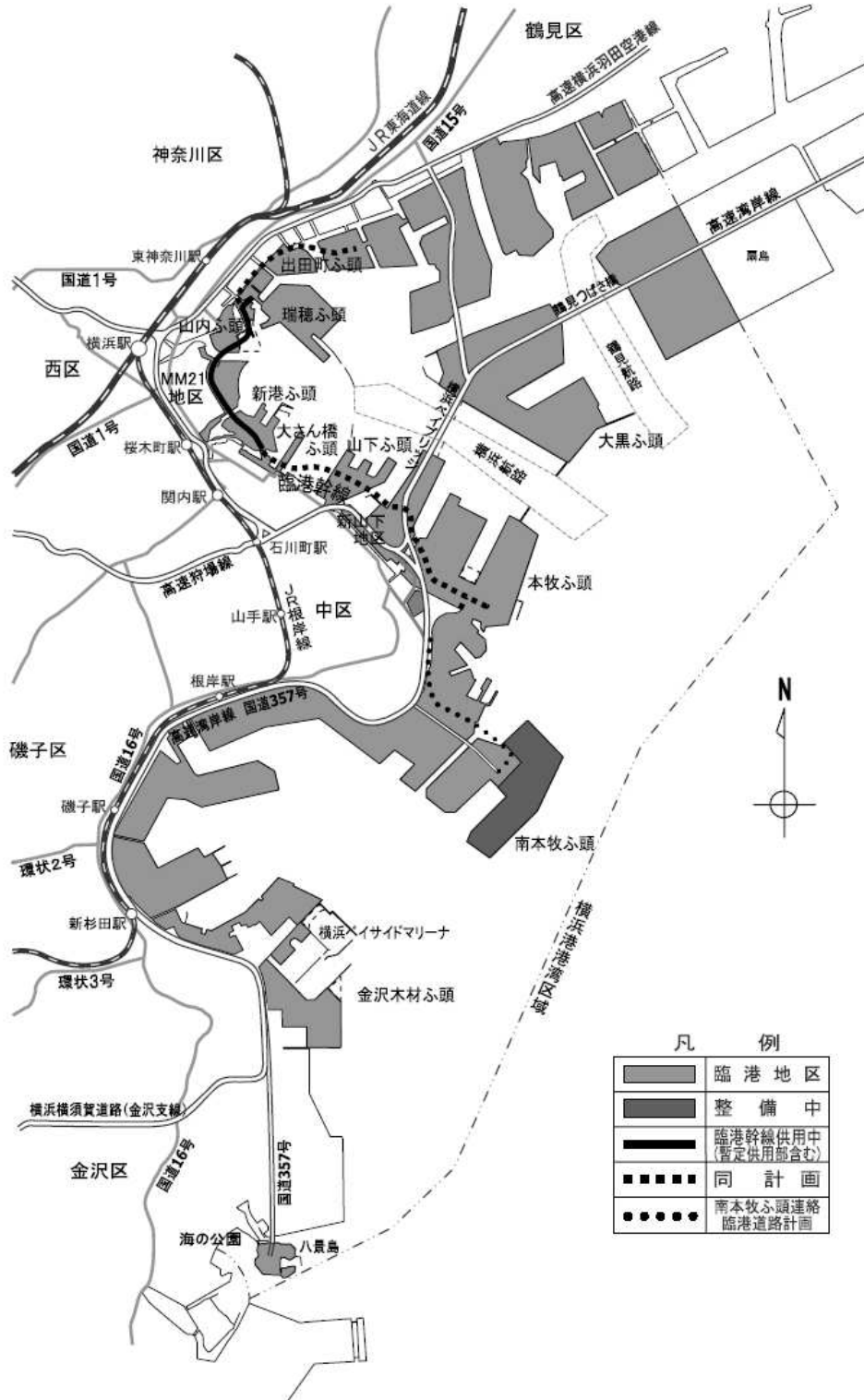
図表 1-2-2-6 2010 年度港湾局予算案における重点事業

主な事業	2010 年度予算 (千円)
南本牧埠頭高規格コンテナターミナル整備事業 ・ MC-3 岸壁整備 (国直轄事業) ・ MC-3 地盤改良等 (港湾整備事業会計)	2,771,053
本牧埠頭整備事業 ・ D 突堤地区 ・ D1 岸壁改良等 (国直轄事業) ・ D4 岸壁改良 (国直轄事業) ・ D1 岸壁改良関連工事 ・ 接続道路拡幅整備 ・ BC 突堤地区 ・ BC 1 岸壁泊地しゅんせつ ・ C 岸壁補修工事	1,452,170
南本牧埠頭連絡臨港道路整備事業 ・ 高架道路整備 (国直轄事業) ・ 首都高湾岸線出入口整備	79,676
港湾施設整備貸付金事業 (港湾整備事業費会計)	1,488,000

出所：横浜市「平成 22 年度予算案について」より。

図表 1-2-2-7 横浜港平面図

横浜港平面図



出所：横浜市HPより。

4. 市民の要望度の高い社会資本整備事業予算の具体的内容

1) 高齢者対応事業

2009年の「横浜市民意識調査」において最も要望度の高いのが、「高齢者福祉」の35.5%、「高齢者や障害者が移動しやすいまちづくり」の25.9%と高齢者対応事業に強い要望が出されている。現在、横浜市の高齢者は約67万人で5人に1人が高齢者という状況になっている。2005年の国勢調査によると、このうち約9.8万人は一人暮らし、約12.4万世帯は65歳以上の夫婦のみの世帯である。また67万人のうち約10.5万人が要介護認定者で、そのうち約半数が介護の必要な認知症があると見込まれている。さらに今後、高齢化が急速に進み、2011年には76万人、2014年には86万人に達すると見込まれている。このような現状の中で、自分や家族の老後の健康や生活に不安を感じている市民が増加し、安心できる老後のための高齢者福祉に強い要望が寄せられている。

2010年度予算では、特別養護老人ホームの整備は35.9億円計上されているが、前年度より13.1億円の減で820床増床される。しかし、全体整備数では13,307床に過ぎなく、要介護高齢者の増加にまったくテンポが合っていない。市では申込みから概ね1年以内に入所可能となるように整備するといっているが、そのためには予算の大幅増加が必要とされる。同様に介護老人保健施設は2009年度末で9,565床あるが、2010年度は増床予算が計上されていない。また認知症高齢者グループホームは2010年度126床増床されるが、全体で4,704床という状況である。

一方、まちのバリアフリー化については、2010年度には3,000万円弱の予算が計上されたのみで、駅周辺のバリアフリー化の基本構想の検討と駅周辺の歩行ルートの調査を行なうという状況で、大きく立ち遅れているといわざるを得ない。

2) 地震等災害対策事業

市民意識調査では「地震等災害対策」に対しても要望度が高い。災害対策には耐震対策以外にも風水害による土砂くずれや洪水対策などがある。

災害対策は公共物の維持補修とも連携し、増加の方向にはあるが、それでも2010年度予算では6.9%とまだまだ不十分である。ただし、「住民生活の利便性・安全性」の項目にも災害対策的的事业が含まれており、精査すればもう少し増加するものと見られる。

まず、区庁舎や学校、福祉施設との耐震改修事業を見ると、学校耐震補強工事では18校33億円、4区庁舎での耐震調査が予算化されている。市営住宅の改善・耐震化には16億円が計上されている。また民間建築物の耐震改修助成では、木造住宅耐震改修に4億5,900万円、マンション耐震改修に1億3,100円が計上されている。上下水道管の耐震化には12億7,800万円が計上されているが、まだまだほんの一部という状況である。道路橋梁の維持補修、耐震化には約14億円が計上されている。橋梁の計画的な維持補修・塗装等の長寿命化、コンクリート片剥離落下事故防止などが中心で耐震対策にはわずか5370万円しか計上されていない。

一方、台風や集中豪雨から市民の安全を守るための、河川の改修事業には44億円が

計上されている。さらに急傾斜地崩壊対策事業に 3 億円、がけ地防災対策事業に 5,800 万円が計上されている。

3) 住民生活の利便性・安全性に係る事業

市民意識調査では住民生活の利便性や安全性に係る要望がいくつか出されている。

「駐車場の整備」「バス・地下鉄の便」「通勤・通学・買い物道路や歩道の整備」などは高い要望度となっている。

「駅まで 15 分道路の整備」では交差点の改良など 42 億円が計上されている。また住宅地内の舗装補修や道路側溝の暗渠化、駅周辺の歩道や車道の舗装補修などに 95 億円、車道等の清掃及び道路照明等やエレベーター等の保守管理に 24 億円、街路樹の管理等に約 9 億円ときめ細かい予算が計上されている。さらに横浜市生活交通バス路線維持支援に約 6 億円、自転車駐車場施設の整備等に約 3 億円などが計上されている。

横浜市の公共事業は住民に身近な福祉や医療、災害防止・維持補修、生活の利便性に役立つ事業に大きく転換しなければならないが、事業規模からみると事業総額の半分にもならない状況にある。

第3章 地域内循環型経済に貢献する公共事業発注政策に向けて

横浜市の財政が市債に依存する割合が大きく、財政の健全化のためにも公共事業総枠を削減せざるを得ない状況にある。そのためには都心・副都心の大型再開発や輸出産業の物流促進のための高速道路、環状道路、ミナト整備など、横浜の国際都市化や大企業の国際競争力強化に向けた不要不急の大規模事業は当面中止・休止し、市民要望度の高い福祉、災害防止、生活の利便性と安全に寄与する住民生活密着型事業の大幅拡大が求められる。

一方、第1章で見た地域内循環型経済への貢献という点から見ても、横浜市の大規模公共事業は地域経済振興に逆行し、結果的に公共事業に財政支出されても市外の大企業が受注することにより、投下資金は市外に流出することになる。大企業が手配する下請業者は市外の業者となり、資材や機械の調達も市外からが多くなる。建設労働者も市外から通勤する労働者が多く、賃金収入を地域内で支出されることが少なく地域内の貨幣の循環が途絶えることになる。

そこで、公共事業の地域内循環型経済への貢献という視点から、市内建設業者や地域建設労働組合などの受注確保、就労確保の要求のもとに入札制度改革、地域要件の確立などの施策が行なわれている。

横浜市の発注・入札制度改革の動向を主に地域建設業振興、地域建設就労者の就労確保の観点からみてみるとともに、2008年度公共工事分析を踏まえ、改革のための提言を行なう。

第1節 ダンピング競争防止のための入札制度改革の動向と提言

横浜市では国の「構造改革」路線に従い、2000年代初頭から公共工事分野においても厳しい競争政策が行なわれてきた。その結果、今日においても低価格受注競争は激しく行なわれ、ダンピング受注による地域建設業の疲弊が進行している。一方でこのようなダンピング受注を招く入札制度を地域建設業振興、地域建設就労者の就労確保の立場から改革を求める要求も強まっている。以下にダンピング競争防止のための入札制度の項目ごとに改革の動向を見てみる。

1. 最低制限価格制度

市発注公共工事の低価格競争の歯止めとして採用されている制度として、最低制限価格制度と低入札価格調査制度がある。最低制限価格制度とは、予定価格の一定の範囲内で工事ごとに一定の算定式により算定する金額を下回る金額を入札した場合に失格となる制度である。

近年、市では最低制限価格制度および低入札価格調査制度の試行錯誤を繰り返している。

まず、最低制限価格制度は2006年以前には5,000万円未満の工事に適用し、2007年

には2,500万円未満および特に専門性を有しない2,500万円以上の工事に適用してきた。さらに2009年度以降は総合評価落札方式およびWTO対象工事以外のすべての工事に適用することとなった。

また、最低制限価格の設定方法については図表1-3-1-1に示すように、全体の範囲は2009年6月までは予定価格の70%～85%であったが、7月以降70%～90%に改定されている。

そして、工事ごとの計算式も少しずつ変化している。入札価格が最低制限価格近傍に集中しないよう様々な検討がなされている。

一方、図表1-3-1-2により、2009年度の最低制限価格制度採用案件と低入札価格調査制度採用案件を比較してみると、最低制限価格制度を採用した条件付一般競争入札案件と指名競争入札案件を加えた件数では2,872件（全体の98.2%）、金額では約929億円（全体の90.5%）と件数・金額とも圧倒的に最低制限価格制度が採用されている。

また、2008年度と2009年度の最低制限価格制度による落札率を比較してみると、条件付一般競争入札（最低制限価格制度採用）では2008年度85.3%から2009年度84.6%へと0.7%低下している。さらに、指名競争入札では2008年度91.2%から2009年度87.8%へと3.4%も下落している。

図表1-3-1-3は2008年度の工事入札において工事ごとに設定された最低制限価格率の動態である。2008年度の予定価格に対する最低制限価格の範囲は70%～85%であるが、全体件数3,046件のうち、56%が80%未満で設定されている。さらに、図表1-3-1-4をみると、工事規模が少額ほど最低制限価格率が低く、工事規模が大きくなるほど高くなっている傾向がある。

このような動向から、最低制限価格制度のあり方として以下のような提言を行なう。

- ① 最低制限価格制度は250万円以上の総合評価型入札方式及びWTO案件以外のすべての工事に適用する。
- ② 最低制限価格の設定を現行の「10分の7から10分の9」という範囲設定から「10分の8.5以上」という設定方式とする。
- ③ 工事ごとの最低制限価格の算出方法は入札が最低制限価格近傍に集中しないよう工夫するとともに、工事品質や安全に関する項目の削減を強いる算定式にならないよう工夫する。

図表 1-3-1-1 横浜市の最低制限価格の算出方法

改定年月	改定内容
～2008年4月	予定価格の70%～85%の範囲内で、工事ごとに以下の式で算出する (「直接工事費」+「共通仮設費」+「現場管理費×1/5」)×α *α: 0.9950～1.0050 で無作為に抽出した数
2008年4月～ 2009年6月	(「直接工事費」+「共通仮設費」+「現場管理費×3/5」)×α (土木系工事11職種のみ見直し、建築系は従来どおり)
2009年7月～	予定価格の70%～90%の範囲内で、工事ごとに以下の式で算出する (「直接工事費×0.95」+「共通仮設費×0.9」+「現場管理費×0.7」 +「一般管理費×0.3」)×α (土木系、建築系の全工種に適用)

出所：横浜市HP「ヨコハマ入札のとびら」より作成。

図表 1-3-1-2 入札制度別入札件数・金額・落札率の推移

単位：千円

入札の種類	2009年度			2008年度		
	入札件数	契約金額	平均落札率	入札件数	契約金額	平均落札率
一般競争入札 (WTO案件)	2 (0.1%)	5,767,965 (5.6%)	90.3%	2 (0.1%)	3,736,898 (3.5%)	84.9%
条件付一般競争入札 (WTO案件) 低入札価格調査制度採用)	50 (1.7%)	4,050,446 (3.9%)	83.4%	61 (2.1%)	9,310,959 (8.6%)	86.8%
条件付一般競争入札 (最低制限価格制度採用)	2,855 (97.6%)	92,276,642 (89.9%)	84.6%	2,734 (95.7%)	93,485,659 (8.6%)	85.3%
指名競争入札	17 (0.6%)	605,084 (0.6%)	87.8%	61 (2.1%)	1,382,758 (1.3%)	91.2%
合計	2,924 (100.0%)	102,700,138 (100.0%)	84.6%	2,858 (100.0%)	107,916,274 (100.0%)	85.5%

出所：横浜市HP「平成21年度工事に係る入札・契約結果等の概要について(総務局)」より。

図表 1-3-1-3 最低制限価格率(最低制限価格/予定価格)

単位：件・%

最低制限価格率	件数	構成比
70%以上 75%未満	644	21.1
75%以上 80%未満	1,066	35.0
80%以上 85%未満	1,330	43.7
85%	6	0.2
合計	3,046	100.0
平均	-	78.9

出所：本報告書第2部第3章「最低制限価格に見る特徴」より。

図表 1-3-1-4 工事規模別最低制限価格率

単位：件・%

1 件当たり 工事金額	最低制限 価格率	70%以上 75%未満	75%以上 80%未満	80%以上 85%未満	85%	合計	平均
	100 万円未満		1 16.7	4 66.7	1 16.7	- -	6 100.0
100 万円以上 500 万円未満		84 19.4	244 56.4	105 24.2	- -	433 100.0	77.8
500 万円以上 1,000 万円未満		198 23.6	474 56.6	166 19.8	- -	838 100.0	77.4
1,000 万円以上 3,000 万円未満		179 18.2	332 33.7	471 47.8	4 0.4	986 100.0	79.3
3,000 万円以上 5,000 万円未満		69 26.0	3 1.1	193 72.8	- -	265 100.0	79.8
5,000 万円以上 1 億円未満		69 23.4	8 2.7	217 73.6	1 0.3	295 100.0	80.5
1 億円以上 5 億円未満		43 20.8	1 0.5	162 78.3	1 0.5	207 100.0	81.5
5 億円以上		1 6.3	- -	15 93.8	- -	16 100.0	83.6
合計		644 21.1	1,066 35.0	1,330 43.7	6 0.2	3,046 100.0	78.9

出所：同上。

2. 低入札価格調査制度

低入札価格調査制度は最低制限価格制度を採用しない一定規模以上の工事または総合評価型入札制度において採用され、基準価格未満の入札については契約の履行が可能か調査を行ない、履行可能と判断した場合に落札者とする制度である。

市では 2006 年度以前では 5,000 万円以上の工事に適用し、2007 年度には 2,500 万円以上で高い専門性を要する工事、そして 2009 年度以降は総合評価型入札方式及び WTO 案件に限定して採用することとしている。今後、総合評価型入札方式が増加するとともに低入札価格調査案件も増加する可能性があるが、図表 1-3-1-2 のとおり、2009 年度では WTO 案件 2 件、57 億 6,797 万円、総合評価方式 50 件、40 億 5,045 万円の工事が低入札価格調査制度の対象となっているが、その他指名競争入札で 12 件が総合評価方式で対象となっている。

低入札価格調査算定基準は図表 1-3-1-1 にある最低制限価格の算出方法と同様であるが、2009 年度は調査対象工事件数 64 件のうち、調査基準価格未満で契約した件数は 14 件であった。2008 年度以降、これら調査基準価格を下回って契約した工事は、工事完成後に「低入札価格事後コスト調査」を行ない、低入札価格調査どおりの履行がなさ

れたか等について確認を行なっている。

また、市は低入札価格調査基準価格よりさらに低く応札した場合に失格とする失格基準を設けている。図表 1-3-1-6 は総合評価方式特別簡易型とそれ以外に区別した失格基準であるが、各基準のいずれかを下回れば失格となる。

低入札価格調査制度について以下のような提言を行なう

- ① 低入札価格調査制度は総合評価型入札方式及び WTO 案件の工事に適用する。
- ② 調査基準価格は現行の「予定価格の 70%～90%の範囲」から「85%を下らない範囲内」に改正する。
- ③ 失格基準は「直接工事費+共通仮設費」の 85%未満及び「現場管理費+一般管理費」の 60%未満のいずれかに該当した場合に失格とすることに統一する。
- ④ 調査対象案件の調査過程及び事後コスト調査の結果を公表する。
- ⑤ 事後コスト調査は公平な第三者機関を設け、下請との契約内容、労働者の賃金・労働条件などを検証し、予定価格の設定の適否を含め評価する。

図表 1-3-1-5 低入札価格調査制度の運用結果

	2009 年度	2008 年度
対象件数	64 件	63 件
低入札件数	14 件	2 件
割合	21.9%	3.2%

出所：横浜市 HP「平成 21 年度工事に係る入札・契約結果等の概要について（総務局）」より。

図表 1-3-1-6 低入札価格調査制度における失格基準

〈総合評価落札方式特別簡易型の失格基準〉

直接工事費+共通仮設費	現場管理費+一般管理費
85%未満	60%未満

〈総合評価落札方式特別簡易型以外の失格基準〉

直接工事費+共通仮設費	現場管理費+一般管理費
80%未満	60%未満

出所：横浜市 HP「ヨコハマ入札のとびら、低入札価格調査制度の取り扱いについて」。

3. 予定価格の公表

激しい低価格競争の原因のひとつに、予定価格の事前公表により、最低制限価格の予測を容易にしているのではないかという意見がある。また、それが業者の積算意欲を削ぎ、安易な入札につながるという意見もある。

市では予定価格の事前公表と低価格競争の関連性を検証するため、2008 年 12 月から予定価格の事後公表の試行を開始した。図表 1-3-1-7 は 2009 年度の試行状況であるが、平均落札率は事前、事後共 84.5%～84.7%でほぼ変わらないが、最低制限価格±3%集中度をみると事前公表 55.94%に対し、事後公表 36.80%と事後公表の方が最低制限価

格近傍に張り付く率は少ない。そもそも予定価格の事前公表は予定価格の非公表あるいは事後公表時期に発生した予定価格漏洩に係る不正の解消策として実施されたものである。試行の結果、事前公表の弊害が明確になった段階で、適正な競争性を確保するために予定価格の事後公表とし、予定価格漏洩に係る不正の再発防止は別途対処するようすべきである。

図表 1-3-1-7 予定価格の事後公表の試行状況（2009 年度）

	事後公表	事前公表
発注件数	237 件	2,914 件
平均落札率	84.53%	84.69%
平均参加者数	9.30 者	8.20 者
入札不調発生率	9.28%	4.36%
最低制限価格±3%集中度	36.80%	55.94%

出所：横浜市 HP「平成 21 年度工事に係る入札・契約結果等の概要について（総務局）」より。

第 2 節 地域中小建設業振興等に向けた入札制度の動向と提言

横浜市は中田市政のもとで公共事業の発注政策の面でも新自由主義的競争政策を重視し、公共工事コストの縮減を図るとともに、地域中小建設業の振興に背を向けてきた。しかし、このような中田市政に反発する地域建設業者や建設労働組合などの強い要求の中で、徐々に地域要件などを重視した入札制度に転換されてきている。

以下に、①入札方式、②条件付一般競争入札、③総合評価方式、④分離・分割発注、⑤随意契約、⑥小規模工事登録制度、についてその動向と提言を述べる。

1. 入札方式

横浜市では、適正な競争性、工事規模・内容に応じた適正な入札参加機会の確保を図るという名目で、発注する工事の発注金額および工事内容に基づき、3 種類の入札方式に分けて発注している。

(1) 一般競争入札（政府調達協定（WTO）対象工事）

発注する工事の種類に関係なく 23 億円以上の工事が対象となる。政府調達協定の規定に基づき、内外無差別の原則から、会社の所在地を入札参加資格とすることができないなど、他の方式とは手続が異なる。

(2) 一般競争入札（条件付）

政府調達協定の対象とならない一般競争入札で、発注するごとに「所在地」等を入札参加条件として設定する。この方式では、入札参加希望者は事前に入札参加のための資格確認申請書を提出することなく入札に参加することができ、入札参加資格等の審査は、当該入札において最低額を提示した落札候補者についてのみ行なう事後審査方式を採用している。

原則、23 億円未満のすべての工事が対象となり、基本的に市内業者を優先に

発注することになっている。

(3) 指名競争入札

発注する工事ごとに入札参加資格を有する者の中から選定基準に基づいて指名を受けた者により競争入札を行なう方式。

2006年度からはすべての工事が、原則一般競争入札となり、指名競争入札は横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第 27 条に規定する以下の工事に限られることになった。

① 専門性が特に高い工事

橋梁伸縮継手補修工事など施工可能な業者が極めて限定されることが予想される工事

② 早急に入札を執行する必要がある工事

- ・一般競争入札（条件付）の結果、落札者が決定せず、再度入札を執行する必要がある工事
- ・契約解除をして再度発注しようとする工事
- ・その他特に市長が必要と認める工事

図表 1-3-1-2 にあるように、2009 年度では一般競争入札（条件付）が件数で 2905 件（全体の 99.3%）、金額では 963 億円（全体の 93.8%）と圧倒的になっている。そして 2005 年度まで件数では過半数を占めていた指名競争入札は件数で 17 件（全体の 0.6%）、金額では約 6 億円（全体の 0.6%）と微々たるものとなっている。

このような現状を踏まえ、以下のような入札方式のあり方の提言を行なう。

一件 250 万円超の工事は原則として一般競争入札とする。ただし、ランク別及び地域要件を厳格に定めた条件付一般競争入札を原則とする。

指名競争入札を原則として廃止することにより、一件 250 万円超の工事は随意契約を除き一般競争入札となる。一般競争入札は一件の予定価格が 23 億円以上の工事は WTO 対象工事として、内外無差別の一般競争入札とするが、一件の予定価格が 23 億円未満の工事は原則として条件付一般競争入札とする。

2. 条件付一般競争入札

横浜市の条件付一般競争入札の「条件」は、基本的に①工種別発注標準（格付工種の等級区分）、②工種別業者格付、③業者の所在地区分 により成り立っている。

1) 工種別発注標準（格付工種の等級区分）

工種別発注標準は工種ごとに等級の区分を設定し、等級別に発注しようとする工事の

工事費の範囲（発注標準金額）を設定することである。

図表 1-3-2-1 は直近の発注標準金額である。市の入札においては参加工種が 25 工種設定されているが、発注標準では 7 工種のみを設定となっている。また設定等級の中で 3 等級設定されているのは土木、建築、上水道の 3 工種のみで、舗装、造園、電気、管の 4 工種は 2 等級となっている。また、工事費の範囲ではいくつかの例外規定が設けられている。「横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱」では以下のような但し書が設けられている。

当該工事費に対応する等級に属する者で同種の工事における施工実績を有する者が著しく少ないことが見込まれ、競争性の確保が困難であると判断される場合においては、当該工事の工事費に対応する等級に加え、直近上位等級を設定することができるものとし、次のアからエまでのいずれかに該当する場合においては、当該工事の工事費に対応する等級より上位の等級を設定することができる。

また、当該年度の発注状況を総合的に考慮し、必要があると認められる場合においては、当該工事の等級の発注標準金額の下限の額から当該下限の額に 10 分の 8 を乗じて得られる額の範囲内の工事について、当該等級を設定することができる。

- ア. 横浜市工事安全管理規則第 2 条の規定に基づき安全管理上と国配慮を要する工事とされたもの（安全管理指定工事）
- イ. 施工管理に特に配慮を要すると判断される場合又は工事費に対応する等級に属する者では十分な対応が期待できない場合
- ウ. 工事費に対応する等級に属する者で同種の工事における施工実績を有する者がなく、技術的対応が困難であると判断される場合
- エ. その他円滑な施工を確保するため、特に必要があると認められる場合

図表 1-3-2-1 工種別等級別発注標準金額

工種	等級	工事費の範囲
土木	A	1 億 2,000 万円以上
	B	2,500 万円以上 1 億 2,000 万円未満
	C	2,500 万円未満
ほ装	A	2,500 万円以上
	B	2,500 万円未満
造園	A	1,500 万円以上
	B	1,500 万円未満
建築	A	1 億 2,000 万円以上
	B	2,500 万円以上 1 億 2,000 万円未満
	C	2,500 万円未満
電気	A	2,500 万円以上
	B	2,500 万円未満
管	A	2,500 万円以上
	B	2,500 万円未満
上水道	A	1 億 2,000 万円以上
	B	4,500 万円以上 1 億 2,000 万円未満
	C	4,500 万円未満

出所：「横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱」より。

2) 工種別業者格付

図表 1-3-2-2 は直近の工種別業者格付一覧である。この一覧表は

- ① 前2年度の市内業者に発注した工事の等級別発注件数や受注件数
- ② 資格審査申請者の格付点数による得点順分布状況
- ③ 資格審査申請者の一件当りの最高請負実績額
- ④ 前回の格付における各等級の区分点

などを考慮し点数範囲が決められている。

入札参加業者は以下の客観的事項と主観的事項に基づき算定するそれぞれの数値の和（格付点数）を工種ごとに付与され、格付一覧表に対応して工種ごとの格付が決められ、格付に応じて発注標準における等級区分の工事入札に参加できることになる。

入札参加業者の格付算定事項と点数算出方法

- ① 客観的事項に基づき算定する数値は、登録を希望する工種に対応する建設業に関する直近の経営事項審査（経審）の総合評価値を用いる。

経審における客観的事項としては、

- ・年間平均完成工事高
 - ・自己資本額及び利益額
 - ・経営状況
 - ・技術職員数
 - ・社会性等
- がある。

- ② 主観的事項に基づき算定する数値は、横浜市が設定する次の算式により算出する。

主観的事項としては

- ・工種別年間平均請負実績金額
 - ・工種別平均工事成績
 - ・ISOの認証
 - ・障害者雇用実績
 - ・談合や贈賄を理由とした入札・指名参加停止期間等
- がある。

図表 1-3-2-2 工種別・業者格付一覧

格付 工種	A	B	C
土木	930 点以上	775 点以上 929 点以下	774 点以下
ほ装	780 点以上	779 点以下	-
造園	850 点以上	849 点以下	-
建築	930 点以上	720 点以上 929 点以下	719 点以下
電気	855 点以上	854 点以下	-
管	790 点以上	789 点以下	-
上水道	850 点以上	660 点以上 849 点以下	659 点以下

出所：同上。

3) 業者の所在区分（地域要件）

条件付一般競争入札は前記の工種別発注標準と工種別業者格付の組合せの他に業者の所在区分を加えた分類となっている。横浜市は所在区分として、①市内企業、②準市内企業、③市外企業、の3区分を行ない、市内企業は必ず設定することとし、必要のある場合は準市内企業、市外企業の順で設定することができるようになっている。

図表 1-3-2-3 は 2010 年度の入札参加申請者の工種別、業者所在地別、格付別一覧表である。

このような等級・格付区分と地域要件を組合せた条件付一般競争入札の実績と特徴については第2部第3章第1節において詳細に分析されているが、このようなランク別地域別発注制度をいっそう公正・公平および地域建設業振興の立場から以下のような提言を行なう。

- ① 発注標準の設定における等級区分は等級内の過当競争を防止する立場から工種に関係なく 25 工種全体に A、B、C の 3 等級を設けることを基本とする。
- ② また、市内中小業者の受注確保の立場から工事費の範囲は A 等級の工事費を高め設定し、B、C 等級の工事費の範囲を広げるように設定する。
- ③ 「競争入札取扱要綱」における工事費の範囲の例外規定により、上位等級の範囲を引き下げる実質的に上位格付業者が有利になるしくみはできる限り排除する。
- ④ 格付別業者数に対応した発注工事件数・金額を確保し、格付内で過度な競争が生じないよう、格付内業者数と発注件数・金額のバランスに配慮する。
- ⑤ 市内業者及び中小・零細業者の受注機会を増大するため、大規模工事はできる限り工種ごとに分離発注する。

図表 1-3-2-3 2010 年度入札参加申請業者の地域別、工種別、ランク別分類

工種	合計	市内業者		準市内業者		市外業者	
		A	B	A	B	A	B
土木	909	A	51	A	137	A	95
		B	126	B	9	B	59
		C	380	C	2	C	50
		小計	557	小計	148	小計	204
ほ装	540	A	90	A	42	A	56
		B	295	B	4	B	53
		小計	385	小計	46	小計	109
造園	230	A	47	A	7	A	20
		B	112	B	5	B	39
		小計	159	小計	12	小計	59
建築	545	A	39	A	90	A	85
		B	100	B	9	B	39
		C	161	C	1	C	21
		小計	300	小計	100	小計	145
電気	570	A	65	A	102	A	123
		B	204	B	17	B	59
		小計	269	小計	119	小計	182
管	472	A	70	A	69	A	81
		B	201	B	8	B	43
		小計	271	小計	77	小計	124
上水道	422	A	31	A	61	A	24
		B	113	B	18	B	34
		C	134	C	1	C	6
		小計	278	小計	80	小計	64
ランク別合計	3,688	A	393	A	508	A	484
		B	1,151	B	70	B	326
		C	675	C	4	C	77
		小計	2,219	小計	582	小計	887

工種	合計	市内業者	準市内業者	市外業者
とび・土工	203	98	35	70
港湾	101	28	54	19
石	3	2	0	1
内装	112	65	12	35
建具	36	18	10	8
塗装	218	169	16	33
区画線・標識	40	30	2	8
防水	139	107	10	22
鋼構造	138	44	24	70
ひき屋・解体	90	52	5	33
フェンス	46	33	3	10
電気通信	267	76	72	119
管更生	74	34	12	28
機械器具設置	411	97	72	242
消防施設	93	47	14	32
さく井	14	3	1	10
船舶	5	2	1	2
その他	62	25	6	31

3. 総合評価方式

総合評価方式は「ダンピング受注や不良工事の発生など、公共工事の品質確保についての懸念が高まってきた」背景のもとで、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約」を行なうことで公共工事の品質を確保することを目的とした入札方式である。多くの地方自治体において試行段階ではあるが、実施件数は急速に増加している。進んだ地方自治体では価格以外の評価項目に着目し、地域建設業の振興や地域社会への貢献などを評価することで、公共工事の社会的価値実現と結びつけた取り組みが行なわれている。価格以外の評価対象は、企業の技術力にとどまらず、環境への配慮、労働安全衛生確保、雇用や労働者福祉への配慮といった企業のコンプライアンスを評価対象に含むとする考え方が一般的になってきている。

総合評価方式は、価格のみで落札者を決定する方式で発生する過度な低価格競争を排

除し、価格の評価とともに技術を含めた社会的評価の高い企業との契約に有効であり、適用工事の拡大と評価内容の充実を進める必要がある。

横浜市は 2006 年 8 月から総合評価方式の試行を開始したが、2009 年度の実施件数は 58 件で、内訳は「簡易型」が 22 件（うち不調 5 件）。「標準型」が 2 件（不調なし）、「特別簡易型」が 34 件（うち不調 3 件）であった。また複数の入札参加者があった案件 49 件のうち、最低入札額でない者が落札者となった（いわゆる逆転）件数は 33 件あった（横浜市HP「平成 21 年度工事に係る入札・契約結果等の概要について」より）。

なお、総合評価方式の実施状況と特徴については、本報告書第 2 部第 3 章第 5 節において詳しく述べられている。

以下に総合評価方式のあり方についての提言を述べる。

- ① 総合評価方式は、価格のみで落札者を決定する方式に比較し、工事の品質確保、地域建設業の振興、地域社会への貢献などに優れた能力のある企業との契約が期待できることから、本格実施に向けて拡充を推進する。
- ② ただし、まだ実施件数が少ないことから、特に入札者側の問題点が顕在化していないことが考えられるので、本格実施に向けて入札者側の意見・要望を十分把握し、実施要領に反映させる。
- ③ 評価において、価格以外の評価は数値化するなどの客観的な方式とし、評価結果はすべて公開する。
- ④ 評価項目には技術力以外に災害復旧への貢献、地元材の使用、地元下請業者の使用、雇用創出への貢献、労働者への支払い賃金向上、法令遵守など地域経済の振興、地域社会への貢献などの評価を重視する。
- ⑤ 総合評価を判定するための評価値の算出は、技術評価点を入札価格で除して算出する除算方式を改め、価格評価点に技術評価点を加えて算出する加算方式を採用する。
- ⑥ 総合評価方式の拡充により必要となる発注処理能力の質・量の増大のため、職員の確保を計画的に実施する。

4. 分離・分割発注

横浜市発注工事の中で分離発注は上下水道の処理場やポンプ場などの機械や設備の組み立て、加工、補修などで進んでいるが、建設工事の工種段階における分離発注はそれ程進んでいない。大規模工事では基礎工事、躯体工事、内装工事など大括りの工種段階から徐々に市内業者や専門工事業者に分離発注していくことが求められる。総価契約において元請受注者に一括して含めていた現場経費や一般管理費を分離発注する工種ごとに配分することにより、分離発注受注業者にとっては下請受注の場合以上に採算性が良くなる。また、元請・下請という支配従属関係が少なくなり、建設業における重層下請構造の解消にもつながる。

また、延長の長い道路や管工事、水路工事などを市外・準市内業者と市内業者との J

Vで受注するのではなく、市内業者が単独受注できるように分割して発注することにより、多くの市内業者の受注確保につながる。

しかし、分離・分割発注の欠陥は発注者の発注・施工監理業務の増大を招くとともに現場経費などコストの増大を招く可能性がある。さらに分離・分割発注の場合、工事全体の統括施工監理が不備になる可能性もある。これらの課題について欧米など諸外国の事例などを参考に、また積極的にアプローチしている先進事例を参考に取り組みを強化する必要がある。

そこで、分離・分割発注のあり方について以下のとおり提言する。

- ① 通常、大規模工事を大手元請業者や市外・準市内業者が幹事会社となるJVが受注しても、工事施工は専門工業者が下請業者として専門工種ごとに分業的に受注し施工する。そこで発注段階から専門工種ごとに分離発注することで、市内中小業者の受注確保および専門工業者の元請としての自立性と対等性および採算性を確保する。
- ② 延長の長い道路や管工事などは中小建設業者が受注可能な範囲に分割して発注する。
- ③ 分離・分割発注が抱える課題については先進事例を調査・研究し、工事の品質や工程、安全管理などの統括管理の方法やコストアップを招くことのないよう工夫を重ねる。

5. 随意契約

随意契約については本報告書第2部第3章 第3節随意契約の推移と特徴において詳細に分析されている。

横浜市の随意契約件数、金額の2005年度から4年間の推移は図表1-3-2-4のとおりであるが、件数では10%前後、金額では15%前後と非常に高い割合となっている。本来、随意契約は競争入札を行わない特定業者との契約方式であるため、例外的契約方式であると同時に大規模工事ではできる限り避けなければならない。ところが市の随意契約工事を見ると、2008年度では一件45億円にもなる大規模工事をはじめ、10億円台が3件、9億円台が2件など本来、WTO案件や条件付一般競争入札であるべき案件が一社との見積り合わせで契約が行なわれている。

随意契約は当然のこととして高落札率となる。図表1-3-2-4の落札率の推移を見ると、各年度とも99%以上の落札率となっている。この面からみても随意契約の不公正性が強く懸念される。また図表1-3-2-5は2008年度の随意契約の理由別件数であるが、地方自治法施行令第167条の2に規定する9項目の随意契約の根拠理由の中でケース2に該当する件数が80%を占めている。この項目は「物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な契約でその性質、目的が競争入札に適しないもの」という理由に該当するものであるが、電気や設備メーカーの電気・機械関係の大規模工事がこの理由をもとに随意契約としている。確かにこの理由が該当するとはいっても乱用し過ぎと言わざるを得ない。さらに理由6「競争入札に付することが不利と認められるとき」も10%以上を占めている。これなどは理由そのものが抽象的でどのようにでも解釈できる。

このように横浜市の随意契約は大手メーカーや大手建設業者向けの工事を意図的に競争排除するために活用されているとみられなくもない。

そこで随意契約のあり方として以下のように提言する。

- ① 随意契約は基本的に理由 1 に該当する予定価格 250 万円以下の小額工事に限定する。
- ② ただし、例外的に理由 5 に規定される災害時等の緊急の必要により競争に付することができない場合に採用する。
- ③ 理由 2 の契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合という規定は大規模な特殊工事に安易に採用されがちであるが、分離発注などを通じてできる限り競争に付するものとする。また、理由 6 の競争入札に付することが不利と認められるとき、という場合も慎重に吟味し、安易に採用しないこととする。

自治法施行令第 167 条の 2 については、第 2 部第 3 章第 3 節「随意契約の推移と特徴」に掲載した。

注：理由 1、2、5、6 は、それぞれ、地方自治法施行令第 167 条の 2、1 項、2 項、5 項、6 項。地方

図表 1-3-2-4 随意契約の件数と金額の推移

単位：件・百万円

		2005 年度		2006 年度		2007 年度		2008 年度	
		実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
金額	全体	149,567	100.0	148,344	100.0	126,350	100.0	141,527	100.0
	随意契約	21,018	14.1	25,290	17.0	23,039	18.2	18,767	13.3
件数	全体	3,644	100.0	3,445	100.0	3,297	100.0	3,419	100.0
	随意契約	365	10.0	370	10.7	360	10.9	302	8.8

図表 1-3-2-5 2008 年度随意契約理由別件数

単位：件・百万円・%

根拠規定	件数	構成比	金額	構成比
ケース 2	242	80.1	6,499	34.6
ケース 5	18	6.0	56	0.3
ケース 6	31	10.3	3,955	21.1
特例政令第 10 条第 1 項第 4 号	2	0.7	389	2.1
特例政令第 10 条第 1 項第 5 号	9	3.0	7,869	41.9
合計	302	100.0	18,767	100.0

注：表に掲載した根拠規定は以下の通り。

ケース 2：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

ケース 5：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号

ケース 6：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 6 号

6. 小規模工事登録制度

小規模工事登録制度は公共工事への入札参加資格を有しない市内小規模建設業者を対象として、地方自治体が発注する簡易な小額工事や修繕工事の受注機会を拡大し、市内経済の活性化を図るために、多くの地方自治体で採用されている。横浜市においても同様の観点から小規模工事登録制度を設ける必要がある。

そこで、以下のような小規模工事登録制度の提言を行なう。

- ① 小零細業者の仕事確保の観点から、以下のような小規模工事登録制度を設ける。
- ② 予定価格 150 万円以下の小額工事はすべて本制度の対象工事とする。
- ③ 公共工事入札参加資格申請を受理されていない小零細業者をこの制度の登録者とする。
- ④ 登録業者が本制度により受注した場合は原則として、下請業者に依存することなく、直接施工を行なう。
- ⑤ 小零細業者が対象であるため、地域要件は横浜市内の区ごとに設ける
- ⑥ 本制度は随意契約による発注であるため、公平性確保の観点から受注可能機会は月一回程度とする。

第4章 横浜市に公契約条例を制定するに当たっての提言

公契約条例は「官から民へ」の構造改革路線のもとで公共工事や公共サービスのコスト競争が一段と激しくなっている中で、その対抗軸として、公共分野で就労する民間労働者の賃金・労働条件を安定化させ、地域の公契約関係業者の経営安定に貢献するものである。横浜市に公契約条例を制定することは、地域内循環型経済を促進する上で重要なカギとなるものである。

折りしも、全国で初めて野田市で公契約条例が制定されて以降、川崎市や国分寺市においても今年度中に公契約条例が制定される見通しとなっている。政令指定都市川崎市で公契約条例が制定されることになれば、全国の地方自治体に対し計り知れない影響を与えるとともに、隣接市であり政令指定都市でもある横浜市にとっても大きな刺激を与えることになる。

そのため、横浜市において近い将来、公契約条例の制定に向けた本格的動きをつくるために、本章では公契約条例の基本的内容を提言するとともに、よりいっそう効力ある内容とするための提言を行なう。

第1節 公契約条例の目的は何か

1. 公契約における公共の果たすべき役割は民間の市場競争原理に基づくべきではない

公契約とは公共機関と民間業者との契約を指すが、この契約関係は本来、公共機関が実施すべき事業を請負または委託などを通じて民間業者が肩代わりして実施する契約である。したがって公共工事や公共サービスが民間業者によって担われている場合においても、その内容は地域住民が豊かで安心して暮らせることができる地域社会に貢献するものでなければならない。つまり、公共工事の場合は市民にとって有益な施設であると同時にその構造が頑丈で安心して使用・利用できるものでなければならない。また公共サービスは利用者にとって豊かで安心・安全な生活に寄与するものでなければならない。

したがって、公契約により民間業者が事業を担うにしても、その事業契約が民間市場における市場原理に晒されるものであってはならない。

2. 公契約のもとで働く労働者の労働条件は利益最優先の民間業者のもとの労働条件よりも高いものを保障すべきである

請負又は委託等により民間業者に所属する労働者が公共業務に従事する場合、その労働条件は民間の利益本位で搾取する立場ではなく、社会的に有用な公共労働の立場から業務の質の確保を保障する労働条件でなければならない。

3. 公契約を担う民間業者はその責務を自覚するとともに、発注者はそれに相応しい公契約を締結すべきである。

公契約の受注者、すなわち民間業者は市民にとって豊かで安心して暮らせる価値ある事業を実施するという誇りとともに責務を自覚し、業務に従事する下請業者や従事者への労働条件の向上に努めなければならない。そのため、発注者である公共機関は受注者が誇りと責務を自覚し事業を推進できるよう、受注者に過度な市場競争を求めるのではなく、設計・積算に責任を持ち、労務・資材等の積算単価は安易に市場の動向に左右されることなく算定する必要がある。

公契約条例は公契約の相手方、すなわち受注者に一方的に責務を負わせることでは中長期的に運用が困難になるだろう。今日の公共工事等の発注政策が発注者側の片務的内容が多く存在しているだけでなく、官製談合や過度な市場主義が持ち込まれている。

特に予定価格や設計労務単価が低く設定されたり、最低制限価格が低く設定され、落札率が低くなれば、受注業者は条例を遵守することが困難となる。

そのため、公契約条例の前提として発注価格、入札制度の市場主義からの脱却に向けた改革が必要となる。

第2節 公契約条例を適用する公契約の範囲をどうすべきか

1. 公共工事と公共サービスの双方を含めた条例を

公契約条例が適用される公契約とは、一般競争入札、指名競争入札、随意契約によって締結される公共工事又は製造の請負契約および公共サービスの委託、指定管理者等の契約の双方に適用される条例にすべきである。

公契約に関する ILO94 号条約第 1 条 1 の (C) では公契約の範囲を次のように規定している。

- ① 土木工事の建設、変更、修理若しくは解体
- ② 材料、補給品若しくは装置の製作、組立、取扱若しくは発送
- ③ 労務の遂行若しくは提供

このうち、①は公共工事、②は製造または運送、③は公共サービスとなる。

建設労働組合の一部には、公共工事のみの公契約条例にすべきという意見があるが、地方自治体の公契約条例は地域住民が豊かで安心して暮らせることができる地域社会に貢献するものでなくてはならない。そのような観点から公契約条例の範囲は①②③を含むものとすべきである。

2. 当面、予定価格1億円以上の公共工事を公契約条例の範囲に

公共工事において条例が適用される範囲を、当面、予定価格が1億円以上の工事とする。市の準備と体制を3年以内に整え、3年後からは予定価格5千万円以上の工事に適用することとする。

横浜市発注公共工事の工事規模別件数の推移をみると、工事1億円以上の件数は2004年度280件から05年度291件、06年度269件、07年度246件、08年度280件と若干ジグザグがあるが280件前後で推移している。08年度の1億円以上の全体件数3,419件に占める比率は8.2%に過ぎないが、発注金額では789億円と全体発注額1,415億円の56%を占めている。そのため、条例の運用を軌道に乗せるまでの事務作業等を円滑に図るため、当面予定価格1億円以上の案件に限定する。但し、1億円未満の工事であっても、総合評価型一般競争入札による場合は評価項目に労働者の賃金・労働条件を加える方向で検討する。また、市は3年以内に運用を軌道に乗せ、3年後からは予定価格5千万円以上の工事に適用し、本格的に実施する。

08年度の予定価格5千万円以上1億円未満の工事件数は337件あるが、全体件数の占める割合は9.9%である。これらの工事を受注する業者は主に市内のAまたはBランク業者であり、公契約条例に対応することが十分可能であると考えられる。

市が発注する中規模以上の工事に条例が適用され、円滑に運用されることになれば、予定価格5千万円未満の工事についても、次第に賃金・労働条件の基準が浸透していくものとみられる。これら中小規模工事を主に受注する市内業者や建設労働組合の意見を聞き、一定の時期に予定価格1千万～5千万円規模の工事に条例を適用する必要がある。

図表 1-4-2-1 工事規模別の発注件数の推移

単位:件・%

工事規模	2004年度		2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
全体	3,693	100.0	3,644	100.0	3,445	100.0	3,297	100.0	3,419	100.0
50万円未満	4	0.1	5	0.1	4	0.1	4	0.1	2	0.1
50万～ 100万円未満	16	0.4	19	0.5	13	0.4	21	0.6	14	0.4
100万～ 500万円未満	597	16.2	610	16.7	510	14.8	491	14.9	512	15.0
500万～ 1,000万円未満	951	25.8	1,075	29.5	931	27.0	887	26.9	889	26.0
1,000万～5,000 万円未満	1,564	42.4	1,335	36.6	1,388	40.3	1,358	41.2	1,385	40.5
5,000万～ 1億円未満	281	7.6	309	8.5	329	9.6	289	8.8	337	9.9
1億～5億円未満	244	6.6	251	6.9	230	6.7	227	6.9	252	7.4
5億～ 10億円未満	25	0.7	27	0.7	26	0.8	11	0.3	16	0.5
10億～ 50億円未満	11	0.3	13	0.4	13	0.4	8	0.2	12	0.4
50億円以上	-	-	-	-	-	-	1	0	-	-

3. 下請労働者、派遣労働者、一人親方などが条例適用労働者の範囲に

条例の適用を受ける労働者は労働基準法第9条および労働組合法第3条、労働契約法第2条に規定される労働者を適用範囲とする。労働者は受注者およびその下請業者に使用される非正規労働者、常用・日雇労働者および請負契約による手間請・一人親方従事者で当該公契約にかかわる現場業務に従事する者とする。

ILO94号条約第1条3では、「この条約は、下請業者又は契約の受託者により行われる作業に適用する」と述べ、公契約の当事者だけでなく、その下で事業を行なう下請業者に適用されるとしている。したがって、条例の適用を受ける労働者は元請・下請、又は下請・孫請など重層下請問の民・民契約のもとで作業に従事する者にも効力を発揮する。

労働者の定義に関する日本の法規定は以下の3つの労働法により、若干労働者の範囲が異なっているが、条例の適用労働者は3つの労働法規定を包含する労働者の範囲がふさわしいものとする。したがって、使用者との関係が不明確な請負契約で労働する手間請・一人親方も適用労働者とする。

なお、ILO94号条約第1条5では、「関係ある使用者団体及び労働者団体と協議の上、管理の地位を占める者又は技術的、専門的若しくは科学的性質を有する者であって、労働条件が国内の法令若しくは規則、労働協約又は仲裁裁定により規律されず且つ通常筋

肉労働を行わないものをこの条約の適用から除外することができる」と述べているが、本条例においても、管理、技術労働に属する正規労働者は除外するものとする。

労働基準法における労働者の定義

第9条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

労働者組合法における労働者の定義

第3条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によつて生活する者をいう。

労働契約法における労働者の定義

第2条 この法律において「労働者」とは、使用者に使用されて労働し、賃金を支払われる者をいう。

第3節 条例適用労働者への賃金・労働条件はどうあるべきか

1. 適用労働者への賃金の最低基準の算定

ILO94号条約は、労働組合側と使用者側の労働協約、その他の交渉機関との賃金等の協定がない場合について、第2条2において次のように規定している。

「当該労働が行われる地方において以下のものに劣らない有利な賃金(手当も含む)、労働時間その他の労働条件を関係労働者に確保しなければならない。

- (1) 最も近くの適当な地方において関係ある職業又は産業における同一性質の労働に対し労働協約若しくはその他の公認交渉機関、仲裁又は国内の法令若しくは規則により定められたもの。
- (2) 契約者が従事する職業又は産業において、一般事情が類似している使用者によって遵守される一般水準」

となっている。

建設産業には産業内の労使による労働協約が全国的にも地域にも存在していないため、関係ある産業の労働協約等の基準を採用するか、若しくは産業内の使用者によって遵守される一般水準となる。

- ① 横浜市の公共工事設計労務単価を基準に適用労働者の賃金の最低基準とする。
- ② 設計労務単価は、現行の二省協定労務費調査に基づく設計労務単価を改め、生計費と技能水準を基本とした横浜市独自の設計労務単価の設定を念頭に置くこととする。

比較的建設産業内の一般水準として理解されているのが、公共工事設計労務単価である。これは国が公共工事の積算に使用するために設定している指標であることから、公共機関としては最も採用しやすいものと考えられる。

設計労務単価は毎年度建設労働者に支払われている賃金を調査した各職種別の平均

実態賃金であるが、この水準で条例化することにより最低基準賃金として機能するため、この水準未満の支払い賃金を条例賃金の水準まで引き上げる効力がある。

しかし、設計労務単価 100%の水準では、予定価格に設定された労務費をそのまま賃金支払いの最低基準とすることになり、競争入札のもとで受注業者にとっては受注時の労務単価より支払い賃金が多くなることになり、矛盾を生じることになる。また、今日の設計労務単価の水準では、その 90%、または 80%になれば地域最低賃金の水準となる可能性がある。したがって、設計労務単価を採用する場合には、その算定方式を現行の実態賃金を調査する方式を改め、建設労働者の適正な生活費と技能評価を基準とした横浜市独自の設定方式を検討することを提言する。

なお、詳細は建設政策研究所ホームページ「提言・見解」の中の「公共工事設計労務単価の新たな算定方式と新設計労務単価の試算」を参照のこと。

2. 賃金だけでなく労働時間、福利、安全などの最低水準の確保を

条例における適用労働者の労働条件の最低基準は賃金だけでなく、労働時間その他手当、退職金、福利厚生、労働・社会保険などの水準を法や制度に基づき確保する措置を講ずべきである。

ILO94 号条約は第 2 条 2 において「労働時間その他の労働条件を関係労働者に確保するものでなければならない」と規定するとともに、第 3 条では「契約の履行に従事する労働者の健康、安全及び福利に関する適当な規定が国内の法令若しくは規則、労働協約又は仲裁裁定によりいまだ適用されない場合には、権限のある機関は、関係労働者に対する公平にして合理的な健康、安全及び福利の条件を確保するため十分な措置を講じなければならない」と規定している。

日本では労働基準法、労働安全衛生法、労働災害補償保険法、雇用保険法、建設業退職金共済制度などにより、労働時間をはじめさまざまな労働者保護制度が確立されている。

しかし、建設労働者にはその労働の特殊性などを理由に、法や制度が守られていないもしくは労働者に十分浸透していない状況にある。条例はこれらの法や制度を厳格に守り、労働者に公平・公正に確保されるよう条例に明記すべきである。

3. 一人親方の賃金等は請負契約において最低賃金などの明示を

条例において建設現場労働者の最低賃金は一日 8 時間労働当たりの賃金として明示される。材料込み一人親方の場合、請負契約形態において賃金などの最低基準を確保するため、請負契約書の特記事項として条例の最低基準を明記し、効力を発揮させる。

一人親方を条例における適用労働者とした場合、請負として施工単価で契約しているため、直接賃金を確認することが困難である。そのため、施工単価が最低賃金以上に設

定されていることを確認できるよう特記事項として明示させることを義務付ける必要がある。

また、当該契約を締結する一人親方は施工単価が基準賃金以上に設定されているか確認することができるようにする。

第4節 公契約における労働条項の遵守の確認と罰則規定

1. 労働条項遵守の確認は労働組合などと共同で実施を

賃金など労働条項遵守の確認は基本的には市職員が受注者から提出される諸書類に基づき、また定期・随時に受注者および労働者への確認検査を行なう。同時に適用労働者に対して直接確認する上で当該労働者の所属する労働組合などの機関と共同で実施する。

2. 労働者本人からの申し出の尊重を

適用労働者から条例どおりの賃金等労働条項が遵守されていない旨の申し出があった場合は、市の担当職員は迅速に受注者等に事実関係を調査し、又当該事業所に立入検査を行なう。また、本人が当該労働組合に申し出を行なった場合も、市は労働組合と協力して事実関係を確認し、遵守されていない事実が確認された場合は、直ちに是正させる。また、労働者が申し出をしたことにより、受注者等から不当な扱いが行なわれないよう条例において罰則規定等を明示する。

3. 条例に対する遵守責任は受注者を基本とし下請業者にも実施責任を

条例における労働条項の遵守責任は基本的に公共機関と公契約を締結する受注者にある。しかし、条例違反が明らかに下請業者の責任に帰する場合は、受注者の管理責任と同時に当該下請業者の実施責任という連帯責任を課すべきである。

4. 受注者の悪質な条例違反に対しては公契約の解除を

受注者が労働条項の遵守責任を果たさず、報告書類等を提出せず、又は虚偽の報告や検査を拒否するなどが重なり、改善・是正を行なわないなどの場合には、発注者は公契約の解除をすることができることとする。尚、その場合、解除に伴う損害は受注者において賠償するものとする。また、受注者が労働者に対して公契約における最低の賃金基準を遵守していないことが判明した場合は、工事代金の支払いを停止する措置を行なう。

ILO94号条約第5条では

- ① 公契約における労働条項の規定の遵守及び適用を怠る場合について、契約の掌控えその他により適当な制裁を適用しなければならない。

② 関係労働者をしてその正当な賃金を受けることを得しめるため、契約の下における支払い手控えその他の方法により適当な措置を講じなければならないと規定している。公契約条例が受注者の意図的怠慢により効力が発揮されないことを防止するためには、条例違反に対する強力な罰則規定を設けることが重要である。

第2部 横浜市「2008年度入札情報データ」に基づく公共工事の分析

はじめに

第1部では、横浜市の市政について検討してきたが、第2部では、2008年度発注公共工事について分析を加えた。公共工事分析は、横浜市が2008年度に公共工事として発注した1件ごとの入札情報データ（2008年度入札情報データ）と横浜市の入札参加業者名簿、さらに横浜建設業協会の会員名簿を元に行なった。

2008年入札情報データには、工事件名、工事場所、発注部署、受注業者、予定価格、契約額、入札形態（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）、契約年月日、工期、発注標準、受注業者格付、最低制限価格、調査基準価格が掲載されている。また、横浜市入札参加者名簿（有資格者名簿）には、業者名、登録工種、資本金、業者所在地（市内、準市内、市外）などが掲載されており、必要な情報データを加工して利用した。横浜建設業協会会員名簿には、会員の業者名が記載されており、横浜市入札参加者名簿と併せて、協会会員の受注動向分析を行なった。

また、総合評価方式の調書、随意契約の理由と根拠規定については、横浜市のホームページより入手した。さらに、低入札価格調査の結果については、情報公開請求によって資料を入手し、分析を加えた。

基本的には、2008年度発注の公共工事について分析を加えているが、横浜市公共工事分析は2004年度から始めて、今回で5度目である。したがって、できるだけ5年間の変化を捉えるように心がけた。しかし、分析項目や分析対象の図表などが徐々に増加してきており、必ずしも5年間の経年変化を捉えきれないデータも存在することに注意されたい。

第2部の構成は「第1章 2008年度横浜市発注公共工事の発注の特徴」、「第2章 2008年度横浜市発注公共工事の受注者側からみた特徴」、「第3章 2008年度横浜市発注公共工事の入札・契約面からみた特徴」となっている。

第1章では、発注側からみた特徴として、工事規模別、大規模工事、発注部局別、地域別、発注月別にそれぞれ分析を加えた。第2章では、受注者側からみた特徴を捉えるため、受注業者の資本金別、所在地別、工種別、工事規模別、協会会員非会員別、さらに、JV受注の状況や工事受注上位50社について検討を行なった。また、第3章では、入札・契約面からみて、ランク別受注実績の特徴、入札形態（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）別受注実績の特徴、随意契約の特徴、落札率の特徴、総合評価方式の実施状況と特徴、最低制限価格の特徴、低入札価格調査にみる特徴、などについて分析を行なった。

第1章 2008年度横浜市発注公共工事の発注の特徴

第1節 工事規模からみる特徴

まず、横浜市発注の公共工事について、工事規模別に発注金額を概観しておきたい。図表 2-1-1-1 は横浜市発注の公共工事について、工事規模別に発注金額とその構成割合を 2004 年度から 2008 年度までみたものである。横浜市発注公共工事は、2004 年度に約 1,526 億円であったが、その後減少が続き、2007 年度には 1,263 億 5,000 万円にまで落ち込んでいる。しかし、2008 年度には総額で 1,415 億 2,670 万円と持ち直している状況である。横浜市に限らず公共工事の発注総額は 2000 年頃から全国的に減少が続いてきた。横浜市においても減少傾向が続いており、2008 年度に幾分持ち直している状況である。しかし、工事規模別の工事金額をみると、5 億～10 億円未満の工事が約 115 億円（前年度比+44 億円）、10 億～50 億円未満が約 195 億円（前年度比+90 億円）と 5 億円以上の大型工事が増加している。

工事規模ごとにその構成比を見てみると、2008 年度では、1 億～5 億円未満の階層の

図表 2-1-1-1 工事規模別発注金額の推移

単位：百万円・%

工事規模	2004年度		2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
全体	152,623	100.0	149,567	100.0	148,344	100.0	126,3450	100.0	141,527	100.0
50万円未満	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0
50万円～100万円未満	11	0.0	13	0.0	10	0.0	16	0.0	10	0.0
100万円～500万円未満	1,955	1.3	1,960	1.3	1,682	1.1	1,604	1.3	1,740	1.2
500万円～1000万円未満	7,245	4.7	8,147	5.4	7,027	4.7	6,658	5.3	6,627	4.7
1000万円～5000万円未満	33,685	22.1	29,670	19.8	30,740	20.7	29,369	23.2	30,585	21.6
5000万円～1億円未満	19,566	12.8	21,426	14.3	23,518	15.9	20,417	16.2	23,714	16.8
1億～5億円未満	49,367	32.3	49,186	32.9	43,761	29.5	44,652	35.3	47,934	33.9
5億～10億円未満	16,895	11.1	18,183	12.2	17,276	11.6	7,084	5.6	11,454	8.1
10億～50億円未満	23,898	15.7	20,980	14.0	24,329	16.4	10,397	8.2	19,463	13.8
50億円以上	-	-	-	-	-	-	6,153	4.9	-	-

工事金額が最も多くなっており、479億円、構成比は33.9%となっている。1,000～5,000万円未満の階層が306億円、21.6%、5,000万円～1億円未満の階層が237億円、16.8%と続いている。この3つの階層で全体の工事金額の約7割を占めている。

また、図表2-1-1-2は、工事規模を小規模工事（1,000万円未満）、中規模工事（1,000万円～1億円）、大規模工事（1億円～10億円未満）、超大規模工事（10億円以上）の4つに区分してみたものである。横浜市の特徴を抽出するため川崎市と比べてみると、まず、総額では川崎市の2倍から3倍近い規模であることがわかる。全体の金額では、横浜市が2007年度に大幅に減少しているのに対し、川崎市では大きく増加している。これは、川崎市で2007年度に1件134億円の超大規模工事が発注されていることが大きな要因である。

規模別にみると、川崎市では中規模工事の割合を減少させているが、横浜市ではわずかに増加傾向にあることが確認できる。他方で横浜市では1億円以上の大規模工事、超大規模工事で減少傾向を示しているのに対して、川崎市では増加傾向にある。横浜市では、大規模工事と超大規模工事の全工事金額に占める割合は、2005年度以降、毎年5割を超えており、2008年度は、55.8%である。川崎市ほどではないが、横浜市発注公共工事は大型工事が多いといえる。

図表 2-1-1-2 工事規模4区分による発注金額の推移（横浜市・川崎市）

単位：百万円・%

	全体		小規模工事 (1,000万円 未満)		中規模工事 (1,000万円 ～1億円未満)		大規模工事 (1億円 ～10億円未満)		超大規模工事 10億円以上	
	横浜	川崎	横浜	川崎	横浜	川崎	横浜	川崎	横浜	川崎
2005年度	149,567 100.0	45,406 100.0	10,121 6.8	2,520 5.5	51,096 34.2	17,589 38.7	67,369 45.0	15,622 34.4	20,980 14.0	9,675 21.3
2006年度	148,344 100.0	47,005 100.0	8,720 5.9	2,621 5.6	54,258 36.6	17,023 36.2	61,037 41.1	18,861 40.1	24,329 16.4	8,501 18.1
2007年度	126,350 100.0	64,276 100.0	8,279 6.6	2,518 3.9	49,786 39.4	14,832 23.1	51,736 40.9	23,460 36.5	16,550 13.1	23,466 36.5
2008年度	141,527 100.0	61,710 100.0	8,378 5.9	2,380 3.9	54,299 38.4	17,646 28.6	59,387 42.0	30,176 48.9	19,463 13.8	11,508 18.6

図表2-1-1-3は、工事規模ごとに工事件数の推移を見たものである。最も多いのは、1,000万～5,000万円の階層で、3,419件中1,385件となっており、その割合は4割を超えている。さらに、500万～1,000万円未満の工事件数が889件、26%、100万～500万円未満の工事が512件、15%となっており、5,000万円未満の工事で、全体の約8割を占めている。他方、合計金額が最も多かった1億～5億円の工事は252件、7.4%となっている。

また、10億円以上の超大規模工事は金額では13.8%を占めていたが、件数で見ると、わずか12件、構成比0.4%に過ぎない。

図表 2-1-1-3 工事規模別発注件数の推移

単位：件・%

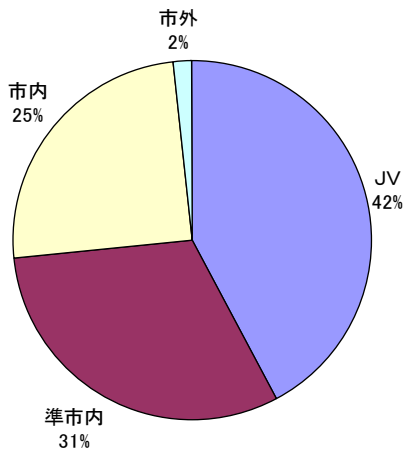
工事規模	2004年度		2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
全体	3,693	100.0	3,644	100.0	3,445	100.0	3,297	100.0	3,419	100.0
50万円未満	4	0.1	5	0.1	4	0.1	4	0.1	2	0.1
50万～ 100万円未満	16	0.4	19	0.5	13	0.4	21	0.6	14	0.4
100万～ 500万円未満	597	16.2	610	16.7	510	14.8	491	14.9	512	15.0
500万～ 1,000万円未満	951	25.8	1,075	29.5	931	27.0	887	26.9	889	26.0
1,000万～5,000 万円未満	1,564	42.4	1,335	36.6	1,388	40.3	1,358	41.2	1,385	40.5
5,000万～ 1億円未満	281	7.6	309	8.5	329	9.6	289	8.8	337	9.9
1億～5億円未満	244	6.6	251	6.9	230	6.7	227	6.9	252	7.4
5億～ 10億円未満	25	0.7	27	0.7	26	0.8	11	0.3	16	0.5
10億～ 50億円未満	11	0.3	13	0.4	13	0.4	8	0.2	12	0.4
50億円以上	-	-	-	-	-	-	1	0	-	-

第2節 3億円以上の大規模工事における特徴

次に契約金額3億円以上の大規模工事についてみてみたい。契約金額が3億円以上の工事は2008年度64件であった。図表2-1-2-1は、契約金額が3億円以上の工事について、受注業者の所在地別、JV別の構成割合を表したものである。最も多いのは、JVによる受注となっており、次いで準市内業者の受注が多くなっている。市内業者の単独受注は25%と比較的少ない状況である。しかし、市内業者同士のJVに限定して発注された工事も6件あり、その分を含めると市内業者向け発注の割合は幾分増加する。とはいえ、3億円以上の大規模工事の受注は基本的に準市内業者とJV、市外業者によってその大半が占められている。

また、契約金額3億円以上の工事の落札率の単純平均は、90.6%となっている。しかし、随意契約による案件が13件あり、その落札率はほぼ100%であるため、その案件を除いた落札率は、88.2%となっている。後にみるように、全工事の平均落札率は86.6%、一般競争入札による落札率が85.5%であることと比較すると、大規模工事の落札率が高いことがわかる。

図表 2-1-2-1 契約金額 3 億円以上の工事についての受注業者所在地



図表 2-1-2-2 は、3 億円以上の大規模工事について、工事件名、予定価格、契約金額、落札率、契約方法、業者名、業者所在地別の一覧である。3 億円以上の大規模工事の工事件名をみてみると、次の 3 つの工事が多い事が特徴となっている。

第 1 が、戸塚駅周辺の再開発事業に伴う工事である。具体的には、No.1「戸塚駅西口第 1 地区市街地再開発事業公共施設整備工事(その 3)」の他、No.23、No.31、No.51、No.56 などである。戸

塚駅周辺の再開発事業は、「戸塚駅周辺地区まちづくり」事業として、「横浜市中期計画平成 18 年度～平成 22 年度」の重点政策にあげられており、5 年間で 530 億円の事業予算が見込まれている。また、No.1、No.23 はいずれも「不動テトラ・アイサワ・南海辰村建設共同企業体」が受注している。この工事は国庫補助の対象工事であり、「国庫補助の関係上分割発注としたが、先に発注した工事と一体のもので一貫した施工が必要であり、本体工事を施工中の業者以外では工事の安全・円滑かつ適正な施工の確保、工期、経費の点で不利であるため」として、複数回にわたり随意契約によって受注されている。

第 2 に、No.3 の工事にみられるような「南本牧ふ頭」周辺の工事が多くなっている。南本牧ふ頭関連の工事についても、「中期計画」の重点施策に「スーパー中枢港湾推進」が掲げられており、事業費も 180 億円が見込まれている。

第 3 に、No.2 の下水道整備工事や No.6 の水再生センター関連の工事など、上下水道工事が多くなっている。横浜市では、市内各地での開発事業、再開発事業等に伴い、上下水道の整備が旺盛に進められているが、それらに関連する工事の割合は大きくなっている。直接の担当部署である水道局の発注金額は、全体の 2 割以上を占めている。さらに、上下水道や処理施設などの水関連施設に対する発注は他の部局からも一定程度発注されており、水道施設関連の工事金額の大きいことが特徴といえる。

3 億円以上の大規模工事のうち、随意契約によって受注された案件は 13 件である。工種では土木工事が 8 件と大半を占めており、上水道 2 件、電気 2 件、鋼構造 1 件となっている。また、随意契約の理由については、13 件中 9 件が「国庫補助の関係上分割発注としたが、先に発注した工事と一体のもので一貫した施工が必要であり、本体工事を施工中の業者以外では工事の安全・円滑かつ適正な施工の確保、工期、経費の点で不利であるため」とされている。その様な多数の大規模工事が随意契約されていることは問題である。公共工事における競争性を確保する観点から、この様な随意契約を回避する発注方法の工夫が必要である。

図表 2-1-2-2 3億円以上の大規模工事

単位：百万円・%

No	件名	予定価格	契約金額	落札率	契約方法	工種	業者名	業者所在地
1	戸塚駅西口第1地区市街地再開発事業公共施設整備工事(その3)	3,496	3,486	99.7	随意契約	土木	不動テトラ・アイサワ・南海辰村建設共同企業体	JV
2	南部処理区大岡川右岸雨水幹線下水道整備工事	2,776	2,359	85.0	一般競争入札	土木	鹿島・五洋・松尾建設共同企業体	JV
3	南本牧ふ頭第5ブロック廃棄物最終処分場(仮称)建設工事(その3・地盤改良工)	1,901	1,785	93.9	一般競争入札	港湾	りんかい日産・大滝建設共同企業体	JV
4	早渕中学校新築工事(建築工事)	1,929	1,730	89.7	一般競争入札	建築	松尾・石井・土志田建設共同企業体	JV
5	信号保安装置更新工事(上永谷)	1,636	1,554	95.0	一般競争入札	電気	株式会社京三製作所	市内
6	北部第二水再生センター第三ポンプ施設築造工事	1,622	1,378	85.0	一般競争入札	土木	鹿島・五洋・京急建設共同企業体	JV
7	新杉田共同溝口径1100mm配水管新設(その1)鋼管製作及び現場溶接工事	1,450	1,327	91.5	一般競争入札	鋼構造	株式会社デック	市内
8	都筑水再生センター水処理施設(第五期)築造工事(その2)	1,249	1,249	100.0	随意契約	土木	三井住友・佐藤・奈良建設共同企業体	JV
9	南部処理区大岡川右岸幹線(第2工区)下水道整備工事	1,420	1,203	84.7	一般競争入札	土木	日本国土・芦澤建設共同企業体	JV
10	都市計画道路山下長津田線(鴨居地区)街路整備工事(白山工区・その6)	1,186	1,185	100.0	随意契約	土木	大成・前田・奈良建設共同企業体	JV
11	南本牧ふ頭コンテナターミナル建設工事(その2・中仕切護岸基礎工)	1,381	1,114	80.7	一般競争入札	港湾	五栄・ヤマト建設共同企業体	JV
12	北部第二水再生センター汚泥処理施設分離液脱水機棟築造工事(建築工事)	1,281	1,092	85.2	一般競争入札	建築	紅梅・小俣建設共同企業体	JV
13	栄処理区川上第二雨水幹線下水道整備工事	1,162	988	85.0	一般競争入札	土木	西武・東海興業建設共同企業体	JV
14	南本牧ふ頭第5ブロック廃棄物最終処分場(仮称)建設工事(その4・地盤改良工)	1,001	936	93.5	一般競争入札	港湾	大本・本間建設共同企業体	JV
15	市道戸塚第519号線道路建設工事(歩道橋築造工)	938	882	94.1	一般競争入札	鋼構造	片山ストラテック株式会社	市外
16	金沢水再生センター分離液汚泥脱水機設備工事	993	838	84.5	一般競争入札	機械器具設置	株式会社西原環境テクノロジー	準市内
17	新杉田共同溝口径1100mm配水管新設工事(その1)	820	819	99.9	随意契約	上水道	新杉田共同溝鹿島・大林・奥村特定建設工事共同企業体	JV
18	水場から減圧水槽口径1500mm導水管布設替(その14)管製作及び現場接合工事	802	794	98.9	指名競争入札	その他	株式会社クボタ	準市内
19	金沢水再生センター分離液処理施設電気設備工事	937	793	84.6	一般競争入札	電気	三菱電機株式会社	準市内
20	西谷浄水場計装設備更新工事(その1)(監視制御設備工事)	904	768	85.0	一般競争入札	電気	メタウォーター株式会社	準市内
21	動物愛護センター(仮称)新築工事(建築工事)	803	746	92.8	一般競争入札	建築	松尾・石井建設共同企業体	JV
22	北部処理区北綱島第二幹線下水道整備工事(その11)	812	680	83.8	一般競争入札	土木	奥村・三ツ和建設共同企業体	JV
23	戸塚駅西口第1地区市街地再開発事業公共施設整備工事(その2)	587	586	99.9	随意契約	土木	不動テトラ・アイサワ・南海辰村建設共同企業体	JV

24	横浜・高島町間軌道改良及び その他工事	593	562	94.8	一般競争 入札	土木	京急・清田軌道工業 建設共同企業体	JV
25	舞岡川遊水地建設工事(その 2)	539	539	100.0	随意契約	土木	戸田・小田急・京急 建設共同企業体	JV
26	水場から減圧水槽口径15 00mm導水管布設替工事 (その14-2)	514	513	99.9	随意契約	上水道	株式会社間組	準市内
27	栄第二水再生センター第二 ポンプ施設発電設備工事(そ の2)	543	509	93.9	一般競争 入札	電気	株式会社明電舎	準市内
28	横浜動物の森公園立体駐車 場新築工事その2(建築工 事)	554	502	90.7	一般競争 入札	建築	風越建設株式会社	市内
29	港北水再生センター南側第 3系列水処理電気設備工事 (その2)	499	498	99.8	随意契約	電気	三菱電機株式会社	準市内
30	潮見橋架替工事(上部架設 工)	496	496	99.9	随意契約	鋼構造	JFEエンジニア リング株式会社	準市内
31	戸塚駅西口第1地区第二種 市街地再開発事業公共施設 整備工事(建築工事)	583	495	84.8	一般競争 入札	建築	株式会社小俣組	市内
32	金沢処理区磯子金沢線(新杉 田工区)送泥管整備工事	491	489	99.7	随意契約	土木	新杉田共同溝鹿 島・大林・奥村特定 建設工事共同企業 体	JV
33	横浜動物の森公園チンパン ジー展示場エリア整備工事	561	473	84.4	一般競争 入札	造園	濱田園・新正園建設 共同企業体	JV
34	栄処理区平戸第二雨水幹線 下水道整備工事(その3)	472	472	100.0	随意契約	土木	不動テトラ・南海辰 村建設共同企業体	JV
35	北部第二水再生センター汚 泥濃縮機(50号機)機械設 備工事	543	460	84.8	一般競争 入札	機械器 具設置	三菱化工機株式會 社	準市内
36	西部処理区本郷雨水支線下 水道整備工事	550	460	83.5	一般競争 入札	土木	横浜建設株式会社	市内
37	金沢水再生センター分離液 処理施設送風機設備工事	452	452	99.8	一般競争 入札	機械器 具設置	月島機械株式会社	準市内
38	南本牧理立工事(中仕切護岸 B-4地盤改良工)	462	433	93.7	一般競争 入札	港湾	本間・吉田建設共同 企業体	JV
39	臨港道路本牧出口ランプ整 備工事(上部製作工その2)	493	419	84.9	一般競争 入札	鋼構造	三菱重工鉄構エン 지니어リング株式 会社	準市内
40	小雀浄水場第2送水ポンプ 設備更新工事(その7)(ポ ンプ設備工事)	492	417	84.8	一般競争 入札	機械器 具設置	株式会社西島製作 所	準市内
41	幸ヶ谷小学校増築その他工 事(建築工事)	490	416	84.8	一般競争 入札	建築	株式会社伊勝	市内
42	菅田配水池設備更新工事(そ の2)(電気設備工事)	491	415	84.6	一般競争 入札	電気	日本コムシス株式 会社	準市内
43	鶴ヶ峰駅から西谷間口径1 100mm導水管補強工事 (相模湖系その7)	485	412	85.0	一般競争 入札	鋼構造	須藤工業株式会社	準市内
44	港北水再生センター南側第 3系列反応タンク設備工事	463	412	88.9	一般競争 入札	機械器 具設置	アタカ大機株式會 社	準市内
45	川井配水ポンプ場設備更新 工事(その2)(電気設備工 事)	477	404	84.7	一般競争 入札	電気	株式会社正興電機 製作所	準市内
46	都市計画道路中山北山田線 (川和町駅地区)街路整備工 事(その2)	394	394	100.0	一般競争 入札	鋼構造	三菱重工鉄構エン 지니어リング株式 会社	準市内
47	勝田住宅第7期住戸改善そ の他工事(第1工区建築工 事)	455	385	84.6	一般競争 入札	建築	株式会社松尾工務 店	市内
48	北部第二水再生センター汚 泥処理施設分離液送風機棟 築造工事(建築工事)	443	375	84.6	一般競争 入札	建築	株式会社渡辺組	市内

49	列車接近警報装置設置工事	370	369	99.8	一般競争 入札	電気通 信	パナソニックシ ステムソリュー ションズジャ パン株式 会社	準市内
50	高島町・吉野町間構築補修及 びその他工事	390	361	92.7	一般競争 入札	土木	奥村・岡田建設共同 企業体	JV
51	戸塚駅前地区中央土地区画 整理事業都市計画道路柏尾 戸塚線道路本体築造工事(そ の5)	422	354	84.0	一般競争 入札	土木	石田建設株式会社	市内
52	南本牧ふ頭コンテナターミ ナル建設工事(その5・MC -3接続通路基礎本体工)	416	352	84.6	一般競争 入札	港湾	たにもと・盛徳建設 共同企業体	JV
53	南本牧ふ頭コンテナターミ ナル建設工事(その9・中仕 切護岸ケーソン据付工)	408	348	85.2	一般競争 入札	港湾	若築・松浦建設共同 企業体	JV
54	港北区総合庁舎耐震補強そ の他工事(建築工事)	356	345	97.0	一般競争 入札	建築	馬淵建設株式会社	市内
55	南本牧ふ頭コンテナターミ ナル建設工事(その3・MC -3接続通路地盤改良工)	380	344	90.6	一般競争 入札	港湾	大本・小島建設共同 企業体	JV
56	戸塚駅前地区中央土地区画 整理事業都市計画道路柏尾 戸塚線道路本体築造工事(そ の4)	403	342	84.8	一般競争 入札	土木	株式会社紅梅組	市内
57	金沢処理区磯子・金沢線(金 沢工区)送泥管整備工事	407	341	83.9	一般競争 入札	土木	宮本土木株式会社	市内
58	北部第二水再生センター汚 泥濃縮機(50・60号機) 等電気設備工事	340	340	99.9	随意契約	電気	株式会社東芝	準市内
59	潮見橋架替工事(下部工その 5)	338	338	100.0	随意契約	土木	大成建設株式会社	準市内
60	勝田住宅第6期住戸改善そ の他工事(第3工区建築工 事)	394	333	84.5	一般競争 入札	建築	株式会社渡辺組	市内
61	象の鼻地区整備工事(その1 4)(緑地整備工)	393	329	83.9	一般競争 入札	造園	アイビー・ガーデ ン・丸徳建設共同企 業体	JV
62	金沢水再生センター汚泥消 化タンク耐震補強工事	371	313	84.4	一般競争 入札	土木	株式会社テクノジ ャパン	市内
63	北部第一水再生センター水 処理施設(第4・5系列)覆 蓋整備工事	367	306	83.4	一般競争 入札	土木	白崎建設株式会社	市内
64	象の鼻地区休憩棟新築工事 (建築工事)	342	304	89.1	一般競争 入札	建築	株式会社渡辺組	市内

第3節 発注部局からみる特徴

図表 2-1-3-1 は 2007 年度、2008 年度の発注部局別発注金額の推移をみたものである。2008 年度の発注総額は約 1,415 億円であるが、そのうち、約 402 億円、割合にして 28.4% を環境創造局が発注している。それに次いで大きな割合を占めているのが水道局で約 319 億円、22.5%、さらに土木事務所が約 151 億円、10.7%と続いている。環境創造局は、2005 年 4 月、環境保全局、緑政局、下水道局が統合して発足した。主な業務内容は、「地球温暖化対策、環境アセスメント、化学物質対策、公害規制・指導、環境保全の調査研究、農業、公園・緑地の活用、緑地・公園・下水道施設の整備・維持管理、管路再整備」など、多岐にわたっている。

図表 2-1-3-1 発注部局別発注金額の推移

単位：百万円・%

発注部局	2007 年度		2008 年度		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
全体	126,350	100.0	141,527	100.0	15,177	12.0
開港 150 周年・創造都市事業本部	63	0.1	6	0.0	△ 58	△ 0.0
安全管理局	651	0.5	120	0.1	△ 531	△ 0.4
環境創造局	46,995	37.2	40,216	28.4	△ 6,779	△ 8.8
教育委員会	6,704	5.3	10,041	7.1	3,338	1.8
行政運営調整局	25	0.0	6	0.0	△ 19	△ 0.0
経済観光局	3,349	2.7	440	0.3	△ 2,909	△ 2.3
健康福祉局	372	0.3	1,355	1.0	983	0.7
港湾局	7,803	6.2	12,307	8.7	4,504	2.5
こども青少年局	561	0.4	312	0.2	△ 249	△ 0.2
資源循環局	1,830	1.4	1,991	1.4	161	△ 0.0
市民活力推進局	486	0.4	943	0.7	457	0.3
道路局	10,164	8.0	10,012	7.1	△ 153	△ 1.0
都市整備局	4,048	3.2	9,319	6.6	5,271	3.4
病院経営局	81	0.1	-	-	△ 81	△ 0.1
まちづくり調整局	2,260	1.8	2,546	1.8	286	0.0
土木事務所	13,307	10.5	15,076	10.7	1,769	0.1
区政推進課	278	0.2	209	0.1	△ 69	△ 0.1
地域振興課	11	0.0	36	0.0	26	0.0
地球温暖化対策事業本部	-	-	57	0.0	57	0.0
交通局	2,816	2.2	4,636	3.3	1,821	1.0
水道局	24,548	19.4	31,899	22.5	7,351	3.1

注：2008 年度は病院経営局のデータがないため、除外して算出。

2008 年度の環境創造局の発注金額は、2007 年度と比較すると約 70 億円程度減少しており、それに伴い発注総額に占める割合も 10% 近く低下している。他方、教育委員会や港湾局、都市整備局、水道局などの発注金額が上昇していることがわかる。水道局は前年度比+74 億円、都市整備局は前年度比+53 億円、港湾局は前年度比+45 億円、教

育委員会は前年度比+33億円となっている。水道局発注の工事では浄水場の整備事業などが前年度と比較して多額の事業費を計上した結果が現れている。都市整備局は前述の戸塚駅周辺の再開発事業によるものであり、港湾局も同様に南本牧ふ頭周辺のスーパー中枢港湾の整備事業の結果である。また、教育委員会の発注金額増加は、校舎の建設や耐震改修など事業によるものである。

次に、図表 2-1-3-2 は発注部局別の発注件数の推移をみたものである。2008 年度、発注件数が最も多い部局は土木事務所となっており、1,264 件、構成比 37.0%と圧倒的な割合を占めている。次いで、発注金額では最も大きな割合を占めていた環境創造局が 703 件、20.6%と続いている。発注金額が 2 番目に多かった水道局は 543 件、15.9%となっており、この上位 3 部局で約 73%を占めている。2007 年度と 2008 年度を比較すると土木事務所、都市整備局、教育委員会の発注件数が増加しているが、大きな変動は見られない。

図表 2-1-3-2 発注部局別発注件数の推移

単位：件・%

発注部局	2007 年度		2008 年度		増減	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
全体	3,297	100.0	3,419	100.0	122	3.7
開港 150 周年・創造都市事業本部	5	0.2	1	0.0	△ 4	△ 0.1
安全管理局	8	0.2	8	0.2	0	△ 0.0
環境創造局	716	21.7	703	20.6	△13	△ 1.2
教育委員会	189	5.7	222	6.5	33	0.8
行政運営調整局	3	0.1	1	0.0	△ 2	△ 0.1
経済観光局	21	0.6	11	0.3	△10	△ 0.3
健康福祉局	11	0.3	21	0.6	10	0.3
港湾局	131	4.0	155	4.5	24	0.6
こども青少年局	28	0.8	21	0.6	△ 7	△ 0.2
資源循環局	108	3.3	100	2.9	△ 8	△ 0.4
市民活力推進局	8	0.2	14	0.4	6	0.2
道路局	188	5.7	165	4.8	△23	△ 0.9
都市整備局	30	0.9	64	1.9	34	1.0
病院経営局	2	0.1	-	-	△ 2	0.1
まちづくり調整局	45	1.4	47	1.4	2	0.0
土木事務所	1,161	35.2	1,264	37.0	103	1.8
区政推進課	12	0.4	8	0.2	△ 4	△ 0.1
地域振興課	1	0.0	4	0.1	3	0.1
地球温暖化対策事業本部			4	0.1	4	0.1
交通局	60	1.8	63	1.8	3	0.0
水道局	570	17.3	543	15.9	△27	△ 1.4

次に、発注部局別にみた 1 件当たりの発注金額の推移についてみたものが、図表 2-1-3-3 である。2008 年度の 1 件当たり発注金額をみると、都市整備局が圧倒的に高く、

1億4,560万円となっている。これは、すでに述べたように、戸塚駅周辺の再開発事業による影響が大きい。2006年12月に策定された「横浜市中期計画 平成18年度～平成22年度」において、「戸塚駅周辺地区まちづくり」が重点事業として掲げられている。そこでは、「戸塚駅周辺の市街地再開発事業や土地区画整理事業を進めるとともに、文化芸術を活かした個性と魅力あるまちづくりを地域住民、企業等とともに進め」ることが謳われており、5年間で530億円の事業費が見込まれている。

図表 2-1-3-3 発注部局別 1件当たり発注金額の推移

単位：百万円

発注部局	2007年度	2008年度
全体	38.3	41.4
開港150周年・創造都市事業本部	12.7	5.7
安全管理局	81.3	15.0
環境創造局	65.6	57.2
教育委員会	35.5	45.2
行政運営調整局	8.3	6.1
経済観光局	159.5	40.0
健康福祉局	33.8	64.5
港湾局	59.6	79.4
こども青少年局	20.0	14.9
資源循環局	16.9	19.9
市民活力推進局	60.8	67.4
道路局	54.1	60.7
都市整備局	134.9	145.6
病院経営局	40.3	-
まちづくり調整局	50.2	54.2
土木事務所	11.5	11.9
区政推進課	23.2	26.1
地域振興課	10.5	9.1
地球温暖化対策事業本部	-	14.2
交通局	46.9	73.6
水道局	43.1	58.7

また、都市整備局に続いて港湾局では、1件当たりの発注金額が7,940万円となっている。港湾局の大規模工事をみると、「南本牧ふ頭第5ブロック廃棄物最終処分場（仮称）建設工事（その3・地盤改良工）」

（契約額：17億8,500万円）や「南本牧ふ頭コンテナターミナル建設工事（その2・中仕切護岸基礎工）」（契約額：11億1,405万円）など、南本牧ふ頭周辺の大規模工事が多くなっている。

「南本牧ふ頭は、コンテナ貨物の増加やコンテナ船の大型化に対応した大水深・高規格コンテナバースの整備等を目的に、平成2年から工事に着手」²しており、南本牧ふ頭周辺の工事は現

在も続いている。また、1件当たり発注金額は、交通局、7,360万円、市民活力推進局、6,740万円、健康福祉局、6,450万円と続いている。発注件数が最も多かった土木事務所では1件当たりの工事金額は1,190万円となっており、少額工事の割合が多いといえる。

2007年度、1件当たり発注金額が最も高かったのは、経済観光局であるが、これは、横浜市中心卸売市場関連の工事が発注されていたためである。2008年度には中心卸売市場関連の工事が減少しており、そのために発注金額、発注件数のいずれも減少している。

² 横浜市 HP : <http://www.city.yokohama.jp/me/port/mhonmoku/mhonmoku.html> より。

第4節 地域別にみた発注工事の特徴

つづいて、横浜市の地図（図表 2-1-4-1）を参考に、発注工事を地域別にみてみよう。

図表 2-1-4-1 横浜市の地図



図表 2-1-4-2 は、工事場所別に発注金額の推移をみたものである。18 の区と複数の区に亘る工事、市外での工事に分類した。2008 年度は、戸塚区が約 170 億円（12.0%）、中区が約 164 億円（11.6%）、鶴見区が 121 億円（8.6%）と続いており、この 3 つの区だけで発注総額の 3 割以上を占めている。また、この 3 区は図表のとおり、2004 年度以降、常に発注金額の多い地域となっている。

2007 年度と比較して発注金額が大幅に増加しているのは、戸塚区（約 73 億円増）、中区（約 63 億円増）、都筑区（約 44 億円増）である。それぞれ、区ごとにみると、戸塚区は戸塚駅周辺の再開発工事が実行されたことに加え、小雀浄水場での設備工事など水道局発注の大規模工事が多くみられる。また、中区については、港湾局発注の南本牧

ふ頭における大規模工事が多くなっている。都筑区では、勝田住宅の改善工事が多く行なわれたことによって発注金額が増加しており、鶴見区では「北部第一水再生センター」や「北部下水道センター」など、下水道関連の工事が多くみられる。

図表 2-1-4-2 工事場所別発注金額の推移

単位：百万円・%

区別	2004年度		2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
全体	152,623	100.0	149,567	100.0	148,344	100.0	126,350	100.0	141,527	100.0
鶴見区	18,478	12.1	13,592	9.1	12,200	8.0	12,340	8.1	12,111	8.6
神奈川区	5,936	3.9	4,618	3.1	5,959	3.9	6,157	4.0	6,378	4.5
西区	5,377	3.5	3,948	2.6	4,511	3.0	2,715	1.8	2,863	2.0
中区	12,833	8.4	15,438	10.3	15,866	10.4	10,053	6.6	16,364	11.6
南区	4,935	3.2	7,260	4.9	3,626	2.4	4,326	2.8	6,500	4.6
港南区	5,632	3.7	4,014	2.7	8,059	5.3	2,442	1.6	5,159	3.6
保土ヶ谷区	6,670	4.4	5,014	3.4	7,151	4.7	6,640	4.4	5,382	3.8
旭区	5,637	3.7	4,548	3.0	7,680	5.0	7,472	4.9	7,029	5.0
磯子区	8,087	5.3	5,828	3.9	16,346	10.7	3,544	2.3	5,917	4.2
金沢区	8,474	5.6	8,633	5.8	12,754	8.4	7,620	5.0	8,750	6.2
港北区	11,046	7.2	14,751	9.9	3,510	2.3	12,255	8.0	9,198	6.5
緑区	2,455	1.6	4,154	2.8	6,053	4.0	4,568	3.0	5,499	3.9
青葉区	4,727	3.1	6,422	4.3	5,742	3.8	3,440	2.3	4,379	3.1
都筑区	7,324	4.8	10,132	6.8	2,059	1.3	4,322	2.8	8,768	6.2
戸塚区	13,447	8.8	11,537	7.7	8,048	5.3	9,700	6.4	17,045	12.0
栄区	6,698	4.4	6,725	4.5	3,331	2.2	7,511	4.9	3,811	2.7
泉区	7,677	5.0	5,973	4.0	4,441	2.9	3,763	2.5	2,130	1.5
瀬谷区	3,987	2.6	2,252	1.5	10,026	6.6	2,393	1.6	2,332	1.6
複数	6,591	4.3	14,166	9.5	9,659	6.3	14,959	9.8	10,129	7.2
市外	-	-	563	0.4	104	0.1	133	0.1	1,780	1.3

次に、図表 2-1-4-3 は工事場所別発注件数の推移を表したものである。件数の多い順にみると、戸塚区 283 件 (8.3%)、中区 257 件 (7.5%)、鶴見区 254 件 (7.4%)、港北区 253 件 (7.4%)、金沢区 251 件 (7.3%) と続いている。発注金額でも上位であった鶴見区と戸塚区、中区は工事件数も多くなっている。

図表 2-1-4-3 工事場所別発注件数の推移

単位：件・%

区別	2004年度		2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
全体	3,693	100.0	3,644	100.0	3,445	100.0	3,297	100.0	3,419	100.0
鶴見区	328	8.9	293	8.0	249	6.7	241	6.5	254	7.4
神奈川区	214	5.8	194	5.3	173	4.7	191	5.2	203	5.9
西区	104	2.8	88	2.4	106	2.9	98	2.7	114	3.3
中区	273	7.4	281	7.7	225	6.1	200	5.4	257	7.5
南区	141	3.8	122	3.3	112	3.0	131	3.5	125	3.7
港南区	175	4.7	173	4.7	209	5.7	131	3.5	140	4.1
保土ヶ谷区	225	6.1	229	6.3	144	3.9	203	5.5	196	5.7
旭区	229	6.2	200	5.5	226	6.1	207	5.6	197	5.8
磯子区	177	4.8	153	4.2	220	6.0	144	3.9	141	4.1
金沢区	228	6.2	220	6.0	310	8.4	204	5.5	251	7.3
港北区	218	5.9	240	6.6	135	3.7	236	6.4	253	7.4
緑区	125	3.4	133	3.6	224	6.1	160	4.3	149	4.4
青葉区	125	3.4	183	5.0	120	3.2	135	3.7	146	4.3
都筑区	194	5.3	217	6.0	108	2.9	170	4.6	195	5.7
戸塚区	280	7.6	306	8.4	160	4.3	272	7.4	283	8.3
栄区	168	4.5	178	4.9	138	3.7	167	4.5	136	4.0
泉区	227	6.1	146	4.0	172	4.7	125	3.4	106	3.1
瀬谷区	123	3.3	102	2.8	180	4.9	103	2.8	89	2.6
複数	92	2.5	166	4.6	217	5.9	162	4.4	166	4.9
市外	-	-	20	0.5	11	0.3	17	0.5	18	0.5

図表 2-1-4-4 は、発注部局と工事場所別に発注金額をみたものである。発注金額の最も多かった環境創造局の工事を工事場所別にみると、鶴見区が約 67 億円（構成比 16.8%）、金沢区が約 53 億円（構成比 13.2%）となっており、この 2 区で約 3 割を占めている。環境創造局発注が鶴見区と金沢区で発注した工事件名をみると、水処理施設が多くなっている。水道局の発注金額が環境創造局に次いで多かったことと併せて、水処理施設への投資は公共事業の少なからぬ部分を占めている。また、特に特徴のある点として、工事の大部分が 1 つの区に集中して発注されている部局を挙げれば次のとおりである。都市整備局発注工事の 87.6%は戸塚区に、港湾局発注工事の 83.9%は中區に、経済観光局発注工事の 78.6%は中區に、まちづくり調整局発注工事の 73.7%は都筑区に発注されている。

発注部局と工事場所別の発注金額について、第 1 部で述べた横浜市の開発政策との関連でみると、まず「都心・副都心の整備」事業では、都市整備局発注の「戸塚駅周辺地区市街地再開発」事業関連の工事が戸塚区に集中していることがわかる。

次に、「幹線道路や高速道路の整備」事業関連の工事についてみてみたい。2008 年度道路局発注の工事では、第 1 部で述べた 3 環状 10 放射道路のうち、山下長津田線（緑区白山一丁目～鴨居町等）の工事が重点的に発注されており、この道路への発注金額は

20 億円を超えている。そのうち、緑区での工事が 18 億円と大半を占めており、道路局発注工事の 23.3%は緑区に集中している。

港湾関連事業では、すでに述べたとおり、南本牧ふ頭の高規格コンテナターミナル整備事業や本牧ふ頭の整備事業が進められており、港湾局発注工事のほとんどは中区に集中している。港湾局発注工事のうち、南本牧ふ頭関連工事のみを抽出してみると、66 億円を超えており、港湾局発注工事の半数以上を占めている。横浜港の国際競争力を優先課題とした開発事業が強力に進められていることがわかる。

第 1 部でも確認したように、横浜市の公共事業は都心整備事業や幹線道路・高速道路の整備、さらには国際競争力強化を目指した港湾づくりなどに重点が置かれている。市民要望度の低い事業に選択と集中が進められており、住民の求めている身近な生活にかかわる社会資本の整備に重点をシフトする必要がある。

図表 2-1-4-4 発注部局別工事場所別工事金額

単位：百万円・%

	全体	鶴見区	神奈川区	西区	中区	南区	港南区	保土ヶ谷区	旭区	磯子区	金沢区	港北区	緑区	青葉区	都筑区	戸塚区	栄区	泉区	瀬谷区	市外		
全体	141,527	12,111	6,378	2,863	16,364	6,500	5,150	5,882	7,029	5,917	8,751	9,198	5,499	4,379	8,768	17,045	3,811	2,130	2,332	10,129	1,780	
100	100	8.6	4.5	2.0	11.6	4.6	3.6	3.8	5.0	4.2	6.2	6.5	3.9	3.1	6.2	12.0	1.5	1.6	7.2	1.3		
附港150周年・創造都市事業本部	6	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
100	100	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
安全管理局	120	9	20	9	50	-	-	-	-	-	6	6	-	-	-	20	-	-	-	-	-	
100	100	7.8	16.6	7.3	41.6	-	-	-	-	-	5.3	4.9	-	-	16.4	-	-	-	-	-	-	
環境創造局	40,216	6,746	1,565	871	1,596	3,672	1,966	290	2,262	1,177	5,297	3,441	876	831	1,930	3,289	2,319	885	536	666	-	
100	100	16.8	3.9	2.2	4.0	9.1	4.9	0.7	5.6	2.9	13.2	8.6	2.2	2.1	4.8	8.2	5.8	2.2	1.3	1.7	-	
教育委員会	10,041	474	766	35	429	226	459	782	348	580	606	1,003	177	213	2,351	923	4	56	611	-	-	
100	100	4.7	7.6	0.3	4.3	2.3	4.6	7.8	3.5	5.8	6.0	10.0	1.8	2.1	23.4	9.2	0.0	0.6	6.1	-	-	
行政運営調整局	6	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
100	100	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
経済観光局	440	4	61	-	346	-	-	-	-	-	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
100	100	1.0	14.0	-	78.6	-	-	-	-	-	6.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健康福祉局	1,355	9	1,061	29	50	-	30	-	-	-	-	166	-	-	10	-	-	-	-	-	-	
100	100	0.6	78.3	2.1	3.7	-	2.2	-	-	-	12.3	-	-	0.7	-	-	-	-	-	-	-	
港湾局	12,307	856	274	267	10,326	25	-	-	-	57	293	-	-	-	-	-	-	-	-	209	-	
100	100	7.0	2.2	2.2	83.9	0.2	-	-	-	0.5	2.4	-	-	-	-	-	-	-	-	1.7	-	
子ども青少年局	312	-	-	-	172	4	15	6	21	13	15	12	18	27	9	-	-	-	-	-	-	
100	100	-	-	-	55.0	1.2	4.8	1.9	6.7	4.0	4.9	3.8	5.8	3.0	-	-	-	-	-	-	-	
資源循環局	1,591	483	89	-	17	5	27	173	231	1	394	21	47	154	195	48	108	-	-	-	-	
100	100	24.2	4.5	-	0.8	0.2	1.3	8.7	11.6	0.1	19.8	1.0	2.3	7.7	9.8	2.4	5.4	-	-	-	-	
市民活力推進局	943	-	-	-	-	-	9	173	18	214	-	519	-	-	-	10	-	-	-	-	-	
100	100	-	-	-	-	-	1.0	18.4	1.9	22.7	-	55.0	-	-	1.0	-	-	-	-	-	-	
道路局	10,012	1,440	696	177	686	27	184	243	4	139	534	689	2,336	22	690	600	320	328	362	536	-	
100	100	14.4	7.0	1.8	6.9	0.3	1.8	2.4	0.0	1.4	5.3	6.9	23.3	0.2	6.9	6.0	3.2	3.3	3.6	3.6	5.4	
都市整備局	9,319	5	481	161	247	-	-	-	4	10	-	-	-	-	-	8,166	-	-	-	246	-	
100	100	0.1	5.2	1.7	2.6	-	-	-	0.0	0.1	-	-	-	-	87.6	-	-	-	-	2.6	-	
病院経営局	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
まちづくり調整局	2,546	-	-	-	14	-	-	183	-	-	15	116	317	-	1,877	-	-	4	21	-	-	
100	100	-	-	-	0.6	-	-	7.2	-	-	0.6	4.6	12.4	-	73.7	-	-	0.2	0.8	-	-	
土木事務所	15,076	870	965	458	1,041	612	780	830	1,026	640	1,039	1,051	818	1,073	904	1,145	575	621	555	73	-	
100	100	5.8	6.4	3.0	6.9	4.1	5.2	5.5	6.8	4.2	6.9	7.0	5.4	7.1	6.0	7.6	3.8	4.1	3.7	0.5	-	
区政推進課	209	-	-	-	-	-	125	81	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
100	100	-	-	-	-	-	59.9	39.0	-	-	1.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域振興課	36	-	-	-	-	-	17	-	-	-	-	-	-	-	15	-	4	-	-	-	-	
100	100	-	-	-	-	-	47.4	-	-	-	-	-	-	42.2	-	10.4	-	-	-	-	-	
交通局	4,636	26	1	30	250	9	622	7	1	3	-	697	-	136	287	-	-	57	-	-	18	
100	100	0.6	0.0	0.6	5.4	0.2	13.4	0.1	0.0	0.1	-	15.0	-	2.9	6.2	-	1.2	-	-	-	0.4	
水道局	31,889	1,189	879	509	1,382	1,505	936	2,686	3,041	3,079	500	1,474	891	2,086	523	2,639	532	71	247	5,906	1,763	
100	100	3.7	2.8	1.6	4.3	4.7	2.9	8.4	9.5	9.7	1.6	4.6	2.8	6.5	1.6	8.5	1.7	0.2	0.8	18.5	5.5	
地球温暖化対策事業本部	57	-	-	-	6	-	-	-	11	-	15	-	25	-	-	-	-	-	-	-	-	
100	100	-	-	-	10.1	-	-	-	20.1	-	25.6	-	44.2	-	-	-	-	-	-	-	-	

第5節 発注工事の工種と工事規模からみた特徴

ここでは、発注工事の工種と工事規模ごとの関係についてみていきたい。図表 2-1-5-1 は工種分類と工事規模階層ごとに工事件数をあらわしたものである。工種別にみると、土木が 935 件と全体の 27.3%を占めており、ほ装が 569 件、16.6%と続いている。工事規模では「1,000 万～5,000 万円未満」が 1,385 件で最も多く、「500 万～1,000 万円未満」が 889 件と続いている。

工事規模階層ごとにみると、「1,000 万～5,000 万円未満」の工事では、ほ装が最も多く、340 件、24.5%を占めている。土木工事が 318 件、23.0%、機械器具設置が 133 件、9.6%と続いている。「100 万～500 万円未満」、「500 万～1,000 万円未満」の規模では、土木工事が最も多く発注されているが、500 万円未満の工事では、電気と機械器具設置の占める割合が高い。

「5,000 万～1 億円未満」の工事では上水道が最も多くなっており、それに土木、建築とつづいている。上水道工事は、5,000 万円以上の工事に占める割合が高く、1 件当たりの発注金額の高い工事が多くなっている。また、同様に、建築工事も 5,000 万円以上の工事での構成割合が高くなっている。さらに、「10 億円～50 億円未満」の工事では、土木工事が半数を占めているものの、港湾工事の割合も高くなっている。港湾工事は件数こそ少ないものの、発注件数 32 件のうち 1 億円以上の工事件数は 14 件となっており、1 件当たりの工事が巨額であることがわかる。

図表 2-1-5-1 工種分類と工事規模のクロス表 (件数)

単位：件・%

	全体		50万円未満		50万円～100万円 未滿		100万円～500万円 未滿		500万円～1,000万円 未滿		1,000万円～5,000万円 未滿		5,000万円～1億 円未滿		1億円～5億円 未滿		5億円～10億円 未滿		10億円～50億円 未滿	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
全体	3,419	100.0	2	100.0	14	100.0	512	100.0	889	100.0	1,385	100.0	337	100.0	252	100.0	16	100.0	12	100.0
土木	935	27.3	-	-	1	7.1	116	22.7	344	38.7	318	23.0	76	22.6	69	27.4	5	31.3	6	50.0
ほ装	569	16.6	1	50.0	2	14.3	29	5.7	162	18.2	340	24.5	27	8.0	8	3.2	-	-	-	-
とび・土工	10	0.3	-	-	-	-	-	-	1	0.1	8	0.6	1	0.3	-	-	-	-	-	-
港湾	32	0.9	-	-	-	-	2	0.4	3	0.3	8	0.6	5	1.5	11	4.4	1	6.3	2	16.7
造園	322	9.4	-	-	1	7.1	93	18.2	88	9.9	119	8.6	13	3.9	8	3.2	-	-	-	-
建築	187	5.5	-	-	-	-	13	2.5	19	2.1	71	5.1	44	13.1	36	14.3	2	12.5	2	16.7
内装	6	0.2	-	-	-	-	6	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建具	2	0.1	-	-	-	-	-	-	2	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
塗装	47	1.4	-	-	-	-	21	4.1	12	1.3	14	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-
区画線・標識	61	1.8	-	-	-	-	21	4.1	33	3.7	7	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-
防水	11	0.3	-	-	-	-	5	1.0	1	0.1	5	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-
鋼構造	53	1.6	-	-	-	-	4	0.8	3	0.3	21	1.5	10	3.0	13	5.2	1	6.3	1	8.3
ひき屋・解体	12	0.4	-	-	-	-	3	0.6	4	0.4	3	0.2	1	0.3	1	0.4	-	-	-	-
フェンス	13	0.4	-	-	-	-	5	1.0	5	0.6	2	0.1	1	0.3	-	-	-	-	-	-
電気	332	9.7	1	50.0	4	28.6	89	17.4	82	9.2	118	8.5	17	5.0	17	6.7	3	18.8	1	8.3
電気通信	20	0.6	-	-	-	-	6	1.2	6	0.7	6	0.4	-	-	2	0.8	-	-	-	-
管	166	4.9	-	-	-	-	10	2.0	36	4.0	94	6.8	17	5.0	9	3.6	-	-	-	-
管更生	23	0.7	-	-	-	-	3	0.6	4	0.4	13	0.9	3	0.9	-	-	-	-	-	-
機械器具設置	338	9.9	-	-	6	42.9	78	15.2	72	8.1	133	9.6	27	8.0	21	8.3	1	6.3	-	-
消防施設	9	0.3	-	-	-	-	-	-	5	0.6	3	0.2	1	0.3	-	-	-	-	-	-
さく井	1	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-
上水道	242	7.1	-	-	-	-	3	0.6	4	0.4	89	6.4	91	27.0	53	21.0	2	12.5	-	-
その他	28	0.8	-	-	-	-	5	1.0	3	0.3	12	0.9	3	0.9	4	1.6	1	6.3	-	-

第6節 工事の発注月別状況

工事の発注月別状況についてみると、四半期別契約金額の推移をみたものが、図表 2-1-6-1 であり、契約月別に契約金額の推移をみたものが図表 2-1-6-2 である。2008 年の工事について、四半期毎の発注総額に占める割合をみると、4月～6月が 33.7%、7月～9月が 22.5%、10月～12月が 27.0%、1月～3月が 16.8%となっている。

主要な特徴をみると、まず 2008 年度は年間総工事の約 2 割が 4 月に発注されている。2004 年度 11.7%、2005 年度 9.6%、2006 年度 12.2%、2007 年度 13.2%であったが、2008 年度には大幅に増加している。4 月の集中発注については、2007 年度 3 月の発注金額が非常に少なかったことが、4 月の発注工事金額が増加した一因と考えられる（データをみると、契約日 4 月 1 日という案件が比較的多い）。しかし、他方で、年間を通して比較すると、2007 年度までは 10 月から 12 月に発注される工事の割合が比較的多かったが、2008 年度は 4 月～6 月の四半期で年間総工事の 3 分の 1 以上が発注されている。

4 月 1 日契約の案件をみると、水道局発注の案件が多い。工期は 2009 年 3 月 31 日までとなっており、「水道局道路掘削跡路面復旧工事」や「口径 75mm 以下小規模漏水修理工事」など水道局の各維持課発注の年間契約が多数を占めている。4 月 1 日契約の水道局維持課発注の工事は 100 件近くにのぼっており、合計金額も 35 億円を超えている。

さらに、4 月 1 日契約の案件について、契約金額が高い順に見てみると、大型工事の随意契約が目立つ。特に、「潮見橋架替工事（上部架設工）」は契約金額 4 億 9,560 万円、「潮見橋架替工事（下部工その 5）」は契約金額 3 億 3,810 万円といずれも随意契約されている。随意契約の理由は、「国庫補助の関係上分割発注としたが、先に発注した工事と一体のもので一貫した施工が必要であり、本体工事を施工中の業者以外では工事の安全・円滑かつ適正な施工の確保、工期、経費の点で不利であるため」とされており、4 月の発注金額が多い一因はこれらの案件の影響によるものである。

図表 2-1-6-1 四半期別契約金額の推移

単位：百万円・%

項目名	2004 年度		2005 年度		2006 年度		2007 年度		2008 年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
全体	152,623	100.0	149,567	100.0	148,344	100.0	126,350	100.0	141,527	100.0
4月～6月	28,013	18.4	27,881	18.6	35,332	23.8	30,394	24.1	47,759	33.7
7月～9月	35,779	23.4	31,375	21.0	23,102	15.6	31,083	24.6	31,779	22.5
10月～12月	45,460	29.8	58,200	38.9	51,038	34.4	45,287	35.8	38,180	27.0
1月～3月	43,371	28.4	32,111	21.5	38,872	26.2	19,586	15.5	23,807	16.8

図表 2-1-6-2 契約月別契約金額の推移

単位：百万円・%

項目名	2004年度		2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
全体	152,623	100.0	149,567	100.0	148,344	100.0	126,350	100.0	141,527	100.0
4月	17,880	11.7	14,387	9.6	18,094	12.2	16,719	13.2	27,769	19.6
5月	2,318	1.5	4,148	2.8	5,573	3.8	7,644	6.1	4,440	3.1
6月	7,815	5.1	9,346	6.2	11,665	7.9	6,030	4.8	15,551	11.0
7月	9,222	6.0	7,215	4.8	5,284	3.6	9,076	7.2	10,759	7.6
8月	13,758	9.0	7,034	4.7	7,555	5.1	9,369	7.4	7,367	5.2
9月	12,800	8.4	17,126	11.5	10,263	6.9	12,638	10.0	13,653	9.6
10月	13,806	9.0	24,546	16.4	16,022	10.8	15,372	12.2	15,440	10.9
11月	15,462	10.1	15,050	10.1	17,192	11.6	9,920	7.9	8,875	6.3
12月	16,191	10.6	18,603	12.4	17,824	12.0	19,995	15.8	13,865	9.8
1月	25,372	16.6	11,973	8.0	10,709	7.2	4,194	3.3	5,066	3.6
2月	12,698	8.3	11,035	7.4	13,907	9.4	13,647	10.8	11,772	8.3
3月	5,300	3.5	9,103	6.1	14,257	9.6	1,746	1.4	6,969	4.9

また、図表 2-1-6-3 は契約月別契約件数の推移を四半期毎にみたものであり、図表 2-1-6-4 は月別にみたものである。四半期毎の契約件数の推移をみると、4月～6月に発注される工事件数は幾分増加傾向にある。また、契約月別契約金額で確認したのと同様に、4月に発注される工事件数の割合が多くなっている（図表 2-1-6-4）。しかし、四半期毎の契約件数で最も多いのは10月～12月となっており、その傾向はここ数年変わっていない。年度初めに定められた予定工事の消化がこの時期に集中しているためと考えられるが、受注業者にとっては通期的に均一な工事の発注が望ましく、対応が必要であろう。

図表 2-1-6-3 契約月別契約件数の推移（四半期毎）

単位：件・%

区別 項目名	2004年度		2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
全体	3,693	100.0	3,644	100.0	3,445	100.0	3,297	100.0	3,419	100.0
4月～6月	957	25.9	926	25.4	995	28.9	899	27.3	1,032	30.2
7月～9月	764	20.7	776	21.3	800	23.2	884	26.8	821	24.0
10月～12月	1,353	36.6	1,364	37.4	1,238	35.9	1,100	33.4	1,074	31.4
1月～3月	619	16.8	578	15.9	411	11.9	414	12.6	492	14.4

図表 2-1-6-4 契約月別契約件数の推移

単位：件・%

区別	2004年度		2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
全体	3693	100.0	3644	100.0	3445	100.0	3297	100.0	3419	100.0
4月	642	17.4	601	16.5	642	18.6	590	17.9	693	20.3
5月	86	2.3	58	1.6	82	2.4	102	3.1	125	3.7
6月	229	6.2	267	7.3	271	7.9	207	6.3	214	6.3
7月	238	6.4	217	6.0	225	6.5	268	8.1	259	7.6
8月	207	5.6	237	6.5	206	6.0	306	9.3	245	7.2
9月	319	8.6	322	8.8	369	10.7	310	9.4	317	9.3
10月	417	11.3	464	12.7	461	13.4	422	12.8	368	10.8
11月	427	11.6	483	13.3	404	11.7	320	9.7	322	9.4
12月	509	13.8	417	11.4	373	10.8	358	10.9	384	11.2
1月	389	10.5	293	8.0	184	5.3	203	6.2	232	6.8
2月	194	5.3	218	6.0	104	3.0	189	5.7	220	6.4
3月	36	1.0	67	1.8	123	3.6	22	0.7	40	1.2

さらに、契約月別工事について、1件当たりの契約金額をみると、図表 2-1-6-5 のようになっている。毎年、3月には1件当たり1億円を超える大規模工事が契約されていることがわかる。

3月に発注される工事には、次のような特徴がみられる。まず、大規模工事が多いが発注金額が大きい工事ほど、随意契約によって発注される工事が多いということである。3月に契約された工事のうち、契約金額が大きい順に上位10件をみると、半数が随意契約となっている。

また、3月に契約された工事はJVによる受注も多くなっており、工期が1年前後の工事が半数近くを占めている。

市内経済活性化のためには、地域経済を支える建設産業の再興が不可欠と考えられるが、市内の地域建設業者が安定的に成長するためには、公共工事についても年間を通しての安定的な発注が求められる。

図表 2-1-6-5 契約月別 1 件当たり契約金額

単位：百万円

月別	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
全体	41.3	41.0	43.1	38.3	41.4
4 月	27.9	23.9	28.2	28.3	40.1
5 月	27.0	71.5	68.0	74.9	35.5
6 月	34.1	35.0	43.0	29.1	72.7
7 月	38.7	33.3	23.5	33.9	41.5
8 月	66.5	29.7	36.7	30.6	30.1
9 月	40.1	53.2	27.8	40.8	43.1
10 月	33.1	52.9	34.8	36.4	42.0
11 月	36.2	31.2	42.6	31.0	27.6
12 月	31.8	44.6	47.8	55.9	36.1
1 月	65.2	40.9	58.2	20.7	21.8
2 月	65.5	50.6	133.7	72.2	53.5
3 月	147.2	135.9	115.9	79.3	174.2

第2章 2008年度横浜市発注公共工事の受注者側からみた特徴

第1節 受注業者の資本金区分からみた特徴

受注業者の資本金区分による分析を進めるに当たり、業者規模を次の5つの区分に分類する。

- ①「小零細業者」：資本金 1,000 万円未満の業者
- ②「中小業者」：資本金 1,000 万円～3,000 万円未満の業者
- ③「中堅業者」：資本金 3,000 万円～5,000 万円未満の業者
- ④「大手業者」：資本金 5,000 万円～10 億円未満の業者
- ⑤「超大手業者」：資本金 10 億円以上の業者

この5区分に従って、横浜市の2010年入札参加資格者名簿についてみると、図表2-2-1-1のようになっている。「中小業者」が1,192社となっており、4割近くを占めている。つづいて、「大手業者」が765社、25.5%、「中堅業者」が393社、13.1%の順となっている。「小零細業者」と「中小業者」で半数を超えているものの、「大手業者」も4分の1以上を占めており、首都東京に隣接している巨大政令市である横浜市の特徴といえる。

図表 2-2-1-1 有資格者名簿における業者規模5区分ごとの業者数

単位：社・%

業者規模	業者数	構成比
小零細業者（資本金 1,000 万円未満）	314	10.5
中小業者（資本金 1,000 万円～3,000 万円未満）	1,192	39.7
中堅業者（3,000 万円～5,000 万円未満）	393	13.1
大手業者（5,000 万円～10 億円未満）	765	25.5
超大手業者（10 億円以上）	337	11.2
合計	3,001	100.0

※2010年度の横浜市公共工事入札参加有資格者名簿に基づいて作成。

1. 資本金別契約金額と契約件数

図表2-2-1-2は業者規模5区分別、JV別の契約金額の推移を示したものである。2008年度で、契約金額が最も多いのは、「大手業者」となっており、契約金額合計は約365億円、25.8%となっている。「超大手業者」の受注割合も15.0%となっており、「大手業者」と「超大手業者」で受注金額の4割程度を占めている。この傾向は2004年度以降継続している。

また、「大手業者」について、「中小業者」が続いており、構成比は2004年度から2008年度まで、21%～23%程度で推移している。2008年度では資本金5,000万円未満の「小

零細業者」、「中小業者」、「中堅業者」の受注金額の割合は5割以下であり、特に、「小零細業者」は契約金額全体のわずか2.4%しか受注できていない。「小零細業者」が受注した工事金額の合計は約33億円であるが、その一つ上の階層「中小業者」の契約金額合計と比べると一桁少なく、圧倒的に少額であるといえる。

「中小業者」に次いで契約金額が大きいのは、JVとなっており、この順位はここ数年変わっていない。

図表 2-2-1-2 業者規模5区分別、JV別契約金額の推移

単位：百万円・%

	2004年度		2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
資本金										
全体	152,623	100.0	149,567	100.0	148,344	100.0	126,350	100.0	141,527	100.0
小零細業者	3,026	2.0	2,622	1.8	2,517	1.7	3,066	2.4	3,331	2.4
中小業者	33,289	21.8	32,017	21.4	34,283	23.1	29,096	23.0	33,010	23.3
中堅業者	9,913	6.5	15,668	10.5	16,298	11.0	15,948	12.6	18,328	13.0
大手業者	15,371	10.1	31,367	21.0	34,530	23.3	33,435	26.5	36,499	25.8
超大手業者	34,570	22.7	36,275	24.3	29,729	20.0	23,187	18.4	21,222	15.0
JV	32,069	21.0	30,774	20.6	30,367	20.5	21,584	17.1	28,809	20.4
不明	24,385	16.0	844	0.6	619	0.4	34	0.0	328	0.2

次に、業者規模5区分別契約金額について、横浜市の状況を確認するために川崎市と比較してみよう。図表 2-2-1-3 は川崎市発注の公共工事について業者規模5区分別、JV別に受注金額の推移を表したものである。図表をみると、川崎市も横浜市と同様に「小零細業者」の契約金額が圧倒的に少ないことがわかる。川崎市と比較してみると、まず、「中小業者」の受注割合は川崎市、17.3%に対し、横浜市は23.3%となっており、「中小業者」の受注割合が高くなっている。しかし、「中堅業者」の受注割合は川崎市18.4%に対して横浜市13.0%となっており、「中小業者」と「中堅業者」合計の受注割合はほぼ同じである。

他方、「大手業者」の受注状況をみると、川崎市では12.3%、横浜市では25.8%となっている。横浜市では川崎市に比べて「大手業者」との契約が倍近く多くなっている。ただし、「超大手業者」の受注割合は、横浜市よりも川崎市のほうが高くなっている。横浜市、川崎市いずれも、大企業の受注割合が大きいといえる。

JVについてみると、横浜市ではほぼ20%程度の割合で推移していたが、川崎市では30%に近い水準で推移している。

図表 2-2-1-3 川崎市発注公共工事の業者規模5区分別、JV別契約金額の推移

単位：百万円・%

資本金	2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
全体	45,406	100.0	47,005	100.0	64,276	100.0	61,710	100.0
小零細業者	857	1.8	612	1.3	782	1.3	959	1.5
中小業者	9,105	20.1	10,156	21.6	8,241	12.8	10,706	17.3
中堅業者	7,456	16.4	7,091	15.1	6,233	9.7	11,363	18.4
大手業者	4,976	10.9	7,266	15.5	6,989	10.9	7,591	12.3
超大手業者	12,092	26.7	7,366	15.7	24,604	38.2	12,416	20.2
JV	10,892	24.0	14,508	30.9	17,425	27.1	18,644	30.2
不明	29	0.1	7	0.0	4	0.0	33	0.1

図表 2-2-1-4 は業者規模5区分別、JV別契約件数についてみたものである。「中小業者」は業者規模5区分別契約金額では、21～23%程度であったが、契約件数では48%～50%と全体の半数近くになっている。「小零細業者」も受注金額はわずかであったが、契約件数は8%～10%となっており、「小零細業者」と「中小業者」で契約件数の6割近くを占めている。

また、「大手業者」は20.4%、「超大手業者」は5.7%となっており、大手の業者の受注割合は4分の1を占めている。

契約金額が3番目に多かったJVは工事件数では、わずか47件、構成比1.4%に過ぎない。

図表 2-2-1-4 業者規模5区分別、JV別契約件数の推移

単位：件・%

資本金	2004年度		2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
全体	3,693	100.0	3,644	100.0	3,445	100.0	3,297	100.0	3,419	100.0
小零細業者	307	8.3	296	8.1	285	8.3	314	9.5	338	9.9
中小業者	1,777	48.1	1,807	49.6	1,752	50.9	1,601	48.6	1,663	48.6
中堅業者	390	10.6	512	14.1	443	12.9	432	13.1	474	13.9
大手業者	376	10.2	618	17.0	647	18.8	667	20.2	698	20.4
超大手業者	270	7.3	313	8.6	247	7.2	243	7.4	196	5.7
JV	72	1.9	69	1.9	59	1.7	39	1.2	47	1.4
不明	501	13.6	29	0.8	12	0.3	1	0.0	3	0.1

図表 2-2-1-5 は、川崎市の資本金別、JV別契約件数についてみたものである。横浜市と同様に「中小業者」の契約件数が最も多く、2008年度は46.1%を占めており、「中堅業者」の受注がそれに続いている。ところが、「大手業者」の契約件数に目を向けてみると、川崎市が11.0%であるのに対して、横浜市では「大手業者」の契約件数が20%

を超えており、「大手業者」の受注割合が多くなっている。また、JVについてみると、川崎市ではJVの契約金額割合が3割程度と高くなっていたが、契約件数では、5%程度であり、1件当たりの契約金額が高くなっている。ところが、横浜市では、契約金額の割合が2割程度であるが、契約件数の割合はわずか1.4%となっている。JV 1件当たりの契約金額が川崎と比較して高いことがわかる。

図表 2-2-1-5 川崎市発注公共工事の業者規模5区分別、JV別契約件数の推移

単位：件・%

資本金	2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
全体	1,158	100.0	1,213	100.0	1,120	100.0	1,164	100.0
小零細業者	89	7.7	85	7.0	94	8.4	112	9.6
中小業者	562	48.5	603	49.7	497	44.4	537	46.1
中堅業者	238	20.6	222	18.3	212	18.9	243	20.9
大手業者	132	11.4	165	13.6	156	13.9	129	11.0
超大手業者	102	8.8	93	7.7	100	8.9	82	7.1
JV	31	2.7	43	3.5	60	5.4	59	5.1
不明	4	0.3	2	0.2	1	0.1	2	0.2

図表 2-2-1-6 は、業者規模5区分別契約金額について、工事1件当たりの金額の推移をみたものである。契約金額が最も多かった「大手業者」の階層では、2005年度以降は1件当たりの契約金額が約5,000万円台となっている。また、業者規模5区分別契約件数が1位であった「中小業者」の階層では、1件当たりの契約金額が2,000万円弱となっている。

資本金階層が上昇するごとに1件当たりの契約金額も上昇するという傾向を示している。JVによる受注工事では、2004年度には、4億4,500万円程度であったが、1件当たりの契約金額が大幅に増大し、2008年度には6億円を超えている。

図表 2-2-1-6 資本金階層別契約金額 1件当たり金額

単位：百万円

資本金	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
全体	41.3	41.0	43.1	38.3	41.4
小零細業者	9.9	8.9	8.8	9.8	9.9
中小業者	18.7	17.7	19.6	18.2	19.8
中堅業者	25.4	30.6	36.8	36.9	38.7
大手業者	40.9	50.8	53.4	50.1	52.3
超大手業者	128.0	115.9	120.4	95.4	108.3
JV	445.4	446.0	514.7	553.4	613.0

2. 資本金区分別工事規模別受注件数

図表 2-2-1-7 は、業者規模5区分別、工事規模4区分別の受注件数についてみたもの

である。受注件数でみたものであるため、中小業者の受注件数が多くなっている。小規模工事では 1,417 件のうち 807 件 (57.0%)、中規模工事では 1,722 件のうち 825 件 (47.9%) を中小業者が受注している。

大手業者の受注は、小規模工事のうち 13.5%であるが、中規模工事では 22.3%、大規模工事では 45.5%と工事規模が大きくなるにつれて、割合を高めている。

小零細業者に目を向けると、小規模工事では 227 件、16.0%、中規模工事では 111 件、6.4%である。小規模工事は、1,000 万円未満の工事であり、小零細業者の受注がもっと確保されるべきであるが、受注結果をみても、大手業者と超大手業者の受注が 17%程度あり、規模の大きな業者がより小さな規模の工事を受注しているという状況が読み取れる。

図表 2-2-1-7 業者規模 5 区分別、工事規模 4 区分別受注件数

単位：件・%

業者規模 5 区分	工事規模 4 区分				
	全体	小規模工事 (~1,000 万円未満)	中規模工事 (~1 億円未満)	大規模工事 (~10 億円未満)	超大規模工事 (10 億円以上)
	3,419 100.0	1,417 100.0	1,722 100.0	268 100.0	12 100.0
小零細業者	338 9.9	227 16.0	111 6.4	- -	- -
中小業者	1,663 48.6	807 57.0	825 47.9	31 11.6	- -
中堅業者	474 13.9	141 10.0	298 17.3	34 12.7	1 8.3
大手業者	698 20.4	192 13.5	384 22.3	122 45.5	- -
超大手業者	196 5.7	49 3.5	96 5.6	50 18.7	1 8.3
JV	47 1.4	1 0.1	7 0.4	29 10.8	10 83.3
不明	3 0.1		1 0.1	2 0.7	- -

第 2 節 受注業者の市内外別分類からみた特徴

図表 2-2-2-1 は、横浜市公共工事への参加資格を有する業者について市内、準市内、市外の 3 つの所在地区分と業者規模別にその業者数を表したものである。市内業者とは市内に本社がある業者であり、準市内業者とは本社は市外であるものの市内に営業所等を有する事業者である。業者数をみると、市内業者は 1,667 社、55.5%と過半数を超えている。準市内業者は 447 社、14.9%、市外業者 887 社、29.6%となっており、市外業者の名簿への登録が比較的多くなっていることが特徴といえる。

図表 2-2-2-1 所在地別業者規模別横浜市公共工事入札参加資格者名簿

単位：社・%

所在地	業者規模					合計
	小零細業者	中小業者	中堅業者	大手業者	超大手業者	
市内	299	945	228	179	16	1,667
準市内	—	29	26	195	197	447
市外	15	218	139	391	124	887
合計	314	1,192	393	765	337	3,001

※2010年横浜市公共工事入札参加有資格者名簿より作成。

図表 2-2-2-2 は、所在地別、JV別に受注金額の推移をみたものである。2008年度の受注金額でみると、市内業者の受注は61.8%を占めている。それにJV20.4%、準市内16.1%が続いており、市外業者の受注は1.7%である。入札参加資格をもつ市外業者は約3割であったが、そのほとんどが横浜市の公共工事を受注していないということになる。

2005年度からの推移をみると、市内業者の受注金額は年度によって波がみられるものの受注総額に対する割合は徐々に増加している。他方で、準市内業者の受注総額に占める割合は波があるものの、受注金額は2006年度以降、安定的に一定割合の受注を確保していることがわかる。準市内業者は本社所在地が市外であるが、市内に営業所を有する業者である。準市内業者の大半が大手業者、超大手業者と考えられ、大手の業者が安定した受注を確保していることが伺われる。

図表 2-2-2-2 所在地別、JV別受注金額の推移

単位：百万円・%

所在地	2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
全体	149,567	100.0	148,344	100.0	126,350	100.0	141,527	100.0
市内	76,595	51.2	81,715	55.0	75,862	60.0	87,518	61.8
準市内	36,721	24.6	23,777	16.0	24,823	19.6	22,809	16.1
市外	4,054	2.7	11,498	7.8	4,081	3.2	2,391	1.7
JV	30,774	20.6	30,367	20.5	21,584	17.1	28,809	20.4
不明	1,425	1.0	987	0.7	-	-	-	-

つづいて、所在地別、JV別に受注件数の推移をみたものが、図表 2-2-2-3 である。2008年度に受注件数が最も多いのは市内業者で3,419件中の2,966件、86.8%となっている。市内受注業者数は828社（図表 2-2-3-1 参照）であり、単純に計算すれば、1社当たり3.6回程度受注していることになる。また、受注金額では2割を占めていたJVは受注件数ではわずか47件、1.4%となっている。

図表 2-2-2-3 所在地別、JV別受注件数の推移

単位：件・%

区分	2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
全体	3,644	100.0	3,445	100.0	3,297	100.0	3,419	100.0
市内	2,996	82.2	2,905	84.3	2,808	85.1	2,966	86.8
準市内	356	9.8	314	9.1	356	10.8	341	10.0
市外	90	2.5	109	3.2	94	2.9	65	1.9
JV	69	1.9	59	1.7	39	1.2	47	1.4
不明	133	3.6	58	1.7	-	-	-	-

次に、所在地別、JV別に工事規模の件数についてみると、市内業者は1,000万～5,000万円未満の工事を最も多く受注しており、1,223件、41.2%となっている。また、500万～1,000万円未満の工事が825件、27.8%と続いており、市内業者の受注している1件当たり工事金額のほとんどは500万～5,000万円の規模である。

1件当たり1,000万～5,000万円未満の工事はJVを除き市内外を問わず、最も多く受注されている。ここでは工事件数が1,385件であり、そのうち1,223件、割合にして91%を市内業者が受注している。

図表 2-2-2-4 所在地・JV別工事規模別件数

単位：件・%

1件当たり 工事金額 →	全体	50万 円未 満	50万～ 100万 円未 満	100万～ 500万円 未 満	500万～ 1,000万 円未 満	1,000万～ 5,000万円 未 満	5,000万 ～1億円 未 満	1億～5 億円未 満	5億～ 10億円 未 満	10億～ 50億円 未 満	50億 円以 上
全体	3,419 100.0	2 0.1	14 0.4	512 15.0	889 26.0	1,385 40.5	337 9.9	252 7.4	16 0.5	12 0.4	- -
市内	2,966 100.0	- -	8 0.3	433 14.6	825 27.8	1,223 41.2	296 10.0	178 6.0	1 0.0	2 0.1	- -
準市内	341 100.0	1 0.3	5 1.5	63 18.5	51 15.0	130 38.1	35 10.3	50 14.7	6 1.8	- -	- -
市外	65 100.0	1 1.5	1 1.5	16 24.6	12 18.5	27 41.5	4 6.2	3 4.6	1 1.5	- -	- -
JV	47 100.0	- -	- -	- -	1 2.1	5 10.6	2 4.3	21 44.7	8 17.0	10 21.3	- -

次に、工種と所在地・JV別に工事件数とその構成比をみてみよう。まず、市内業者が最も多く受注しているのは土木工事で900件受注しており、市内業者の受注工種の3割が土木工事である。それには装が543件、18.3%とつづいており、市内業者の受注はこの2工種で約半数を占めている。

準市内業者、市外業者では、機械器具設置が最も多くなっており、電気が2位となっている。準市内、市外業者はこの2工種で受注件数の割合が7割を超えており、準市内、市外業者の受注はこの2工種に偏っている。

JVの受注についてしてみると、土木工事が20件、42.6%と最も多くなっている。また、JVの受注件数で2番目に多いのは港湾工事となっている。

図表 2-2-2-5 工種別工事件数と業者所在地、JVのクロス表

単位：件・%

	全体		市内		準市内		市外		JV	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
全体	3,419	100.0	2,966	100.0	341	100.0	65	100.0	47	100.0
土木	935	27.3	900	30.3	13	3.8	2	3.1	20	42.6
ほ装	569	16.6	543	18.3	20	5.9	1	1.5	5	10.6
とび・土工	10	0.3	8	0.3	1	0.3	1	1.5	-	-
港湾	32	0.9	20	0.7	3	0.9	-	-	9	19.1
造園	322	9.4	319	10.8	-	-	-	-	3	6.4
建築	187	5.5	183	6.2	1	0.3	-	-	3	6.4
内装	6	0.2	6	0.2	-	-	-	-	-	-
建具	2	0.1	1	0.0	1	0.3	-	-	-	-
塗装	47	1.4	47	1.6	-	-	-	-	-	-
区画線・標識	61	1.8	61	2.1	-	-	-	-	-	-
防水	11	0.3	11	0.4	-	-	-	-	-	-
鋼構造	53	1.6	36	1.2	12	3.5	5	7.7	-	-
ひき屋・解体	12	0.4	12	0.4	-	-	-	-	-	-
フェンス	13	0.4	13	0.4	-	-	-	-	-	-
電気	332	9.7	196	6.6	117	34.3	17	26.2	2	4.3
電気通信	20	0.6	11	0.4	6	1.8	3	4.6	-	-
管	166	4.9	165	5.6	-	-	1	1.5	-	-
管更生	23	0.7	23	0.8	-	-	-	-	-	-
機械器具設置	338	9.9	150	5.1	156	45.7	31	47.7	1	2.1
消防施設	9	0.3	9	0.3	-	-	-	-	-	-
さく井	1	0.0	1	0.0	-	-	-	-	-	-
上水道	242	7.1	236	8.0	2	0.6	1	1.5	3	6.4
その他	28	0.8	15	0.5	9	2.6	3	4.6	1	2.1

続いて、業者の所在地と工事場所について確認したい。図表 2-2-2-6 は業者の所在地と工事場所を受注金額でみたものである。工事全体に占める地域ごとの割合をみると、前述の重点施策地域である戸塚区や中区では、工事金額が大きくなっている。業者の所在地別にみると、市内業者も戸塚区、中区での受注が多い。また、市内業者の受注工事では、戸塚区、中区に次いで港北区での受注金額が多くなっている。市内業者の港北区での受注工事をみてみると、環境創造局発注の北部処理区ならびに港北処理区の下水関連施設の工事が多く発注されている。また、教育委員会発注の工事も耐震補強工事を中心として10億円程度発注されており、その結果、市内業者の港北区における受注割合が比較的高くなっている。

次に、準市内業者は鶴見区と金沢区での受注金額が多い。鶴見区での準市内業者の受

注工事をみると、環境創造局発注の工事金額が 20 億円近くになっている。「北部北部第二水再生センター」や「北部汚泥資源化センター」での設備工事や修理工事が大半を占めており、ほとんどの工事が電気か機械器具設置となっている。また、金沢区でも鶴見区と同様に環境創造局発注の工事が多く、準市内業者の受注した環境創造局発注の工事金額は 27 億円以上となっている。工事の内訳をみると、「金沢水再生センター」や「南部汚泥資源化センター」での電気、機械器具設置工事が大半を占めている。

市外業者の受注金額についてみると、戸塚区での受注金額が 10 億 3,900 万円、43.5%と圧倒的に大きな割合を占めている。工事の内訳をみると、「市道戸塚第 5 1 9 号線道路建設工事(歩道橋築造工)」（鋼構造）が 8 億 8,200 万円で契約されており、この工事の影響によって市外業者の戸塚区での受注割合が大きくなっている。

J Vによる受注が最も多いのは戸塚区であるが、これは戸塚駅周辺の再開発事業によるものであり、ほとんどが土木工事となっている。また、中区での受注が多いのは、南本牧ふ頭の高規格コンテナターミナルの整備事業関連の工事によるものであり、港湾工事が大半を占めている。

図表 2-2-2-6 業者所在地と工事場所（金額）

単位：百万円・%

	全体		市内		準市内		市外		J V	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
全体	141,527	100.0	87,518	100.0	22,809	100.0	2,391	100.0	28,809	100.0
鶴見区	12,111	8.6	6,121	7.0	3,496	15.3	24	1.0	2,470	8.6
神奈川区	6,378	4.5	4,569	5.2	929	4.1	134	5.6	746	2.6
西区	2,863	2.0	2,223	2.5	410	1.8	113	4.7	117	0.4
中区	16,364	11.6	8,264	9.4	1,675	7.3	73	3.1	6,353	22.1
南区	6,500	4.6	3,594	4.1	487	2.1	8	0.4	2,410	8.4
港南区	5,159	3.6	3,171	3.6	440	1.9	181	7.6	1,366	4.7
保土ヶ谷区	5,382	3.8	3,650	4.2	1,580	6.9	153	6.4	-	-
旭区	7,029	5.0	4,728	5.4	1,802	7.9	26	1.1	473	1.6
磯子区	5,917	4.2	4,431	5.1	172	0.8	5	0.2	1,308	4.5
金沢区	8,750	6.2	5,081	5.8	3,405	14.9	265	11.1	-	-
港北区	9,198	6.5	6,420	7.3	1,847	8.1	55	2.3	876	3.0
緑区	5,499	3.9	3,784	4.3	66	0.3	28	1.2	1,621	5.6
青葉区	4,379	3.1	3,593	4.1	787	3.4	-	-	-	-
都筑区	8,768	6.2	4,507	5.2	1,069	4.7	19	0.8	3,173	11.0
戸塚区	17,045	12.0	7,013	8.0	2,037	8.9	1,039	43.5	6,956	24.1
栄区	3,811	2.7	3,111	3.6	700	3.1	-	-	-	-
泉区	2,130	1.5	1,997	2.3	102	0.4	13	0.5	18	0.1
瀬谷区	2,332	1.6	2,310	2.6	22	0.1	-	-	-	-
複数	10,129	7.2	8,610	9.8	376	1.7	220	9.2	923	3.2
市外	1,780	1.3	341	0.4	1,407	6.2	33	1.4	-	-

図表 2-2-2-7 は、業者の所在地と工事場所について、受注件数でみたものである。全

体的に受注金額と同様の傾向を示している。市内業者の受注が多いのは、戸塚区、港北区、中区であり、反対に少ないのは瀬谷区、西区、泉区となっている。

準市内業者の受注件数は、受注金額と同様に戸塚区、鶴見区、金沢区で多くなっており、準市内業者の受注に 2008 年度の横浜市の公共工事がこの 3 つの区に集中されているという特徴がみられる。

また、市外業者の受注は戸塚区、保土ヶ谷区、神奈川区の順になっている。保土ヶ谷区では水道局発注の「西谷浄水場」と「西谷水処理実験施設」における工事が市外業者に発注されている。JV の工事場所別受注件数は、中区、戸塚区が多くなっており、市外業者は半数近くをこの 2 区で受注している。

図表 2-2-2-7 業者所在地と工事場所（件数）

単位：件・%

	全体		市内		準市内		市外		JV	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
全体	3,419	100.0	2,966	100.0	341	100.0	65	100.0	47	100.0
鶴見区	254	7.4	207	7.0	42	12.3	3	4.6	2	4.3
神奈川区	203	5.9	175	5.9	20	5.9	7	10.8	1	2.1
西区	114	3.3	98	3.3	13	3.8	2	3.1	1	2.1
中区	257	7.5	220	7.4	20	5.9	5	7.7	12	25.5
南区	125	3.7	116	3.9	5	1.5	1	1.5	3	6.4
港南区	140	4.1	128	4.3	7	2.1	2	3.1	3	6.4
保土ヶ谷区	196	5.7	166	5.6	22	6.5	8	12.3	-	-
旭区	197	5.8	168	5.7	24	7.0	4	6.2	1	2.1
磯子区	141	4.1	131	4.4	7	2.1	1	1.5	2	4.3
金沢区	251	7.3	206	6.9	39	11.4	6	9.2	-	-
港北区	253	7.4	219	7.4	27	7.9	5	7.7	2	4.3
緑区	149	4.4	138	4.7	5	1.5	2	3.1	4	8.5
青葉区	146	4.3	135	4.6	11	3.2	-	-	-	-
都筑区	195	5.7	163	5.5	28	8.2	1	1.5	3	6.4
戸塚区	283	8.3	220	7.4	43	12.6	10	15.4	10	21.3
栄区	136	4.0	125	4.2	11	3.2	-	-	-	-
泉区	106	3.1	101	3.4	3	0.9	1	1.5	1	2.1
瀬谷区	89	2.6	87	2.9	2	0.6	-	-	-	-
複数	166	4.9	157	5.3	4	1.2	3	4.6	2	4.3
市外	18	0.5	6	0.2	8	2.3	4	6.2	-	-

第3節 受注工事を横浜建設業協会の会員・非会員別にみた特徴

1. 会員・非会員別業者数

横浜市発注の公共工事について、受注業者を横浜建設業協会の会員と非会員別に受注業者数の推移をみたものが、図表 2-2-3-1 である。協会会員数は 2005 年度には 343 社であったが、2008 年度 282 社となり 60 社以上減少している状況である。横浜建設業協会会員のうち、公共工事を受注してきた会員は 2005 年度 300 社（協会会員に占める

割合 87.5%)、2006 年度 289 社 (同 84.3%)、2007 年度 253 社 (81.1%)、2008 年度 235 社 (同 83.3%) となっており、幾分割合を低下させつつ推移している。

また、受注業者全体に占める協会会員の受注割合は、2005 年度 24.2%、2006 年度 25.5%、2007 年度 25.8%、2008 年度 26.4%と 25%前後で推移している。

図表 2-2-3-1 協会会員・非会員別受注業者数の推移

単位：社

区分	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
市内協会会員受注業者数	300	289	253	235
市内協会非会員受注業者	661	598	553	593
市内業者合計	961	887	806	828
準市内受注業者数	109	100	95	100
市外受注業者数	54	70	48	44
J V	61	50	33	39
不明	53	28	-	1
受注業者数合計	2,199	2,022	1,788	891
横浜建設業協会会員数	343	343	312	282

2. 会員・非会員別受注金額・件数の推移

図表 2-2-3-2 は、会員・非会員別に受注金額の推移をみたものである。横浜建設業協会の会員の受注割合は概ね 35%前後で推移している。他方、市内の建設業協会非会員は 2005 年度以降、受注金額総額に占める割合を増加させて推移している。

図表 2-2-3-2 会員・非会員別受注金額の推移

単位：百万円・%

項目名	2005 年度		2006 年度		2007 年度		2008 年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
全体	149,567	100.0	148,344	100.0	126,350	100.0	141,527	100.0
横浜会員・市内	49,688	33.2	51,840	34.9	47,520	37.6	51,799	36.6
横浜非会員・市内	26,907	18.0	29,875	20.1	28,342	22.4	35,329	25.0
横浜非会員・準市内	36,721	24.6	23,777	16.0	24,823	19.6	22,809	16.1
横浜非会員・市外	4,054	2.7	11,498	7.8	4,081	3.2	2,326	1.6
JV	30,774	20.6	30,367	20.5	21,584	17.1	28,809	20.4
不明	1,425	1.0	987	0.7	-	-	454	0.3

図表 2-2-3-2 の会員・非会員別受注金額の推移について、市内の会員業者と非会員業者のみを抽出したのが、図表 2-2-3-3 である。2005 年度には、市内業者の受注金額に占める会員業者の割合は約 65%であったが、ここ数年徐々に低下し、2008 年度には 60%を下回っている。当然、反対に市内の非会員業者の受注割合は増加している状況である。非会員業者の受注金額は多少増加しているものの、市内業者の受注金額に占める

会員業者の受注割合は依然として高い水準にある。

図表 2-2-3-3 会員・非会員別受注金額の推移（市内業者）

単位：百万円・%

区分	2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
市内合計	76,595	100	81,715	100	75,862	100	87,129	100
会員	49,688	64.9	51,840	63.4	47,520	62.6	51,799	59.5
非会員	26,907	35.1	29,875	36.6	28,342	37.4	35,329	40.5

次に、会員・非会員別に受注件数の推移についてみてみよう。会員の受注件数は、2006年度に多少増加したが、この4年間をみる限り、ほぼ1,300件程度で推移している。市内の非会員業者の受注件数が市内会員業者より多い状況が続いている。

図表 2-2-3-4 会員・非会員別受注件数の推移

単位：百万円・%

区分	2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
全体	3,644	100.0	3,445	100.0	3,297	100.0	3,419	100.0
横浜会員・市内	1,301	35.7	1,350	39.2	1,284	38.9	1,275	37.3
横浜非会員・市内	1,695	46.5	1,555	45.1	1,524	46.2	1,684	49.3
横浜非会員・準市内	356	9.8	314	9.1	356	10.8	341	10.0
横浜非会員・市外	90	2.5	109	3.2	94	2.9	64	1.9
JV	69	1.9	59	1.7	39	1.2	47	1.4
無回答	133	3.6	58	1.7	-	-	8	0.2

図表 2-2-3-5 会員・非会員別1件当たり受注金額の推移

単位：百万円

項目名	1件あたりの金額			
	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
全体	41	43	38	41
横浜会員・市内	38	38	37	41
横浜非会員・市内	16	19	19	21
横浜非会員・準市内	103	43	70	67
横浜非会員・市外	45	87	43	36
JV	446	515	553	613
無回答	11	17	-	57

会員・非会員別に1件当たりの受注金額の推移を示したものが、図表 2-2-3-5 である。会員と非会員の1件当たり金額を比較すると会員の1件当たり受注金額は、非会員のおよそ2倍となっている。このことは、市内業

者の受注する工事のうち、比較的大規模な工事は会員業者が受注しており、小規模工事は非会員業者が受注しているということを示唆している。

次に、会員・非会員別に1社当たりの受注金額の推移をみると、図表 2-2-3-6 のようになっている。会員・非会員いずれも1社当たりの受注金額は増加傾向にある。非会員業者の1社当たり受注金額は、2005年度の約4,000万円から2008年度の約6,000万円へと2,000万円ほど増加している。しかし、会員業者の1社当たり受注金額は、非会員業者の増加額を大きく上回り、2005年度から2008年度の間、約5,500万円増加している。市内の会員業者と非会員業者の格差が拡大している状況である。

図表 2-2-3-6 会員・非会員別1社当たり受注金額の推移（市内）

単位：百万円

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
市内業者	79.7	92.1	94.1	105.2
うち会員業者	165.6	179.4	187.8	220.4
うち非会員業者	40.7	50.0	51.3	59.6

第4節 J V受注工事の特徴

すでにみたように、J Vによって施工される工事は全受注金額の約2割を占めている。金額では、2004年度、約321億円（構成比21.0%）、2005年度、約308億円（構成比20.6%）、2006年度、約304億円（構成比20.5%）、2007年度、約216億円（構成比17.1%）、2008年度、約288億円（20.4%）となっている。ところが、件数でみるとその構成比はいずれの年度も2%に満たない。1件当たりの受注金額はをみると、2004年度以降、増加の一途をたどり、2008年度では6億1,300万円となっている。全体の1件当たり工事金額と比較すると15倍もの金額となっている。

図表 2-2-4-1 J V受注金額、件数および1件当たり受注金額の推移

単位：百万円・%

	金額			件数			1件当たり受注金額	
	全体	J V	構成比	全体	J V	構成比	全体	J V
2004年度	152,623	32,068	21.0	3,693	72	1.9	41.3	445.4
2005年度	149,567	30,773	20.6	3,644	69	1.9	41.0	446.0
2006年度	148,343	30,367	20.5	3,445	59	1.7	43.1	514.7
2007年度	126,349	21,584	17.1	3,297	39	1.2	38.3	553.4
2008年度	141,526	28,808	20.4	3,419	47	1.4	41.4	612.9

2008年度の全工事のうち、J V受注工事を取り出した一覧が図表 2-2-4-4 であり、それを工種別にまとめた表が図表 2-2-4-2 である。2008年度のJ V受注工事は47件、約288億円である。J Vでの受注工事を工種ごとにみても、土木が20件、港湾が9件、ほ装が5件と続いており、土木工事が全体の約43%を占めている。受注金額で

も土木が最も多く、約 164 億円と全 J V 工事の約 57% を占める状況である。他方、1 件当たりの受注金額が最も大きいのは建築で約 12 億円となっている。

図表 2-2-4-2
J V 工事の工種別受注金額と件数、
および 1 件当たり工事金額

単位：百万円・件

工種	受注金額	受注件数	1 件当たり受注金額
土木	16,356	20	818
港湾	5,740	9	638
ほ装	549	5	110
建築	3,568	3	1,190
造園	1,036	3	345
上水道	872	3	291
電気	427	2	213
機械器具設置	212	1	212
その他	50	1	50
合計	28,809	47	613

図表 2-2-4-3 は、J V 工事の随意契約件数と金額を全体の工事と比較したものである。J V 工事は 47 件であるが、そのうち随意契約によるものが 16 件となっており、随意契約によって大規模工事が契約されている状況がわかる。全工事に占める随意契約の割合は金額で 13.3% であるのに対し、J V 工事では、随意契約の割合が約 3 分の 1 となっ

ている。1 件当たりの受注金額も約 6 億円であり、大規模工事、超大規模工事が随意契約で発注されている。J V だからといって安易に随意契約が許されるものではなく、すでに指摘したとおり、大規模工事の随意契約を回避する工夫が必要である。

図表 2-2-4-3 J V の随意契約件数、金額および 1 件当たり契約金額

単位：件・百万円・%

		J V		全体	
		実数	構成比	実数	構成比
金額	全体	28,809	100.0	141,527	100.0
	随意契約	9,626	33.4	18,767	13.3
件数	全体	47	100.0	3,419	100.0
	随意契約	16	34.0	302	8.8
1 件当たり受注金額	全体	613.0	-	41.4	-
	随意契約	601.6	-	62.1	-

J V 工事一覧をみると、大型の工事が並んでいるが、すでに述べたように、戸塚駅周辺の再開発事業や、南本牧ふ頭近隣の工事、さらに、水再生センターなどの工事が多くみられる。

J V による受注工事を工事規模 4 区分で分類すると、超大規模工事が 10 件、大規模工事が 29 件、中規模工事が 7 件、小規模工事が 1 件となっている。

図表 2-2-4-4 J V 工事一覧表

単位：百万円・%

No	件名	落札率	契約方法	業者名	契約額
1	戸塚駅西口第1地区市街地再開発事業公共施設整備工事（その3）	99.7	随意契約	不動テトラ・アイサワ・南海辰村建設共同企業体	3,486
2	南部処理区大岡川右岸雨水幹線下水道整備工事	85.0	一般競争入札	鹿島・五洋・松尾建設共同企業体	2,359
3	南本牧ふ頭第5ブロック廃棄物最終処分場（仮称）建設工事（その3・地盤改良工）	93.9	一般競争入札	りんかい日産・大滝建設共同企業体	1,785
4	早渕中学校新築工事（建築工事）	89.7	一般競争入札	松尾・石井・土志田建設共同企業体	1,730
5	北部第二水再生センター第三ポンプ施設築造工事	85.0	一般競争入札	鹿島・五洋・京急建設共同企業体	1,378
6	都筑水再生センター水処理施設（第五期）築造工事（その2）	100.0	随意契約	三井住友・佐藤・奈良建設共同企業体	1,249
7	南部処理区大岡川右岸幹線（第2工区）下水道整備工事	84.7	一般競争入札	日本国土・芦澤建設共同企業体	1,203
8	都市計画道路山下長津田線（鴨居地区）街路整備工事（白山工区・その6）	100.0	随意契約	大成・前田・奈良建設共同企業体	1,185
9	南本牧ふ頭コンテナターミナル建設工事（その2・中仕切護岸基礎工）	80.7	一般競争入札	五栄・ヤマト建設共同企業体	1,114
10	北部第二水再生センター汚泥処理施設分離液脱水機棟築造工事（建築工事）	85.2	一般競争入札	紅梅・小俣建設共同企業体	1,092
11	栄処理区川上第二雨水幹線下水道整備工事	85.0	一般競争入札	西武・東海興業建設共同企業体	988
12	南本牧ふ頭第5ブロック廃棄物最終処分場（仮称）建設工事（その4・地盤改良工）	93.5	一般競争入札	大本・本間建設共同企業体	936
13	新杉田共同溝口径1100mm配水管新設工事（その1）	99.9	随意契約	新杉田共同溝鹿島・大林・奥村特定建設工事共同企業体	819
14	動物愛護センター（仮称）新築工事（建築工事）	92.8	一般競争入札	松尾・石井建設共同企業体	746
15	北部処理区北綱島第二幹線下水道整備工事（その11）	83.8	一般競争入札	奥村・三ツ和建設共同企業体	680
16	戸塚駅西口第1地区市街地再開発事業公共施設整備工事（その2）	99.9	随意契約	不動テトラ・アイサワ・南海辰村建設共同企業体	586
17	横浜・高島町間軌道改良及びその他工事	94.8	一般競争入札	京急・清田軌道工業建設共同企業体	562
18	舞岡川遊水地建設工事（その2）	100.0	随意契約	戸田・小田急・京急建設共同企業体	539
19	金沢処理区磯子金沢線（新杉田工区）送泥管整備工事	99.7	随意契約	新杉田共同溝鹿島・大林・奥村特定建設工事共同企業体	489
20	横浜動物の森公園チンパンジー展示場エリア整備工事	84.4	一般競争入札	濱田園・新正園建設共同企業体	473
21	栄処理区平戸第二雨水幹線下水道整備工事（その3）	100.0	随意契約	不動テトラ・南海辰村建設共同企業体	472
22	南本牧埋立工事（中仕切護岸B-4地盤改良工）	93.7	一般競争入札	本間・吉田建設共同企業体	433
23	高島町・吉野町間構築補修及びその他工事	92.7	一般競争入札	奥村・岡田建設共同企業体	361
24	南本牧ふ頭コンテナターミナル建設工事（その5・MC-3接続通路基礎本体工）	84.6	一般競争入札	たにもと・盛徳建設共同企業体	352
25	南本牧ふ頭コンテナターミナル建設工事（その9・中仕切護岸ケーソン据付工）	85.2	一般競争入札	若築・松浦建設共同企業体	348
26	南本牧ふ頭コンテナターミナル建設工事（その3・MC-3接続通路地盤改良工）	90.6	一般競争入札	大本・小島建設共同企業体	344
27	象の鼻地区整備工事（その14）（緑地整備工）	83.9	一般競争入札	アイビー・ガーデン・丸徳建設共同企業体	329

28	戸塚駅西口第1地区市街地再開発事業公共施設整備工事(その2)追加工事	99.9	随意契約	不動テトラ・アイサワ・南海辰村建設共同企業体	271
29	都市計画道路山下長津田線(鴨居地区)街路整備工事(白山工区・その7)	84.8	一般競争入札	光・新栄建設共同企業体	259
30	戸塚駅西口第1地区市街地再開発事業公共施設整備工事(電気設備工事)	84.9	一般競争入札	東電同窓・セイブ建設共同企業体	233
31	象の鼻地区整備工事(その17)(緑地整備工)	94.3	一般競争入札	新正・早坂建設共同企業体	233
32	南本牧ふ頭コンテナターミナル建設工事(その11・中仕切護岸裏込工)	84.5	一般競争入札	錦海運・アイ・エス・シー建設共同企業体	223
33	小雀浄水場2系沈殿池原水分配管改良工事	89.4	一般競争入札	第一テクノ・辰和工業建設共同企業体	212
34	象の鼻地区整備工事(その20)(プロムナード整備工)	99.9	一般競争入札	あおみ・盛徳建設共同企業体	206
35	都市計画道路環状2号線(新横浜駅北口地区)街路整備工事(その3)	84.2	一般競争入札	重田・千代田建設共同企業体	195
36	早渕中学校新築工事(電気設備工事)	93.9	一般競争入札	藤澤・日宝建設共同企業体	193
37	都市計画道路山下長津田線(鴨居地区)街路整備工事(白山工区・その5)	99.4	随意契約	大成・前田・奈良建設共同企業体	142
38	中里高架橋高欄改修工事	94.3	一般競争入札	坪井・加藤建設共同企業体	120
39	神奈川処理区戸部雨水幹線下水道整備工事(その2)に伴う追加工事	99.9	随意契約	鹿島・白石・イワキ建設共同企業体	117
40	戸塚駅西口第1地区市街地再開発事業公共施設整備工事(その5)	97.3	随意契約	不動テトラ・アイサワ・南海辰村建設共同企業体	100
41	戸塚駅西口第1地区市街地再開発事業公共施設整備工事(その4)	99.3	随意契約	不動テトラ・アイサワ・南海辰村建設共同企業体	69
42	市庁舎危機管理センター整備工事(その2)	99.5	随意契約	戸田・馬淵・住友電設・ダイダイン異業種建設共同企業体	50
43	市道港南台第74号線舗装補修工事	83.6	一般競争入札	東亜道路・日成建設共同企業体	44
44	市道蒔田第75号線道路整備工事に伴う付帯工事	90.0	一般競争入札	世紀東急・幸和建設共同企業体	43
45	中山線から鴨居線口径500mm配水管新設工事	99.9	随意契約	大成・前田・奈良建設共同企業体	35
46	和泉町口径200mm配水管布設替工事	99.1	随意契約	保土ヶ谷・宮本建設共同企業体	18
47	市道蒔田第75号線道路整備工事	89.9	一般競争入札	世紀東急・幸和建設共同企業体	8

第5節 単独工事受注上位50社の特徴

図表 2-2-5-1 は、単独工事受注上位 50 社の受注件数合計と受注金額合計を全体の件数、金額と比較したものである。単独工事受注上位 50 社で 3,419 件中、406 件 (11.9%) を受注しており、金額で見ると、1,415 億円中 457 億円、構成比にして 32.3% を受注している。

図表 2-2-5-1 単独工事受注上位 50 社の受注件数と受注金額

単位：件・百万円・%

	件数	構成比	金額	構成比
全体	3,419	100.0	141,527	100.0
上位 50 社	406	11.9	45,727	32.3

図表 2-2-5-2 は単独工事受注上位 50 社の一覧表である。2008 年度横浜市発注の公共工事を単独で最も多く受注したのは三菱電機株式会社で 9 件、18 億円となっている。「金沢水再生センター」に関連する電気や機械器具設置の工事が多く、それぞれの 1 件当たりの金額も大きい。

単独工事受注業者上位 50 社のうち、受注件数が最も多いのは、あきら株式会社で、受注件数は 29 件である。施工した工事の工種は、電気工事、機械器具設置であり、水道関連の施設で受注している。契約方法のほとんどが随意契約となっており、一般競争入札によるものは 3 件のみであった。

次に、単独受注受注業者を所在地別にみると、市内業者 32 社、準市内業者 17 社、市外業者 1 社となっており、市内業者の割合が多くなっている。また、横浜市建設業協会の会員、非会員の状況についてみると、会員業者は 25 社で 5 割であった。上位 10 社をみても、非会員の業者はわずか 3 社であり、協会会員の受注が目立つ。

図表 2-2-5-2 単独受注業者上位 50 社の一覧表

単位：件・百万円

ランキン グ	商号	所在地	横浜建設業協会	件数	契約金額
1	三菱電機株式会社	準市内	非会員	9	1,810
2	株式会社テクノジャパン	市内	会員	13	1,685
3	横浜建設株式会社	市内	会員	14	1,622
4	株式会社渡辺組	市内	会員	6	1,569
5	株式会社京三製作所	市内	非会員	1	1,554
6	石田建設株式会社	市内	会員	13	1,518
7	株式会社デック	市内	会員	7	1,449
8	岳南建興株式会社	市内	会員	10	1,440
9	三菱重工鉄構エンジニアリング株式会社	準市内	非会員	5	1,287
10	宮本土木株式会社	市内	会員	14	1,252
11	風越建設株式会社	市内	会員	15	1,182
12	株式会社長野工務店	市内	会員	10	1,082
13	株式会社クボタ	準市内	非会員	5	1,075
14	株式会社大勝	市内	会員	15	1,066
15	J F E エンジニアリング株式会社	準市内	非会員	15	1,062
16	須藤工業株式会社	準市内	非会員	5	1,044
17	三菱化工機株式会社	準市内	非会員	3	997
18	三菱重工環境エンジニアリング株式会社	準市内	非会員	14	995
19	中鉢建設株式会社	市内	会員	17	974
20	興信工業株式会社	市内	会員	10	943
21	横浜市管工事協同組合	市内	非会員	6	936
22	株式会社紅梅組	市内	会員	6	906
23	株式会社西原環境テクノロジー	準市内	非会員	3	905
24	メタウォーター株式会社	準市内	非会員	6	887
25	片山ストラテック株式会社	市外	非会員	1	882
26	日本コムシス株式会社	準市内	非会員	3	847
27	株式会社正興電機製作所	準市内	非会員	3	780
28	宮内建設株式会社	市内	会員	9	776
29	日舗建設株式会社	市内	会員	15	731
30	馬淵建設株式会社	市内	会員	3	721
31	土志田建設株式会社	市内	会員	7	718
32	株式会社松尾工務店	市内	会員	4	711
33	株式会社加藤組	市内	非会員	10	703
34	株式会社小俣組	市内	会員	4	647
35	あきら株式会社	準市内	非会員	29	644
36	親和興業株式会社	市内	会員	15	636
37	株式会社新世	市内	会員	18	618
38	小雀建設株式会社	市内	会員	4	608
39	株式会社東芝	準市内	非会員	5	602
40	相鉄建設株式会社	市内	会員	4	596
41	立川開発工業株式会社	市内	非会員	5	583
42	株式会社明電舎	準市内	非会員	8	582
43	千代田建設株式会社	市内	会員	4	568

44	株式会社伊勝	市内	会員	2	536
45	京浜工業株式会社	市内	非会員	11	518
46	株式会社間組	準市内	非会員	1	514
47	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社	準市内	非会員	2	496
48	笠間工業株式会社	市内	非会員	4	494
49	株式会社日立プラントテクノロジー	準市内	非会員	6	490
50	株式会社エス・ティー・シー	市内	非会員	7	489

第3章 2008年度横浜市発注公共工事の入札・契約面からみた特徴

第1節 工事契約の入札形態との関係からみた特徴

続いて、入札形態（一般競争入札・指名競争入札・随意契約）別に落札金額と落札件数の推移について確認したい。図表 2-3-1-1 は、入札形態別の落札金額について、2004年度から 2008 年度までの落札金額とその構成比の推移をみたものである。

まず、2008 年度をみてみると、一般競争入札による落札金額は約 1,203 億円で全体の 85%を占めている。一般競争入札に次いで随意契約の落札金額が多く、約 188 億円、13.3%となっている。指名競争入札による落札は 25 億円未満にとどまっており、構成比も 1.8%となっている。

2004 年度からの推移をみると（図表 2-3-1-2）、指名競争入札が減少を続け、その反対に一般競争入札が増加している。横浜市入札・契約制度改革検討委員会は 2003 年に「入札・契約制度改革の提言（最終答申）」を出しているが、その中では、「現行の指名競争入札を中心とした入札方式から、一般競争入札を原則とした方式へ…平成 18 年度中までに段階的に移行すべきである」と謳われており、実際、2006（平成 18）年度には指名競争入札による落札が全体の落札金額に占める割合はわずか 2.2%にまで減少している。

次に入札形態別に落札件数をみると、2008 年度では、一般競争入札が 3,051 件（構成比 89.2%）、指名競争入札が 66 件（同 1.9%）、随意契約が 302 件（同 8.8%）となっている。指名競争による入札はごくわずかとなっている状態である。落札件数の推移をみると、指名競争入札が減少し、一般競争入札が増加している点は落札金額の推移と同様である。しかし、落札件数の場合には、落札金額と比べて、減少の進み方が遅くなっている。落札金額では、2006 年度には構成比 2.2%まで落ち込んでいるが、落札件数で見ると、364 件、10.6%となっている。2007 年度以降は指名競争による入札件数も大きく減少し、2008 年度には 66 件、1.9%にまで低下している。

横浜市では、2003 年度の提言どおり、入札形態は「一般競争入札が原則」で、指名競争入札は例外的扱い（すでに指摘したとおり、専門性が高い工事と早急に入札を執行する必要がある工事に限られる）で実施されていることが分かる。随意契約については、年度間のバラツキが大きく変化の特徴は読めないが、各年度とも高い適用率になっているといえる。

図表 2-3-1-1 入札形態別落札金額の推移

単位：百万円・%

区分	2004年度		2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
全体	152,623	100.0	149,567	100.0	148,344	100.0	126,350	100.0	141,527	100.0
一般競争入札	83,488	54.7	111,220	74.4	119,834	80.8	101,456	80.3	120,281	85.0
指名競争入札	38,530	25.2	17,327	11.6	3,218	2.2	1,853	1.5	2,478	1.8
随意契約	30,604	20.1	21,020	14.1	25,292	17.0	23,041	18.2	18,768	13.3

図表 2-3-1-2 入札形態別落札件数の推移

単位：件・%

区分	2004年度		2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
全体	3693	100.0	3644	100.0	3445	100.0	3297	100.0	3419	100.0
一般競争入札	782	21.2	1585	43.5	2711	78.7	2857	86.7	3051	89.2
指名競争入札	2509	67.9	1694	46.5	364	10.6	80	2.4	66	1.9
随意契約	402	10.9	365	10.0	370	10.7	360	10.9	302	8.8

入札形態別、所在地別に落札件数をみると、図表 2-3-1-3 のようになっている。入札形態別にみると、一般競争入札は、2005年度 1,585 件から 2008年度 3,051 件へ

図表 2-3-1-3 入札形態別所在地別落札件数

単位：件・%

		2005年度		2008年度	
		金額	構成比	金額	構成比
一般競争入札	全体	1,585	100.0	3,051	100.0
	市内	1,374	86.7	2,869	94.0
	準市内	117	7.4	127	4.2
	市外	17	1.1	20	0.7
	J V	34	2.1	31	1.0
	不明	43	2.7	4	0.1
指名競争入札	全体	1,694	100.0	66	100.0
	市内	1,537	90.7	53	80.3
	準市内	43	2.5	10	15.2
	市外	26	1.5	3	4.5
	J V	-	-	-	-
	不明	88	5.2	-	-
随意契約	全体	365	100.0	302	100.0
	市内	85	23.3	40	13.2
	準市内	196	53.7	204	67.5
	市外	47	12.9	41	13.6
	J V	35	9.6	16	5.3
	不明	2	0.5	1	0.3

と 2 倍近くに増加している。一般競争入札件数が増加しているのは市内業者のみであり、準市内、市外、J V はほぼ横ばいで推移している。その結果、一般競争入札に占める市内業者の割合は 94% に上昇している。

指名競争入札についてみると、2005年度 1,694 件から 2008年度 66 件となっており、指名競争入札は激減している。しかし、指名競争入札の構成比をみると、市内業者では 90.7% から 80.3% へと減少しているのに対し、準市内業者は 2.5% から 15.2% へ、市外業者は 1.5% から 4.5% へと増加している。

随意契約については、全体の件

数が 365 件から 302 件へと減少している。市内業者の受注件数は 85 件 (23.3%) から 40 件 (13.2%) と半減しており、随意契約に占める市内業者の受注割合も減少している。他方、準市内業者の随意契約落札件数をみると、2005 年度 196 件から 2008 年度 204 件と、随意契約全体の件数が減少しているにもかかわらず、増加していることがわかる。随意契約件数に占める準市内業者の受注割合も 67.5%と 2005 年度よりもさらに 10%以上上昇している。

市内業者の落札は一般競争入札に集中し、競争圧力が高まっている。反対に準市内、市外業者は指名競争入札と随意契約の割合が増え、競争圧力が緩和されている。

次に、入札形態別の発注工事規模についてみると、図表 2-3-1-4 のようになっている。ここで特徴的なことは、大型工事で随意契約の比率が高いことである。1 億円以上の工事では 280 件中 30 件、10.7%が随意契約である。中でも 5 億円以上の工事では 28 件中 7 件、25%となっている。再三指摘するが、このような大型工事への随意契約の適用には大いに問題がある。

また、100 万円未満の超小型工事にも一般競争入札が適用されているが、このクラスの工事に競争入札の適用は不要と考える。

図表 2-3-1-4 2008 年度入札形態別発注工事規模別落札件数

単位：上段・件、下段・%

1 件当り 工事金額→		全体	50 万 円未 満	50 万～ 100 万 円未満	100 万 ～500 万円未 満	500 万～ 1,000 万 円未満	1,000 万 ～5,000 万円未満	5,000 万 ～1 億 円未満	1 億～5 億円未 満	5 億～ 10 億円 未満	10 億～ 50 億円 未満
入 札 形 態	全体	3,419 100.0	2 100.0	14 100.0	512 100.0	889 100.0	1,385 100.0	337 100.0	252 100.0	16 100.0	12 100.0
	一般 競争 入札	3,051 89.2	- -	6 42.9	428 83.6	820 92.2	1,245 89.9	305 90.5	227 90.1	11 68.8	9 75.0
	指名 競争 入札	66 1.9	- -	- -	6 1.2	19 2.1	32 2.3	6 1.8	2 0.8	1 6.3	- -
	随意 契約	302 8.8	2 100.0	8 57.1	78 15.2	50 5.6	108 7.8	26 7.7	23 9.1	4 25.0	3 25.0

図表 2-3-1-5 は、入札形態別にどの資本金階層の業者が受注しているかについて、2005 年度と 2008 年度を比較したものである。すでにみてきたように、入札形態は指名競争から一般競争へと急速に移行してきている。図表をみると、その傾向は件数の変化では明確に現れているが、資本金 3,000 万円以上のクラスの業者の指名競争入札の構成比をみると、いずれも 2005 年度よりも 2008 年度が高くなっている。例外的扱いとなっている指名競争入札が、大規模業者に適用される傾向にあることが指摘できる。

随意契約の 80%程度が大規模業者に適用されている。資本金 1 億円以上の業者への適用が 2005 年度には全体の 80.2%、2008 年度には 77.2%である。

図表 2-3-1-5 入札形態別資本金階層別契約件数（2005 年度、2008 年度）

単位：件・%

資本金区分	全体		一般競争入札		指名競争入札		随意契約	
	2005 年度	2008 年度	2005 年度	2008 年度	2005 年度	2008 年度	2005 年度	2008 年度
全体	3,644 100.0	3,419 100.0	1,585 100.0	3,051 100.0	1,694 100.0	66 100.0	365 100.0	302 100.0
500 万円未満	145 4.0	168 4.9	31 2.0	166 5.4	113 6.7	2 3.0	1 0.3	- -
500 万～1,000 万円 未満	151 4.1	170 5.0	27 1.7	166 5.4	124 7.3	3 4.5	- -	1 0.3
1,000 万～3,000 万 円未満	1,807 49.6	1,663 48.6	750 47.3	1,623 53.2	1,028 60.7	27 40.9	29 7.9	13 4.3
3,000 万～5,000 万 円未満	512 14.1	474 13.9	305 19.2	455 14.9	191 11.3	10 15.2	16 4.4	9 3.0
5,000 万～1 億円未 満	360 9.9	422 12.3	220 13.9	370 12.1	114 6.7	6 9.1	26 7.1	46 15.2
1 億～10 億円未満	258 7.1	276 8.1	103 6.5	155 5.1	67 4.0	15 22.7	88 24.1	106 35.1
10 億～50 億円未満	96 2.6	58 1.7	35 2.2	26 0.9	16 0.9	- -	45 12.3	32 10.6
50 億円以上	217 6.0	138 4.0	70 4.4	56 1.8	22 1.3	3 4.5	125 34.2	79 26.2
JV	69 1.9	47 1.4	34 2.1	31 1.0	- -	- -	35 9.6	16 5.3
不明	29 0.8	3 0.1	10 0.6	3 0.1	19 1.1	- -	- -	- -

第 2 節 ランク別発注実績にみる特徴

1. 入札参加登録者数と受注業者の関係

図表 2-3-2-1 は、2005 年度から 2008 年度までの入札参加申請者数と受注業者の関係を示したものである。入札参加申請者数をみると、2005 年度は 2,891 社、2006 年度は 3,057 社、2007 年度は 3,205 社、2008 年度は 2,920 社と推移しており、2007 年度まで、徐々に増加してきた入札参加申請者数が 2008 年度に減少している状況である。横浜市の入札参加申請者名簿は 2 年ごとに更新されるが、随時、登録と抹消の作業が行なわれている。05、06 年度の名簿では最終的に入札参加申請者数が増加しているのに対し、07、08 年度の名簿では 300 社ほど減少している。これは、入札参加資格を辞退する業者や廃業等により名簿から抹消された業者数が、新規申請者を大幅に上回っていたことを意味する。07 年度と 08 年度を比較すると、市内業者が 129 社、準市内業者が 47 社、市外業者が 109 社減少しており、特に、市外業者の減少率が高くなっている。

次に、受注業者数の推移をみると、2005 年度 1,124 社、2006 年度 1,057 社、2007 年度 949 社、2008 年度 973 社と減少しながら推移している。工事件数全体が減少傾向にあるため、受注業者数も減少することは避けられないが、入札参加申請者に対する受

図表 2-3-2-1 入札参加申請者数と受注業者の関係

単位：社

	区分	入札参加申請業者数	受注業者数	受注比率
05年度	全体	2,891	1,124	38.9
	市内	1,643	961	58.5
	準市内	443	109	24.6
	市外	805	54	6.7
06年度	全体	3,057	1,057	34.6
	市内	1,715	887	51.7
	準市内	464	100	21.6
07年度	全体	3,205	949	29.6
	市内	1,761	806	45.8
	準市内	483	95	19.7
08年度	全体	2,920	973	33.3
	市内	1,632	828	50.7
	準市内	436	100	22.9
	市外	852	44	5.2
	不明	-	1	-

注比率をみてみると、2005年度 38.9%、2006年度 34.6%、2007年度 29.6%、2008年度 33.3%となっている。2007年度までは減少傾向にあり、2008年度に上昇に転じている。工事件数も同様の動きを示しており、受注比率は概ね3割前後とみられる。

市内業者の受注比率に着目してみると、2005年度には58.5%であった受注比率は2006年度 51.7%、2007年度 45.8%と減少して推移している。2008年度は50.7%と多少持ち直しているものの、横浜市の入札参加申請者名簿に登録している市内業者のうち、約半数は公共事業を受注できていない。公共工事を受注できない市内業者は、民間工事を受注するかあるいは他の自治体の公共事業を受注せざるをえない。しかし、地元自治体発注の公共工事を受注していない市内業者が他の自治体の公共工事を受注している可能性は低いと考えられ、市内業者の受注確保が困難になっている状況が推察される。

図表 2-3-2-2 等級別発注標準金額

工種	等級	工事費の範囲
土木	A	1億 2,000万円以上
	B	2,500万円以上 1億 2,000万円未満
	C	2,500万円未満
ほ装	A	2,500万円以上
	B	2,500万円未満
造園	A	1,500万円以上
	B	1,500万円未満
建築	A	1億 2,000万円以上
	B	2,500万円以上 1億 2,000万円未満
	C	2,500万円未満
電気	A	2,500万円以上
	B	2,500万円未満
管	A	2,500万円以上
	B	2,500万円未満
上水道	A	1億 2,000万円以上
	B	4,500万円以上 1億 2,000万円未満
	C	4,500万円未満

2. 発注標準と格付について

横浜市の入札においては参加工種が 25 種類設定されている。そのうち、発注標準が定められている工種は、土木、ほ装、造園、建築、電気、管、上水道の 7 工種である。工種ごとに発注される工事の予定価格によって等級が定められることになる。等級別発注標準金額を図表 2-3-2-2 に示す。A、B、C の 3 つの等級に区分されるのは、土木、建築、上水道であり、その他の 4 工

種はA、Bの2つに区分されている。工事の範囲にみられるように、3つに区分されている工種は高額の工事が想定される工種である。

また、それぞれの等級の入札に参加するには、発注標準の等級と業者格付が同じでなければならないが、格付の点数は業者ごとに当該年度の経営事項審査の点数（客観的事項）と、横浜市が工事实績や工事成績など、主観的に設定した項目（主観的事項）を基に算出される。算出された格付点数によって図表 2-3-2-3 のような格付に区分される。格付されるのは、発注標準と同じ7工種のみであり、他の工種に格付は存在しない。

図表 2-3-2-3 工種別・業者格付一覧

格付 工種	A	B	C
土木	930 点以上	775 点以上 929 点以下	774 点以下
ほ装	780 点以上	779 点以下	-
造園	850 点以上	849 点以下	-
建築	930 点以上	720 点以上 929 点以下	719 点以下
電気	855 点以上	854 点以下	-
管	790 点以上	789 点以下	-
上水道	850 点以上	660 点以上 849 点以下	659 点以下

3. 2010 年度入札参加申請者の状況

ここでは、2010 年度の入札参加申請者の状況について確認したい。横浜市発注公共工事の入札に参加を希望する業者は、上述の入札参加条件に従って参加申請をするのであるが、入札参加申請業者の地域別、工種別、ランク別分類は、図表 2-3-2-4 のようになっている。最も申請の多い工種は土木となっており、909 社が登録されている。電気 570 社、建築 545 社、ほ装 540 社などがつづいている。格付設定のある工種について、格付と業者所在地の関係を概観すると、市内業者ではB、Cなど低い格付の業者数が多く、準市内と市外業者ではAランクが多くなっている。その特徴は、特に、土木や建築、電気など大型工事の多い工種で顕著である。また、格付なし工種では、準市内業者や市外業者に比べて市内業者の登録数が多くなっている傾向がみられるが、格付のある工種の特徴と同様に港湾や鋼構造、電気通信、機械器具設置など、1 件当たりの工事規模が大きい工種では、準市内、市外業者の登録数が市内業者の登録数を上回っている。

図表 2-3-2-4 入札参加申請業者の地域別、工種別、格付別分類

工種	合計	市内業者		準市内業者		市外業者	
		A		A		A	
土木	909	A	51	A	137	A	95
		B	126	B	9	B	59
		C	380	C	2	C	50
		小計	557	小計	148	小計	204
ほ装	540	A	90	A	42	A	56
		B	295	B	4	B	53
		小計	385	小計	46	小計	109
造園	230	A	47	A	7	A	20
		B	112	B	5	B	39
		小計	159	小計	12	小計	59
建築	545	A	39	A	90	A	85
		B	100	B	9	B	39
		C	161	C	1	C	21
		小計	300	小計	100	小計	145
電気	570	A	65	A	102	A	123
		B	204	B	17	B	59
		小計	269	小計	119	小計	182
管	472	A	70	A	69	A	81
		B	201	B	8	B	43
		小計	271	小計	77	小計	124
上水道	422	A	31	A	61	A	24
		B	113	B	18	B	34
		C	134	C	1	C	6
		小計	278	小計	80	小計	64
ランク別合計	3,688	A	393	A	508	A	484
		B	1,151	B	70	B	326
		C	675	C	4	C	77
		小計	2,219	小計	582	小計	887

工種	合計	市内業者	準市内業者	市外業者
とび・土工	203	98	35	70
港湾	101	28	54	19
石	3	2	0	1
内装	112	65	12	35
建具	36	18	10	8
塗装	218	169	16	33
区画線・標識	40	30	2	8
防水	139	107	10	22
鋼構造	138	44	24	70
ひき屋・解体	90	52	5	33
フェンス	46	33	3	10
電気通信	267	76	72	119
管更生	74	34	12	28
機械器具設置	411	97	72	242
消防施設	93	47	14	32
さく井	14	3	1	10
船舶	5	2	1	2
その他	62	25	6	31

4. 工種別、地域・JV別、格付別受注の状況

入札参加申請業者は実際にどの程度受注しているのでしょうか。図表 2-3-2-5 は、2008 年度の工種別、地域別、格付別の受注件数と受注金額の一覧表である。縦軸に工種と格付、横軸に地域とJV別に集計したものである。縦軸の格付は受注業者の格付であり、発注標準の等級ではない。また、図表 2-3-2-6 は、発注標準のある工種についてどの程度受注しているのか、業者の格付ごとに受注件数と金額、それぞれの構成比を示したものである。

まず、図表 2-3-2-6 で、業者格付別の受注状況についてみてみたい。等級の設定されている工種は、すでに確認したとおり、土木、ほ装、造園、建築、電気、管、上水道の7工種である。そのうち、A、B、Cの3つに区分されているのが3工種、AとBの2つに区分されているのが、4工種である。等級設定のある工種全体の状況を見てみると、格付がAである業者の受注件数は、合計843件、受注金額は約534億円となっている。

等級の設定されている工種の中での構成比をみると、格付Aの業者は受注件数で30.6%、受注金額で48.1%となっている。件数では3割程度であるが、金額でみると格付Aの業者の受注がほぼ半数を占めている。

また、格付Bの業者の受注についてみると、受注件数は1,099件、受注金額は約273億円となっている。等級設定のある工種の中での構成比はそれぞれ、件数が39.9%、金額が24.6%となっており、受注件数が多い割に受注金額が少なくなっている。次に、格付Cの業者の受注についてみると、件数は755件、金額では約75億円である。等級Cが設定されている工種は、土木、建築、上水道の3工種のみであるが、受注件数では等級設定のある工種での構成比が27.4%となっており、工事件数が比較的多い。しかし、等級Cの工事は、工事件数が最も多い土木工事で発注されており、建築や上水道での発注件数は多くない。格付C業者の受注金額の構成比をみてみると、6.7%となっており、受注件数の割合に比べて著しく低いことがわかる。

つづいて、図表2-3-2-5にしたがって、工種別、地域・JV別、格付別受注件数と受注金額を確認したい。まず、土木工事は総受注件数が935件、総受注金額が約425億円となっており、全工種の中で最も大きな割合を占めている。土木では等級が3つに区分されているが、件数では格付Aの業者が87件、格付Bの業者が178件、格付Cの業者が645件受注しており、業者の格付が下がるごとに受注件数が増加している。他方、受注金額はAが約128億円、Bが約76億円、Cが約56億円と、業者の格付が下がるごとに受注金額が減少していることがわかる。

また、土木工事ではそのほとんどが市内業者によって施工されているが、準市内の格付A業者が11件受注している。さらに、JVの受注は20件であるが、受注金額は約163億円と大型工事であり、土木工事全体に占める割合は高い。

次に、等級が3つに区分されている工種の建築と上水道についてみてみたい。建築、上水道いずれも、格付B業者の受注件数が最も多くなっている。建築、上水道ともに、格付C業者の受注金額が極端に少ない。建築では総額約161億円中わずかに約6億円、割合にして3.7%、上水道では総額約180億円中12億円程度で割合にして6.7%である。格付C業者の受注を確保するためにC等級の工事を増やすことが必要である。

図表2-3-2-5から読み取れる特徴として、電気工事において準市内、市外業者の受注が相対的に多いことが挙げられる。電気工事では等級がAとB、2つ設定されているが、格付A業者の受注件数は196件、格付B業者の工事件数は129件となっている。これを市内と準市内・市外に分けてみると、格付B業者では、市内121件、準市内・市外8件となっているが、格付A業者では、市内73件に対して、準市内・市外が123件と、準市内・市外業者の受注割合が6割を超えている。さらに、同様の状況は等級設定のない港湾、鋼構造、機械器具設置でも確認される。

図表 2-3-2-5 2008 年度工種別、地域別、J V 別、格付別受注件数、金額一覧表

単位：件・百万円

工種	格付	市内		準市内		市外		J V		総計		
格付有工種	土木	A	76	11,346	11	1,488					87	12,834
		B	176	7,511	1	45	1	17			178	7,572
		C	645	5,652							645	5,652
		不明・J V	3	23	1	2	1	65	20	16,356	25	16,445
		合計	900	24,532	13	1,534	2	82	20	16,356	935	42,504
	ほ装	A	243	6,885	20	486					263	7,372
		B	300	3,623							300	3,623
		不明・J V					1	0.3	5	549	6	550
		合計	543	10,509	20	486	1	0.3	5	549	569	11,545
	造園	A	130	3,503							130	3,503
		B	189	1,108							189	1,108
		不明・J V							3	1,036	3	1,036
		合計	319	4,611					3	1,036	322	5,647
	建築	A	35	7,170	1	46					36	7,216
		B	90	4,725							90	4,725
		C	53	535			5	76			58	611
		不明・J V							3	3,567	3	3,567
		合計	178	12,430	1	46	5	76	3	3,567	187	16,120
	電気	A	73	4,132	115	6,405	8	262			196	10,799
B		121	998			8	84			129	1,082	
不明・J V		2	2	2	5	1	5	2	427	7	438	
合計		196	5,132	117	6,409	17	351	2	427	332	12,319	
管	A	66	3,749							66	3,749	
	B	99	1,314							99	1,314	
	不明・J V					1	1			1	1	
	合計	165	5,063			1	1			166	5,064	
上水道	A	62	7,396	2	531	1	37			65	7,964	
	B	114	7,886							114	7,886	
	C	49	1,171			3	53			52	1,224	
	不明・J V	8	61					3	872	11	933	
	合計	233	16,514	2	531	4	91	3	872	242	18,007	
格付有業種合計	A	685	44,181	149	8,956	9	300	0	0	843	53,437	
	B	1,089	27,166	1	45	9	100	0	0	1,099	27,311	
	C	747	7,358	0	0	8	130	0	0	755	7,488	
	不明・J V	13	86	3	6	4	72	36	22,807	56	22,970	
	合計	2,534	78,791	153	9,007	30	601	36	22,807	2,753	111,205	
格付無工種	とび・土工	—	8	174	1	56	1	30			10	261
	港湾	—	20	1,007	3	357			9	5,740	32	7,104
	内装	—	6	13							6	13
	建具	—	1	9	1	5					2	15
	塗装	—	47	413							47	413
	区画線・標識	—	61	459							61	459
	防水	—	11	134							11	134
	鋼構造	—	36	2,692	15	3,196	2	1,021			53	6,909
	ひき屋・解体	—	12	265							12	265
	フェンス	—	13	165							13	165
	電気通信	—	11	69	6	551	3	62			20	683
	管更生	—	23	551							23	551
	機械器具設置	—	150	1,871	155	8,562	32	501	1	212	338	11,146
	消防施設	—	9	161							9	161
	さく井	—	1	42							1	42
	その他	—	15	573	9	1,321	3	56	1	50	28	2,000
	格付無業種合計	—	424	8,596	190	14,050	41	1,671	11	6,002	666	30,320
合計		2,958	87,387	343	23,057	71	2,272	47	28,809	3,419	141,525	

図表 2-3-2-6 等級設定工種の受注状況

単位：件・百万円

工種	格付	件数	構成比	金額	構成比
土木	A	87	9.3	12,834	30.2
	B	178	19	7,572	17.8
	C	645	69	5,652	13.3
	不明・JV	25	2.7	16,445	38.7
	計	935	100	42,504	100
ほ装	A	263	46.2	7,372	63.9
	B	300	52.7	3,623	31.4
	不明・JV	6	1.1	550	4.8
	計	569	100	11,545	100
造園	A	130	40.4	3,503	62
	B	189	58.7	1,108	19.6
	不明・JV	3	0.9	1,036	18.3
	計	322	100	5,647	100
建築	A	36	19.3	7,216	44.8
	B	90	48.1	4,725	29.3
	C	58	31	611	3.8
	不明・JV	3	1.6	3,567	22.1
	計	187	100	16,120	100
電気	A	196	59	10,799	87.7
	B	129	38.9	1,082	8.8
	不明・JV	7	2.1	438	3.6
	計	332	100	12,319	100
管	A	66	39.8	3,749	74
	B	99	59.6	1,314	26
	不明・JV	1	0.6	1	0
	計	166	100	5,064	100
上水道	A	65	26.9	7,964	44.2
	B	114	47.1	7,886	43.8
	C	52	21.5	1,224	6.8
	不明・JV	11	4.5	933	5.2
	計	242	100	18,007	100
格付け工種合計	A	843	30.6	53,437	48.1
	B	1,099	39.9	27,310	24.6
	C	755	27.4	7,487	6.7
	不明・JV	56	2.0	22,970	20.7
	計	2,753	100.0	111,204	100.0

5. 発注標準と業者格付別受注状況

図表 2-3-2-7 は、等級設定のある 7 工種について、工事の発注標準等級と受注業者の格付について示したものである。発注標準の等級はすでにみたとおり、A、B、C の 3 区分であるが、「横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱」には、「当該工事費に対応

図表 2-3-2-7

入札参加条件業者格付と受注業者の格付

単位：件

工種	格付 発注標準	格付				合計
		A	B	C	不明・JV	
土木	A	72			6	78
	A又はB	8	2			10
	A又はB又はC	1	1			2
	B		171			171
	B又はC		1	1		2
	C			644	2	646
	不明・JV・随契	7	2		17	26
	小計	88	177	645	25	935
ほ装	A	191			5	196
	A又はB	69	77			146
	B		223			223
	不明・JV・随契	3			1	4
	小計	263	300		6	569
造園	A	129			3	132
	B		189			189
	不明・JV・随契	1				1
	小計	130	189		3	322
建築	A	35			3	38
	A又はB	1	5			6
	B		83			83
	B又はC		2	6		8
	C			52		52
	小計	36	90	58	3	187
電気	A	67			2	69
	A又はB	45	16			61
	B		104			104
	不明・JV・随契	84	9		5	98
	小計	196	129		7	332
管	A	65				65
	A又はB		10			10
	B		89			89
	不明・JV・随契	1			1	2
	小計	66	99		1	166
上水道	A	48				48
	A又はB	13				13
	B		107			107
	B又はC			1		1
	C	1	7	51		59
	不明・JV・随契	3			11	14
	小計	65	114	52	11	242
合 計		844	1,098	755	56	2,753

する等級に属する者で同種の工事における施工実績を有するものが著しく少ないことが見込まれ、競争性の確保が困難であると判断される場合においては、当該工事の工事費に対応する等級に加え、直近上位等級を設定することができる」とされており、入札に参加可能な業者の格付が「A又はB」や「B又はC」などとなっている発注がみられる。また、同要綱には安全管理指定工事や施工管理に配慮して当該等級の業者では十分な対応が期待できない場合などには、「当該工事の工事費に対応する等級より上位の等級を設定することができる」とされている。

「A又はB」は本来の等級はBであるが例外的にAを加えたものであると考えられる。とすれば図表 2-3-2-7 で「A又はB」の実績が、土木でA8件、B2件、ほ装でA69件、B77件、電気でA45件、B16件、上水道でA13件、B0件のように、Aの受注比率が高いことは問題であろう。同ランク同士が競い合うという入札の公平性をめざした発注標準の目的の形骸化につながる恐れがある。「B又はC」では上述ような点はみられない。

図表 2-3-2-8 は、2008 年度発注工事のうち、等級設定のある 7 工種について、予定価格を発注金額別等級に分類し、どの格付業者が受注しているかについてみたものである。

土木工事をみてみると、本来、発注金額別の等級は B である工事を格付 A の業者が 23 件受注している。同様に、ほ装は 91 件、造園は 19 件、建築は 1 件、電気は 109 件、上水道は 15 件となっており、少なからぬ件数が格付 A の業者によって受注されている。

他方で、本来であれば発注金額別等級が A である工事を格付 B が受注しているのは、ほ装で 11 件、電気では 1 件、管で 10 件存在する。特に、ほ装と電気では発注標準別の等級に従えば、格付 B の業者が受注するはずの工事の多くを格付 A の業者が受注している状況となっている。この分析にも前述した上位ランク業者が下位ランク工事を受注する問題が明確に現れている。

図表 2-3-2-8 予定価格に対する発注標準等級別受注業者格付別受注件数

単位：件

工種	受注業者格付 発注標準別等級	受注業者格付				合計
		A	B	C	不明・JV	
土木	A	64			19	83
	B	23	159		4	186
	C	1	18	646	1	666
	合計	88	177	646	24	935
ほ装	A	172	11		4	187
	B	91	289		1	381
	不明				1	1
	合計	263	300		6	569
造園	A	111			3	114
	B	19	189			208
	合計	130	189		3	322
建築	A	35			3	38
	B	1	86			87
	C		4	58		62
	合計	36	90	58	3	187
電気	A	87	1		5	93
	B	109	128		2	239
	合計	196	129		7	332
管	A	66	10		1	77
	B		89			89
	合計	66	99		1	166
上水道	A	45			8	53
	B	15	107			122
	C	5	7	52	3	67
	合計	65	114	52	11	242
合計		844	1,098	756	55	2,753

第3節 随意契約の推移と特徴

ここでは、随意契約についてその特徴と推移を確認したい。図表 2-3-3-1 は 2005 年度から 2008 年度までの随意契約の金額と件数の推移を示したものである。2008 年度をみると、件数では 302 件で全体に占める割合は 8.8%であるが、受注金額は約 188 億円となっており、全体の 13.3%を占めている。

随意契約が全体の契約金額に占める割合は、2005 年度 14.1%、2006 年度 17.0%、2007 年度 18.2%、2008 年度 13.3%となっており、2007 年度まではその構成割合を増加させて推移してきたが、2008 年度に幾分減少している状況である。特に 2006 年度と 2007 年度は随意契約が多くなっており、随意契約金額の占める割合は 2 割近くになっている。

公共工事発注における適正な競争性を確保する観点から、この様に多額な工事を随意契約で発注することは問題であり、改善される必要がある。

図表 2-3-3-1 随意契約の件数と金額の推移

単位：件・百万円

		2005 年度		2006 年度		2007 年度		2008 年度	
		実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
金額	全体	149,567	100.0	148,344	100.0	126,350	100.0	141,527	100.0
	随意契約	21,018	14.1	25,290	17.0	23,039	18.2	18,767	13.3
件数	全体	3,644	100.0	3,445	100.0	3,297	100.0	3,419	100.0
	随意契約	365	10.0	370	10.7	360	10.9	302	8.8

工事規模階層別に随意契約の件数と金額をみてみると、図表 2-3-3-2 のようになっている。件数でみると、1,000 万～5,000 万円未満の階層で 108 件、35.8%が最も多く、100 万～500 万円未満の階層が 77 件、25.5%と続いており、この 2 つの階層で随意契約件数の 6 割以上を占めている。

図表 2-3-3-2 工事規模階層別随意契約件数と金額

単位：件・百万円・%

工事規模階層	件数		金額	
	実数	構成比	実数	構成比
50 万円未満	2	0.7	1	0.0
50 万～100 万円未満	9	3.0	6	0.0
100 万～500 万円未満	77	25.5	230	1.2
500 万～1,000 万円未満	50	16.6	352	1.9
1,000 万～5,000 万円未満	108	35.8	2,659	14.2
5,000 万～1 億円未満	26	8.6	1,793	9.6
1 億～5 億円未満	23	7.6	5,349	28.5
5 億～10 億円未満	4	1.3	2,457	13.1
10 億円以上	3	1.0	5,920	31.5
総計	302	100.0	18,767	100.0

しかし、金額でみると、最も多いのは 10 億円以上の階層で、約 59 億円、31.5%、さらに、5 億～10 億円未満の階層が約 25 億円、13.1%、1 億～5 億円未満の階層が約 53 億円、28.5%となっており、1 億円以上の規模の工事で全体の 7 割以上を占めている。随意契約で発注される工事が大型工事に偏って

いる。公共工事における競争性を確保するために、このような随意契約を回避する発注方法の工夫が必要である。

次に、随意契約について、工種別にその推移をみてみたい。図表 2-3-3-3 は、2007 年度、2008 年度の工種別随意契約の件数と金額をあらわしたものである。まず、件数が最も多いのは、機械器具設置で 2 年間の随意契約件数は 276 件、それに電気工事が 228 件と続いている。この 2 工種の契約金額は 2 年間で、電気 77 億 8,000 万円、機械器具設置 70 億 6,100 万円となっている。

契約金額でみると、最も多いのは土木工事で 2 年間の随意契約金額合計は 210 億円を超えている。年間 100 億円程度の土木工事が随意契約で発注されており、この金額が工事全体に占める割合は決して小さくない。また、2 年間に随意契約で発注された土木工事の件数は 58 件と、金額と比較して相対的に少なくなっており、1 件当たり工事金額が高いといえる。

図表 2-3-3-3 工種からみた随意契約の推移

単位：件・百万円

		土木	ほ装	港湾	造園	建築	塗装	鋼構造	・解体 ひき屋	フェンス	電気	通信	電気	管	機械器具設置	道水	上	その他	不明
2007年度	件数	34	3	1	0	7	1	6	2	2	133	8	1	127	32	2	1		
	金額	11,300	134	39	0	190	0	804	8	1	5,426	124	670	3,269	844	213	16		
2008年度	件数	24	4	1	1	0	0	6	0	0	95	5	2	149	14	1	0		
	金額	9,740	115	110	58	0	0	759	0	0	2,353	45	269	3,793	1,476	50	0		
合計	件数	58	7	2	1	7	1	12	2	2	228	13	3	276	46	3	1		
	金額	21,040	249	149	58	190	0	1,563	8	1	7,780	169	939	7,061	2,320	262	16		

図表 2-3-3-4 は、2005 年度から 2008 年度までの 4 年間に随意契約によって受注された工事について、受注金額と受注件数の上位 10 社の一覧である。受注金額でみると、大手の機械器具、電気関連のメーカーが並んでいることがわかる。さらに、JV による工事も同様に多くなっている。JV による工事は大規模工事であるが、これらは、主に次の 2 つの根拠規定と根拠理由によって発注されている。まず、1 つめが、「特例政令第 10 条第 1 項第 5 号」を根拠規定として「国庫補助の関係上分割発注としたが、先に発注した工事と一体のもので一貫した施工が必要であり、本体工事を施工中の業者以外では工事の安全・円滑かつ適正な施工の確保、工期、経費の点で不利であるため」という理由によるものである。

2 つめが、「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号」（又は、「地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 6 号」）を根拠規定とした「当該工事場所において、別工

事を当該業者が施工中であり、他業者が本工事を施工する上で必要な作業場所等を、現場内に確保することが困難であるため」という理由によるものである。

「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号」は、「競争入札に付することが不利と認められるとき」に随意契約によることができることを定めているが、この規定自体、はなはだあいまいな規定であり、この規定を根拠として随意契約で発注することが適切かどうか、今後検討される必要がある。

図表 2-3-3-4 4年間の主要随意契約業者一覧

単位：件・百万円

年度	No	業者名	金額	No	業者名	件数
2005年度	1	三菱重工環境エンジニアリング株式会社	1,652	1	三菱重工環境エンジニアリング株式会社	23
	2	株式会社東芝	1,636	2	JFEプラント&サービス株式会社	16
	3	三菱電機株式会社	1,056	3	株式会社東芝	14
	4	横浜市管工事協同組合	1,044	4	三菱電機株式会社	14
	5	清水・前田・佐藤・加藤建設共同企業体	733	5	あきら株式会社	13
	6	大成建設株式会社	690	6	株式会社日立製作所	13
	7	清水・熊谷・ロッテ建設共同企業体	679	7	株式会社クボタ	9
	8	佐藤・村本・京浜建設共同企業体	651	8	株式会社明電舎	9
	9	株式会社日立製作所	568	9	富士電機システムズ株式会社	9
	10	フジタ・東急・馬淵・松尾建設共同企業体	550	10	東芝電機サービス株式会社	8
2006年度	1	大成・三井住友・保土ヶ谷建設共同企業体	3,434	1	三菱重工環境エンジニアリング株式会社	26
	2	鹿島・熊谷・JFE工建建設共同企業体	1,691	2	三菱電機株式会社	15
	3	株式会社東芝	1,271	3	JFE環境ソリューションズ株式会社	13
	4	横浜市管工事協同組合	1,077	4	株式会社東芝	13
	5	三菱電機株式会社	1,052	5	あきら株式会社	12
	6	三菱重工環境エンジニアリング株式会社	1,046	6	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	9
	7	前田・佐藤・協和・奈良建設共同企業体	962	7	株式会社日立製作所	8
	8	鹿島・白石・イワキ建設共同企業体	704	8	東芝電機サービス株式会社	7
	9	大成建設株式会社	689	9	株式会社栗本鐵工所	5
	10	清水・熊谷・ロッテ建設共同企業体	588	10	月島テクノメンテサービス株式会社	5
2007年度	1	鹿島・佐藤・松尾建設共同企業体	6,153	1	あきら株式会社	21
	2	三菱電機株式会社	2,213	2	三菱電機株式会社	19
	3	株式会社東芝	1,820	3	株式会社東芝	15
	4	大成・前田・奈良建設共同企業体	1,050	4	東芝電機サービス株式会社	14
	5	三菱重工環境エンジニアリング株式会社	875	5	JFE環境ソリューションズ株式会社	14
	6	大成建設株式会社	827	6	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	13
	7	株式会社IHI	708	7	三菱重工環境エンジニアリング株式会社	13
	8	横浜市管工事協同組合	670	8	メタウォーター株式会社	11
	9	株式会社明電舎	528	9	株式会社明電舎	9
	10	西武・エヌシー・白崎建設共同企業体	499	10	株式会社日立製作所	9
2008年度	1	不動テトラ・アイサワ・南海辰村建設共同企業体	4,512	1	あきら株式会社	26
	2	大成・前田・奈良建設共同企業体	1,362	2	三菱重工環境エンジニアリング株式会社	14
	3	新杉田共同溝鹿島・大林・奥村特定建設工事共同企業体	1,308	3	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	14
	4	三井住友・佐藤・奈良建設共同企業体	1,249	4	JFEエンジニアリング株式会社	13
	5	三菱重工環境エンジニアリング株式会社	995	5	荏原テクノサーブ株式会社	12
	6	JFEエンジニアリング株式会社	961	6	東芝電機サービス株式会社	11
	7	三菱電機株式会社	729	7	株式会社明電舎	7
	8	株式会社東芝	567	8	島津システムソリューションズ株式会社	7
	9	戸田・小田急・京急建設共同企業体	539	9	三菱電機株式会社	6
	10	株式会社間組	513	10	メタウォーター株式会社	5

随意契約は一般競争入札と比較して、業者間の競争原理が働きにくい契約である。一般競争入札の場合、多数の競争者が想定されるが、随意契約の場合にはそのような状況におかれることはほとんどなく、競争性に乏しいという特徴を持っている。図表2-3-3-4は、随意契約の落札率について、2005年度から2008年度までの推移をみたものである。図表からもわかるように、この4年間、落札率が99%を下回ったことがない。これは、受注業者の入札金額と予定価格にほとんど差がないことを示すものであるが、そもそも予定価格の積算自体が業者の見積もり等によって作成されている場合も考えられ、今後の予定価格算出のあり方について、検討される余地があろう。

図表 2-3-3-4 随意契約の落札率の推移

単位：％・百万円

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
予定価格	21,179.3	25,519.0	23,187.7	18,804.3
契約金額	21,017.7	25,289.8	23,038.5	18,706.4
落札率	99.2%	99.1%	99.4%	99.5%

※落札率は予定価格総額と契約金額総額との比率で算出。

※2008年度のデータは予定価格不明の案件が19件存在するため、その分は除いて算出。

に限られており、随意契約によって発注される工事には、すべて図表の注に示したような根拠規定が存在する。

2008年度の随意契約についてその根拠規定別にみると、件数ではケース2によるものが8割を超えている。ケース2は、競争入札に適しない場合に適用されるものであるが、随意契約の大部分はこの根拠規定によって発注されている。具体的な工事を確認すると、次のとおりである。

「南部汚泥資源化センター焼却設備定期点検修理工事」

- ・契約金額：1億5,750万円
- ・随意契約理由

「独自に開発された技術が総合的に用いられた設備の修理工事であり、当該設備のメンテナンス業務を担当している唯一の業者以外に施工させた場合、設備の使用に著しい支障が生じる恐れがあるため」

「北部第二水再生センター汚泥濃縮機（50・60号機）等電気設備工事」

- ・契約金額：3億3,967万円
- ・随意契約理由

「独自に開発された技術が総合的に用いられた設備の工事であり、当該設備施工業者以外に施工させた場合、設備の使用に著しい支障が生じる恐れがあるため」

また、図表2-3-3-5は、随意契約の理由別件数の推移についてその件数と構成比をみたものである。随意契約に付することができる場合は、地方自治法や公営企業法などによって定められた特定の工事

ケース2のほとんどの場合、独自に開発された技術が総合的に用いられた設備の工事、修理工事であるためという理由になっている。ケース2によってなされた随意契約242件のうち、機械器具設置が143件、電気が93件となっており、ほとんどが設備関連の工事である。契約の大半は電気設備メーカーとなっている。これらは、すでに導入されている電気設備や機械器具の修繕や改良工事となっており、受注業者にとっては、一度の入札で翌年度以降も多かれ少なかれ受注が確保されることになる。入札契約制度として、問題がないのか検討される必要がある。

次に、金額でみると、「特例政令第10条第1項第5号」によるものが最も多くなっている。このケースでは、件数ではわずか9件であるが、金額では41.9%を占めている。この根拠規定は、既契約工事に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事の調達をする場合、すでに契約をしている相手以外の者から調達する場合に著しく不利である場合に随意契約を認めている。具体的に工事を確認すれば、次のとおりである。

「戸塚駅西口第1地区市街地再開発事業公共施設整備工事（その3）」

- ・契約金額：34億8,600万円
- ・随意契約理由

「国庫補助の関係上分割発注としたが、先に発注した工事と一体のもので一貫した施工が必要であり、本体工事を施工中の業者以外では工事の安全・円滑かつ適正な施工の確保、工期、経費の点で不利であるため」

この根拠規定によって随意契約されている案件は、ほとんど同様の理由で契約されている。受注業者も大半がJVであり、工種はほとんどが土木工事である。

他方、ケース5は、緊急の必要により競争入札に付することができない場合に随意契約によることができるとされているが、件数は18件、6.0%、金額は5,600万円、0.3%と、いずれも低い水準となっている。随意契約は競争性が著しく限定される発注方法であり、高額工事への適用は極力回避される必要があることはすでに指摘してきた。随意契約を適用するためには、法に定められた理由によらなければならないが、法の規定があいまいであり、その適用範囲発注者によって大きく異なっている。公共工事における適正な競争性確保の観点から適用範囲の拡大は極力避けなければならない。随意契約にはそれぞれ具体的な適用理由がある。随意契約を避けるためには、工事内容に沿った発注者の工夫、検討が必要である。

図表 2-3-3-5 随意契約理由別件数、金額の推移

単位：件・百万円・%

根拠規定	件数	構成比	金額	構成比
ケース 2	242	80.1	6,499	34.6
ケース 5	18	6.0	56	0.3
ケース 6	31	10.3	3,955	21.1
特例政令第 10 条第 1 項第 4 号	2	0.7	389	2.1
特例政令第 10 条第 1 項第 5 号	9	3.0	7,869	41.9
合計	302	100.0	18,767	100.0

注：表に掲載した根拠規定は以下の通り。

- ケース 2：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
地方公営企業法施行令第 21 条の 1 第 1 項第 2 号
- ケース 5：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号
地方公営企業法施行令第 21 条の 1 第 1 項第 5 号
- ケース 6：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号
地方公営企業法施行令第 21 条の 1 第 1 項第 6 号

なお、地方自治法施行令第 167 条の 2 は次のようになっている。

**地方自治法施行令
(随意契約)**

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。
- 四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をするとき。
- 五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 九 落札者が契約を締結しないとき。

特例政令第 10 条第 1 項第 4 号

「既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の百分の五十以下であるものの調達をする場合であつて、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。」

特例政令第 10 条第 1 項第 5 号

「計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達する場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種

工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第四条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第六条の公告又は第七条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。」

第4節 落札率との関係について

図表 2-3-4-1 は 2008 年度の落札件数について、落札率の階層毎に横浜市と川崎市を比較したものである。横浜市では 80～85%未満での落札件数は 1,025 件、30%となっており、落札率はこの階層が最も多い。また、75～80%未満が 646 件、18.9%、90～95%未満が 508 件、14.9%とつづいている。落札率を 90%で区分してみると、90%以下での落札件数は、2,239 件となっており、構成比では 65.5%を占めている。川崎市の場合は、落札率 90%未満は 364 件、31.3%であり、横浜市のほうが低い落札率区分に集中していることが明らかである。さらに、80%未満では、横浜市が落札件数 795 件、23.3%に対して、川崎市ではわずか 37 件、3.2%である。横浜市は川崎市に比べて、より厳しい受注競争下にあるといえる。80%未満での落札は受注工事が赤字となることも見込まれ、ダンピング受注である可能性が指摘される。

図表 2-3-4-2 は、2004 年度から 2008 年度までの落札率について、落札率階層ごとにその件数を示したものである。平均落札率は一貫して低下しつづけており、2004 年度 89.5%が 2008 年度 86.6%と、2.9 ポイント低下した。

落札率区分のピークが 90～95%未満から 80～90%未満に移行したことがわかる。

図表 2-3-4-1 2008 年度落札率区分別落札件数

単位：件・%

落札率区分	横浜市		川崎市	
	件数	構成比	件数	構成比
全体	3,419	100.0	1,164	100.0
65%未満	0	0.0	2	0.2
65～70%未満	1	0.0	3	0.3
70～75%未満	148	4.3	10	0.9
75～80%未満	646	18.9	22	1.9
80～85%未満	1,025	30.0	110	9.5
85～90%未満	419	12.3	217	18.6
90～95%未満	508	14.9	203	17.4
95～96%未満	69	2.0	78	6.7
96～97%未満	83	2.4	100	8.6
97～98%未満	90	2.6	149	12.8
98～99%未満	116	3.4	141	12.1
99～100%未満	268	7.8	113	9.7
落札率 100%	26	0.8	16	1.4
不明	20	0.6	0	0.0
平均落札率	86.64%		92.62%	

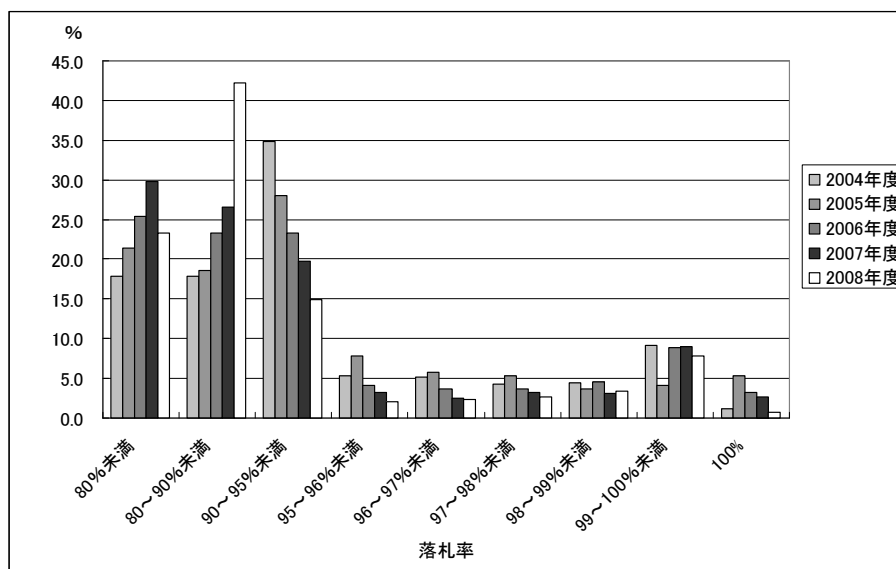
図表 2-3-4-2 件数からみる落札率の推移

単位：件・%

落札率区分	2004年度		2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
全体	3,693	100.0	3,644	100.0	3,445	100.0	3,297	100.0	3,419	100.0
80%未満	658	17.8	780	21.4	872	25.3	985	29.9	795	23.3
80～90%未満	662	17.9	679	18.6	803	23.3	876	26.6	1,444	42.2
90～95%未満	1,288	34.9	1,020	28.0	803	23.3	653	19.8	508	14.9
95～96%未満	194	5.3	287	7.9	142	4.1	106	3.2	69	2.0
96～97%未満	189	5.1	207	5.7	125	3.6	82	2.5	83	2.4
97～98%未満	160	4.3	191	5.2	126	3.7	109	3.3	90	2.6
98～99%未満	161	4.4	135	3.7	157	4.6	103	3.1	116	3.4
99～100%未満	339	9.2	152	4.2	304	8.8	296	9.0	268	7.8
落札率 100%	42	1.1	193	5.3	111	3.2	87	2.6	26	0.8
不明	-	-	-	-	2	0.1	-	-	20	0.6
平均落札率	89.50%		88.98%		87.78%		86.52%		86.64%	

図表 2-3-4-2 をグラフ化したものが、図表 2-3-4-3 である。大まかな特徴として、落札率 90%を境として、2004 年度以降、変化していることがわかる。落札率 90%以上の落札件数は年々減少傾向にあり、反対に 90%以下の落札件数が増加傾向にある。平均落札率はゆるやかな低下を示しているが、90%未満の層が大幅に増加していることは問題である。80%未満の層の増加と併せて考えると、激しい受注競争によるダンピング受注が少なからず行なわれている懸念がある。更なるダンピング防止対策が必要と思われる。

図表 2-3-4-3 件数からみる落札率の推移（グラフ）



次に、工事規模別受注件数と落札率の階層についてみてみよう。落札率件数の最も多い階層は 80～90%未満の階層であるが、工事規模別にみてもその傾向に変わりはない。

特に、5,000万円以上5億円未満の階層では過半数を占めている。また、90%以上の落札率についても工事規模ごとの特徴はそれほどみられない。しかし、5億円以上の工事についてみると、落札率が80%未満の工事は1件もなく、かつ、落札率90%以上の割合が高い。その一方で、工事規模が5,000万円未満の階層では、80%以下の落札率の占める割合は比較的高くなっている。特に、500万円から1,000万円未満の工事規模の階層では、その割合が4割を超えており、この工事規模階層での受注競争が最も熾烈に展開されていることが推察される。

図表2-3-4-4にみられる工事規模と落札率の関係をまとめれば、大規模工事での高落札率に対して、小規模工事での低落札率という特徴が挙げられる。小額工事に低落札率が多いということは、中小規模業者による激しい受注競争が多く行なわれているということである。地域の中小建設業者の疲弊を食い止める為にも、低落札率の減少をめざす必要がある。

図表 2-3-4-4 工事規模からみる落札率の状況

単位：上段・件、下段・%

	全体	80%未満	80%～90%未満	90%～95%未満	95%～96%未満	96%～97%未満	97%～98%未満	98%～99%未満	99%～100%未満	落札率100%	不明	平均	
全体	3,419 100.0	795 23.3	1,444 42.2	508 14.9	69 2.0	83 2.4	90 2.6	116 3.4	268 7.8	26 0.8	20 0.6	86.6	
工事規模	50万円未満	2 100.0	0 0.0	0 0.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	2 100.0	-	
	50万～100万円未満	14 100.0	2 14.3	1 7.1	2 14.3	- -	1 7.1	- -	2 14.3	- -	1 7.1	5 35.7	91.8
	100万～500万円未満	512 100.0	89 17.4	193 37.7	91 17.8	17 3.3	15 2.9	23 4.5	35 6.8	35 6.8	6 1.2	8 1.6	88.4
	500万～1,000万円未満	889 100.0	363 40.8	259 29.1	139 15.6	14 1.6	17 1.9	15 1.7	29 3.3	45 5.1	7 0.8	1 0.1	84.9
	1,000万～5,000万円未満	1,385 100.0	315 22.7	626 45.2	171 12.3	30 2.2	39 2.8	39 2.8	36 2.6	120 8.7	5 0.4	4 0.3	86.2
	5,000万～1億円未満	337 100.0	15 4.5	188 55.8	68 20.2	7 2.1	7 2.1	9 2.7	8 2.4	31 9.2	4 1.2	- -	88.6
	1億～5億円未満	252 100.0	11 4.4	166 65.9	28 11.1	1 0.4	4 1.6	4 1.6	5 2.0	30 11.9	3 1.2	- -	88.0
	5億～10億円未満	16 100.0	0 0.0	5 31.3	6 37.5	- -	- -	- -	1 6.3	4 25.0	- -	- -	92.6
	10億～50億円未満	12 100.0	0 0.0	6 50.0	3 25.0	- -	- -	- -	- -	3 25.0	- -	- -	90.9
50億円以上	- -	0 0.0	0 0.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-	

つづいて、受注業者の所在地と落札率の関係について確認したい。図表 2-3-4-5 は市内・準市内・市外・JV別に見る落札率の状況を示したものである。市内業者の平均落札率が 86.6%であるのに対して、準市内業者 94.6%、市外業者 94.7%となっており、市内業者の落札率が著しく低いことがわかる。詳しくみると、市内業者の落札率は 80～90%の階層に集中している（44.8%）が、準市内業者は 24.6%、市外業者は 18.5%と比較的低くなっている。90%未満での落札を合計してみても、市内業者は 71.3%と 7割を超えているのに対し、準市内業者は 26.7%、市外業者は 20.0%と 2割台である。他方で、99～100%未満の階層をみると、市内業者はわずか 3.3%を占めるにすぎないが、準市内業者は 39.0%、市外業者は 30.8%となっており、この階層での受注割合が最も高い。この一因としては、準市内・市外業者の受注が随意契約による割合が高いことが指摘されうるが、いずれにせよ、受注競争が激しく展開されているのは、市内業者のみであることが特徴といえる。特に、80%未満での落札はほぼ市内業者に限定されており、市内業者の競争が激化し、ダンピング受注が増加していることを示すものである。

図表 2-3-4-5 市内・準市内・市外・JV別に見る落札率の状況

単位：上段・件、下段・%

	全体	80%未満	80	90	95	96	97	98	99	落札率100%	不明	平均	
			～90%未満	～95%未満	～96%未満	～97%未満	～98%未満	～99%未満					
全体	3,419 100.0	795 23.3	1,444 42.2	508 14.9	69 2.0	83 2.4	90 2.6	116 3.4	268 7.8	26 0.8	20 0.6	86.6	
市内・準市内・市外	市内	2,966 100.0	787 26.5	1,329 44.8	462 15.6	56 1.9	68 2.3	73 2.5	59 2.0	99 3.3	20 0.7	13 0.4	85.5
	準市内	341 100.0	7 2.1	84 24.6	27 7.9	10 2.9	11 3.2	13 3.8	47 13.8	133 39.0	5 1.5	4 1.2	94.6
	市外	65 100.0	1 1.5	12 18.5	8 12.3	3 4.6	4 6.2	3 4.6	10 15.4	20 30.8	1 1.5	3 4.6	94.7
	JV	47 100.0	0 0.0	19 40.4	11 23.4	- -	- -	1 2.1	- -	16 34.0	- -	- -	92.3

次に、資本金別に落札率の状況を見たものが、図表 2-3-4-6 である。受注金額、受注件数が最も多い資本金 1,000 万円～3,000 万円未満の階層について落札率をみてみると、80～90%未満の階層が最も多く、41.3%を占めている。その階層に続いて 80%未満が 30.1%を占めており、90%未満合計で 71.4%となっている。また、資本金 5,000 万円未満の各階層では、ほぼ同様の傾向を示しており、特に、500 万円未満の階層では落札率 90%未満が 8割を超えている。

次に資本金 5,000 万円以上の階層についてみると、資本金階層が高くなるごとに落札率の分布が高くなっていることがわかる。落札率 80～90%未満の階層に目を向けてみ

なっている。一般競争入札の平均落札率は 85.5%であるが、落札率階層別にみると 80～90%未満が 46.1%、80%未満が 25.9%となっており、90%未満の階層で 7 割を超えている。90～95%未満での落札も 15%程度見られるが、一般競争入札ではほとんどの場合 90%未満で落札されている。しかし、随意契約をみると、最も多いのは 99～100%の階層で 56.0%を占めている。98%以上の階層で全体の 7 割を占めており、随意契約はほぼ予定価格と同額で契約されていることがわかる。高額工事に随意契約が適用されることの問題点がここでも明らかである。

図表 2-3-4-6 契約方法別にみる落札率の推移

単位：上段・件、下段・%

		全体	80%未満	80%～90%未満	90%～95%未満	95%～96%未満	96%～97%未満	97%～98%未満	98%～99%未満	99%～100%未満	落札率100%	不明	平均
全体		3,419 100.0	795 23.3	1,444 42.2	508 14.9	69 2.0	83 2.4	90 2.6	116 3.4	268 7.8	26 0.8	20 0.6	86.6
契約方法	一般競争入札	3,051 100.0	790 25.9	1,407 46.1	477 15.6	59 1.9	68 2.2	68 2.2	61 2.0	96 3.1	24 0.8	1 0.0	85.5
	指名競争入札	66 100.0	1 1.5	24 36.4	18 27.3	4 6.1	5 7.6	8 12.1	2 3.0	3 4.5	1 1.5	- -	91.3
	随意契約	302 100.0	4 1.3	13 4.3	13 4.3	6 2.0	10 3.3	14 4.6	53 17.5	169 56.0	1 0.3	19 6.3	97.9

図表 2-3-4-7 は、横浜建設業協会会員と非会員別に落札率の状況をみたものである。2008 年度の平均落札率をみると、市内会員が 84.5%、市内の非会員が 86.2%となっており、市内業者全体では、協会会員業者の落札率の方が低くなっている。

落札率階層別に 2007 年度と 2008 年度を比較してみると、落札件数の最も多い 80～90%未満の階層では、会員は 23.2%から 47.1%と、20%以上増加している。非会員も増加しているものの、33.3%から 43.1%となっており、増加率は 10%程度である。

80%未満の階層では、会員業者が 41.7%から 28.1 と 10%以上減少しているのに対し、非会員業者は 26.2%から 25.4%と、ほぼ横ばいで推移している。落札率平均では会員業者の方が低くなっているが、会員業者は 80%未満の落札を大幅に減少させていることがわかる。会員業者と比べて、非会員業者の競争が相対的に激化している状況となっている。平均落札率をみると、会員業者は 84.0%から 84.5%に若干上昇しており、反対に非会員業者の平均落札率は 86.4%から 86.2%へと、わずかではあるが減少している。

図表 2-3-4-7 横浜建設業協会会員・非会員別にみる落札率の状況

単位：上段・件、下段・%

	市内会員			市内非会員		
	全体	2007年度	2008年度	全体	2007年度	2008年度
落札率階層	3,419 100.0	1,284 100.0	1,275 100.0	3,297 100.0	1,524 100.0	1,688 100.0
80%未満	795 23.3	536 41.7	358 28.1	985 29.9	399 26.2	429 25.4
80～90%未満	1,444 42.2	298 23.2	600 47.1	876 26.6	507 33.3	727 43.1
90～95%未満	508 14.9	257 20.0	181 14.2	653 19.8	333 21.9	280 16.6
95～96%未満	69 2.0	38 3.0	14 1.1	106 3.2	50 3.3	42 2.5
96～97%未満	83 2.4	27 2.1	33 2.6	82 2.5	44 2.9	35 2.1
97～98%未満	90 2.6	24 1.9	21 1.6	109 3.3	50 3.3	52 3.1
98～99%未満	116 3.4	27 2.1	19 1.5	103 3.1	29 1.9	40 2.4
99～100%未満	268 7.8	55 4.3	29 2.3	296 9.0	83 5.4	70 4.1
落札率 100%	26 0.8	22 1.7	11 0.9	87 2.6	29 1.9	9 0.5
不明	20 0.6	- -	9 0.7	- -	- -	4 0.2
平均	86.6	84.0	84.5	86.5	86.4	86.2

落札率との関連で、最後に発注局と落札率の関係について触れておきたい。図表 2-3-4-8 は、土木事務所について、工事規模階層別、落札率階層別に件数を示したものであり、図表 2-3-4-9 は、発注局別落札率階層別の落札件数について示したものである。

図表 2-3-4-9 をみると、発注件数の最も多い土木事務所の平均落札率は 83.2% と、全発注局中で最も低い平均落札率となっている。土木事務所発注の工事は、低い落札率が目立っている。図表 2-3-4-8 から、落札率階層ごとにみても、75～80%未満の階層の占める割合が最も高く、37.3%となっている。つづいて、落札率 80～85%未満の階層が 25.5%となっており、75～85%未満の階層で全体の半分以上を占めている。

工事規模 100 万～500 万円未満では、落札率 75～80%未満の階層の占める割合が最も高く、29.6%となっている。また、工事規模 500 万～1,000 万円未満でも、75～80%未満の階層の占める割合は 47.8%で最も高く、落札率 80%未満の工事は 55.9%と半数を超えている。土木事務所発注の工事は小規模工事が多く、落札率が低い傾向がある。土木事務所発注の工事は区ごとに発注されており、市内よりも範囲の狭い区内での小規模業者の激しい受注競争の現状が推察される。

図表 2-3-4-9 で、他の発注局についてみると、発注金額が最も多い環境創造局の平均落札率は 87.3%となっている。落札率階層別にみると、最も多いのは落札率 80～85%未満で 37.3%、次に落札率 75～80%未満の階層が 14.5%と環境創造局発注工事のうち半数以上が 85%未満の落札率となっている。しかし、他方で 99～100%未満の落札率は 101 件で 14.4%を占めており、決して小さくない。環境創造局発注の工事では大半が低い落札率である一方で 99%以上の高落札率も多いという特徴が指摘できる。

ほとんどの発注局において、落札率の階層は 80～85%未満、または 85～90%未満の階層に集中しているが、経済観光局と資源循環局では、落札率 99～100%の階層の占める割合が高い。特に資源循環局では 99%以上の落札率での工事件数割合が 32.0%を占めている。資源循環局の落札率 99%以上の工事をみてみると、工種は機械器具設置や電気などが大半を占めており、受注業者はメーカーが多くなっている。落札率が 99%以上であるため、随意契約によるものが多いが一般競争入札によるものも少なからず存在する。業者の見積もりをベースに予定価格が算出され、随意契約により高落札率で発注されるという構図が問題点として考えられる。

図表 2-3-4-8 土木事務所発注の工事規模別落札率階層別工事件数

単位：件・%

工事規模階層	70～ 75%未満	75～80% 未満	80～85% 未満	85～90% 未満	90～ 95%未満	95～100% 未満	100%	合計
50万～100 万円未満	- -	1 33.3	- -	- -	1 33.3	1 33.3	- -	3 100.0
100万円～500 万円未満	4 2.0	58 29.6	45 23.0	32 16.3	36 18.4	19 9.7	2 1.0	196 100.0
500万～1,000 万円未満	45 8.1	266 47.8	82 14.7	44 7.9	97 17.4	20 3.6	3 0.5	557 100.0
1,000万～5,000 万円未満	45 9.1	147 29.8	185 37.5	24 4.9	55 11.2	37 7.5	- -	493 100.0
5,000万～ 1億円未満	- -	- -	9 75.0	2 16.7	- -	1 8.3	- -	12 100.0
1億～5億円未満	- -	- -	2 66.7	- -	1 33.3	- -	- -	3 100.0
合計	94 7.4	472 37.3	323 25.6	102 8.1	190 15.0	78 6.2	5 0.4	1,264 100.0

図表 2-3-4-9 発注局別落札率階層別落札件数

単位：件・%

発注局	全体	65～70%未満	70～75%未満	75～80%未満	80～85%未満	85～90%未満	90～95%未満	95～96%未満	96～97%未満	97～98%未満	98～99%未満	99～100%未満	落札率100%	不明	平均
		落札件数	落札率	落札件数	落札率	落札件数	落札率	落札件数	落札率	落札件数	落札率	落札件数	落札率		
全体	3,419 100.0	1 0.0	148 4.3	646 18.9	1,025 30.0	419 12.3	508 14.9	69 2.0	83 2.4	88 2.6	116 3.4	268 7.8	26 0.8	20 0.6	86.6
平成150周年・創 設都市事業本部	100.0	-	-	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	86.8
安全管理局	8 100.0	-	-	1 12.5	1 12.5	1 12.5	1 12.5	-	1 12.5	-	-	2 25.0	1 12.5	-	91.9
環境創造局	703 100.0	-	25 3.6	102 14.5	362 51.3	58 8.3	65 9.2	11 1.6	18 2.6	22 3.1	35 5.0	101 14.4	4 0.6	-	87.3
教育委員会	222 100.0	-	-	8 3.6	70 31.5	64 28.8	48 21.6	7 3.2	5 2.3	5 2.3	5 2.3	6 2.7	4 1.8	-	88.8
行政運営調整局	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	84.9
経済観光局	11 100.0	-	-	-	4 36.4	2 18.2	2 18.2	-	1 9.1	-	-	2 18.2	-	-	89.9
健康福祉局	21 100.0	-	-	-	8 38.1	3 14.3	6 28.6	1 4.8	-	1 4.8	1 4.8	1 4.8	1 4.8	-	89.8
港湾局	155 100.0	-	1 0.6	15 9.7	71 45.8	26 16.8	19 12.3	2 1.3	0.6 0.6	4 2.6	4 2.6	11 7.1	1 0.6	-	86.9
子ども青少年局	21 100.0	-	-	-	5 23.8	5 23.8	6 28.6	3 14.3	1 4.8	-	-	1 4.8	-	-	90.3
資源循環局	100 100.0	-	-	3 3.0	15 15.0	8 8.0	11 11.0	3 3.0	8 8.0	7 7.0	13 13.0	31 31.0	1 1.0	-	94.2
市民活力推進局	14 100.0	-	-	-	4 28.6	3 21.4	1 7.1	-	-	4 28.6	-	-	1 7.1	-	91.4
道路局	165 100.0	-	1 0.6	10 6.1	57 34.5	28 17.0	36 21.8	5 3.0	3 1.8	5 3.0	5 3.0	13 7.9	2 1.2	-	88.6
都市整備局	64 100.0	-	-	6 9.4	28 43.8	10 15.6	5 7.8	2 3.1	1 1.6	1 1.6	3 4.7	8 12.5	-	-	87.6
病院経営局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
まちづくり調整 局	47 100.0	-	-	2 4.3	26 55.3	8 17.0	4 8.5	1 2.1	-	3 6.4	1 2.1	1 2.1	-	1 2.1	87.0
土木事務所	1,264 100.0	-	94 7.4	472 37.3	322 25.5	103 8.1	188 14.9	14 1.1	23 1.8	16 1.3	11 0.9	16 1.3	5 0.4	-	83.2
区政推進課	8 100.0	-	-	-	2 25.0	4 50.0	1 12.5	1 12.5	-	-	-	-	-	-	88.3
地域振興課	4 100.0	-	-	-	2 50.0	-	2 50.0	-	-	-	-	-	-	-	88.6
地球温暖化対策 事業本部	4 100.0	-	-	-	1 25.0	-	-	-	-	1 25.0	1 25.0	-	1 25.0	-	95.2
交通局	63 100.0	-	-	-	14 22.2	9 14.3	17 27.0	6 9.5	1 1.6	1 6.3	3 4.8	6 9.5	3 4.8	-	91.9
水道局	543 100.0	1 0.2	27 5.0	27 5.0	132 24.3	86 15.8	96 17.7	14 2.6	16 2.9	16 3.0	21 3.9	69 12.7	2 0.4	19 3.5	89.5

第5節 総合評価方式実施状況と結果の特徴

1. 総合評価方式の取り組み状況

2005年4月1日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」による国の総合評価方式の導入促進を受けて、横浜市は2006年8月から総合評価落札方式の試行を開始した。その後2008年度までのタイプ別実施件数は以下の通りである。

図表 2-3-5-1 総合評価方式入札実施状況

	実施件数	タイプ別実施件数		
2006年度	20件	簡易型 18件	標準型 2件	
2007年度	41件	簡易型 36件	標準型 5件	
2008年度	58件	簡易Ⅱ型 7件	簡易Ⅰ型 48件	標準型 3件

注：2件をセットにして入札した案件は1件としてカウントした（2008年度に3件ある）。

実施件数は年々増加しているが、2008年度にはまだ本格的な実施には至っていないと判断できる。

実施タイプは簡易型を中心に実施されているが、これはどの地方自治体も同様である。2008年度には簡易型をⅠ型とⅡ型に分けて実施している。技術的工夫の余地の少ない一般的な工事を簡易Ⅰ型に、技術的工夫の余地の少ない比較的小規模工事を簡易Ⅱ型にし、簡易Ⅱ型の評価項目を少なくすることで作業負担の軽減を図ったものと考えられる。

2009年度の方針では総合評価落札方式による発注件数の拡大を図るとともに、特別簡易型を導入し、タイプを特別簡易型、簡易型、標準型の3タイプとして今日に至っている。

2. 落札者決定結果について

2008年度の総合評価落札方式の実施件数は58件うち50件を抽出し、分析に必要な項目を以下の表にまとめた。

図表 2-3-5-2 総合評価方式入札における落札状況

工事NO	業種	無効数	欠格者数	失格者数	辞退者数	有効入札者数	落札者技術評価点	落札者入札金額順	予定価格	落札価格	落札率	逆転無し	逆転有り
1	建築					6	2	4	74,610,000	68,970,000	92.4%		○
2	建築					3	3	1	166,600,000	156,100,000	93.7%	○	
3	建築	1				8	4	1	99,940,000	88,400,000	88.5%	○	
4	建築	2				4	1	2	102,100,000	94,900,000	92.9%		○
5	管	1				6	1	2	102,190,000	89,300,000	87.4%		○
6	管					3	1	1	89,340,000	81,300,000	91.0%	○	
7	舗装	1				6	1	6	49,640,000	41,500,000	83.6%		○
8	土木					5	1	1	93,760,000	83,900,000	89.5%	○	
9	土木	1	2			18	2	1	54,890,000	44,100,000	80.3%	○	
10	土木			1		16	1	11	148,790,000	126,471,500	85.0%		○
11	建築			1		3	1	1	156,300,000	140,000,000	89.6%	○	
12	建築			1		4	3	1	118,900,000	106,930,000	89.9%	○	
13	建築	1				5	2	2	109,000,000	98,000,000	89.9%		○
14	土木					3	3	1	124,980,000	108,100,000	86.5%	○	
15	土木					6	1	3	90,220,000	76,700,000	85.0%		○
16	土木					3	1	3	54,070,000	48,660,000	90.0%		○
17	舗装			1		8	1	4	33,360,000	27,130,000	81.3%		○
18	土木					1	1	1	60,670,000	56,000,000	92.3%	○	
19	土木					1	1	1	49,690,000	47,700,000	96.0%	○	
20	土木					1	1	1	31,060,000	26,401,000	85.0%	○	
21	土木			1	1	10	1	9	420,390,000	356,410,000	84.8%		○
22	管					2	1	1	143,400,000	127,626,000	89.0%	○	
23	電気					2	1	1	195,900,000	184,000,000	93.9%	○	
24	土木					3	1	2	462,130,000	392,810,500	85.0%		○
25	土木		1			6	1	2	108,910,000	82,100,000	75.4%		○
26	建築			2		6	1	5	71,700,000	61,218,000	85.4%		○
27	舗装	2				9	1	4	50,730,000	41,660,000	82.1%		○
28	土木					3	1	3	138,310,000	123,300,000	89.1%		○
29	土木		1			6	1	6	148,950,000	124,000,000	83.2%		○
30	土木					1	1	1	15,120,000	12,328,000	81.5%	○	
31	土木					3	1	1	30,320,000	24,600,000	81.1%	○	
32	電気					2	2	1	47,160,000	40,086,000	85.0%	○	
33	塗装	2		3		2	2	1	27,080,000	21,710,000	80.2%	○	
34	電気					1	1	1	28,740,000	28,300,000	98.5%	○	
35	建築					5	1	1	164,000,000	139,400,000	85.0%	○	
36	管	2				1	1	1	26,470,000	24,880,000	94.0%	○	
37	土木					3	2	1	388,710,000	331,000,000	85.2%	○	
38	土木					5	2	3	115,820,000	96,800,000	83.6%		○
39	土木	3				4	1	1	30,890,000	24,879,000	80.5%	○	
40	土木				1	14	2	9	273,390,000	228,800,000	83.7%		○
41	土木					2	1	1	77,170,000	72,000,000	93.3%	○	
42	土木					2	1	1	16,570,000	13,300,000	80.3%	○	
43	塗装			1		4	1	1	35,800,000	28,450,000	79.5%	○	
44	塗装					3	1	1	23,930,000	20,500,000	85.7%	○	
45	土木					4	1	1	108,470,000	89,380,000	82.4%	○	
46	機械					1	1	1	441,090,000	392,000,000	88.9%	○	
47	土木					7	1	1	70,700,000	58,400,000	82.6%	○	
48	建築			1		9	3	1	174,640,000	148,420,000	85.0%	○	
49	機械	1		1		1	1	1	38,550,000	32,650,000	84.7%	○	
50	電気			2		1	1	1	45,810,000	42,200,000	92.1%	○	
平均落札率											86.6%		

* 「無効」は必要書類の未提出など。

* 「欠格」は評価項目の要求要件を満たしていない場合。1項目でも該当すれば失格。

* 「失格」は低入札価格調査制度の失格基準に該当した場合。

* 「逆転有り」とは入札金額1位以外の者が落札者となった場合。

上記表から逆転のケースが 50 件中 18 件 36.0%である。2008 年度の埼玉県発注工事で逆転は 26.0%、千葉県発注工事では 36.0%、2007 年度の国交省発注工事では 31.8%となっている。横浜市の逆転率 36.0%は比較的高く、総合評価落札方式が良く機能していると判断できる。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{価格}}$$

評価値算出方式は除算方式が採用されている。算出式は以下の通りである。

*加算点の算出

- ・加算点の満点は、特別簡易型 10～20 点、簡易型 20～40 点、標準型 30～50 点の範囲で工事ごとに設定する。(2009 年度の場合)
- ・加算点は入札参加者が獲得した評価項目ごとの評価点の合計点。

*標準点は 100 点とする

上記で算出された評価値の最高点の者が落札者となるわけである。算定方法は国交省のガイドラインに沿ったものであり、加算点の算出方法に若干の違いはあるものの、各地方自治体ともほぼ同じ算定方法を採用している。

除算方式（技術評価点を入札価格で除す方式）の他に加算方式（技術評価点と価格評価点を加える）がある。2009 年 9 月に国交省が行なった調査では、都道府県において除算方式の採用が 85.1%、加算方式の採用が 34.0%（併用もあるため 100%を超えている）である。また除算方式と加算方式を併用している埼玉県の 2008 年度実績では、逆転の率はほぼ同じという結果が出ている。除算方式は「入札額が低い場合には評価値に対する価格の影響が大きくなる傾向がある」（国交省のガイドライン）と言われていたが、両者に大きな違いはないようである。

評価値算定のポイントは技術評価と価格評価のバランスである。算定方法を変えることはバランスを変えることであり、慎重に行なわれなければならない。現行の算定方法の是非については、今後の推移を見てから判断すべきである。

1 件当たりの有効入札者数の平均は 4.6 社である。埼玉県の 2008 年度総合評価方式の入札参加者は平均 6.7 社、千葉県は 5.9 社であり、横浜市は参加者がやや少なくなっている。有効入札者が 3 者以下が 25 件（50%）あり、応札者の少ない案件が多い。実施件数が少ないこともありまだ業者に十分浸透していないことが考えられるので、今後の推移を見守りたい。

平均落札率は 86.6%である。一般競争入札の平均落札率 85.5%より 1.1 ポイント高くなっている。落札率 86.6%が妥当か否かの判断はできないが、価格のみで評価する

通常の一般競争入札より高いことは、総合評価方式の目的から見れば妥当な結果と言える。

3. 落札者決定基準について

前出 50 件のうちの 30 件について、採用された評価項目とその配点を一覧表にした。

図表 2-3-5-3 評価項目と配点

工事 NO	業 種	タイ プ	企業の技術力						企業の施工能力						企業の社会性			配 点 計		
			技 術 提 案	工 程 管 理 に 係 る 技 術 的 所 見	品 質 管 理 に 係 る 技 術 的 所 見	施 工 上 の 課 題 に 係 る 技 術 的 所 見	施 工 上 配 慮 す べ き 事 項	安 全 管 理 に 留 意 す べ き 事 項	環 境 負 荷 軽 減 に 配 慮 す べ き 事 項	同 種 工 事 の 施 工 実 績	工 事 成 績 評 定 点 の 実 績	優 良 工 事 請 負 業 者 表 彰 の 実 績	配 置 予 定 技 術 者 の 施 工 経 験	配 置 予 定 技 術 者 の 資 格	配 置 予 定 現 場 代 理 人 優 良 工 事 技 術 者 表 彰	配 置 予 定 現 場 代 理 人 優 良 工 事 技 術 者 の 取 組 み	品 質 管 理 マ ネ ジ ム シ ス テ ム の 取 組 み		主 たる 営 業 所 の 所 在 地	横 浜 市 災 害 協 力 名 簿 の 登 録
1	建築	簡1		6			6	6		4	4	4						2		32
2	建築	簡1		6			6	6		4	4	4						2		32
3	建築	簡1		6			6	6		4	4	4						2		32
4	建築	簡1		6			6	6		4	4	4						2		32
5	管	簡1				6	6		6		4	4					2	2		30
6	管	簡1				6		6	6		4	4					2	2		30
7	舗装	簡2		10						4			4						2	20
8	土木	簡2						10		4	4						2			20
9	土木	簡1					6		6	4		4						2		22
10	土木	簡1			6			6		4	4	4								24
11	建築	簡1		6			6	6		4	4	4						2		32
12	建築	簡1		6			6	6		4	4	4						2		32
13	建築	簡1		6			6	6		4	4	4						2		32
14	土木	簡1			6	6				4	4		4							24
15	土木	簡1			6		6			4	4									20
16	土木	簡2		10						4	4		4						2	20
17	舗装	簡2						10		4	4							2		20
18	土木	簡1				6		6	6		4	4					2	2		30
19	土木	簡1				6		6	6		4	4					2	2		30
20	土木	簡1				6		6	6		4	4					2	2		30
21	土木	簡1		6		6	6	6		4			4						2	34
22	管	簡1		6			6	6		4	4	4						2		32
23	電気	簡1		6			6	6		4	4	4						2		32
24	土木	標	10			6	6		6		4	4				2		2		40
25	土木	簡1		6				6		4	4									20
26	建築	簡1		6	6			6		4	4	4						2		32
27	舗装	簡2						10		4	4							2		20
28	土木	標	16					6	6		4	4				2		2		40
29	土木	簡1			6	6		6		4	4		4						2	32
30	土木	簡1			6			6	6				4					2		24
採用件数			2	12	8	9	14	23	9	16	27	22	6	1	0	2	6	21	4	

* 工事NO24の技術提案の評価項目「工事目的物の性能・強度等に関する提案」

* 工事NO28の技術提案の評価項目「工事期間についての提案」「技術提案の計画の実現性・有効性」

* タイプは「簡易Ⅰ」「簡易Ⅱ」「標準」の略である。

* 上記の数字は各評価項目の最高点であり、配点計が加算点の満点となる。

上記表から各タイプの最高点が簡易Ⅱ型は 20 点、簡易Ⅰ型は 20～34 点、標準型は

40点で配点されていることが分かる。したがって配点からは「簡易Ⅱ型」が2009年度以降の「特別簡易型」に、「簡易Ⅰ型」が「簡易型」に移行したという見方ができる。

採用項目としては「工事成績評定の実績」「優良工事請負業者表彰の実績」「同種工事の施工実績」採用が多く、企業の施工能力の評価がすべての案件で重視されている。企業の技術力評価では「安全管理に留意すべき事項」「施工上配慮すべき事項」「工程管理に係る技術的所見」の採用が多くなっている。企業の社会性の評価では「横浜市災害協力者名簿の登録」が多く採用されている。

2008年度の実績ではどのタイプでも企業の技術力の評価項目を採用しているが、2009年度から導入された特別簡易型は「簡易な施工計画を必要としない」ことになっており、上記表の企業の技術力に該当する部分が評価項目から除かれる。特別簡易型を導入した目的は、「施工計画」を作成する入札業者とそれを審査する発注者の双方にかかる作業負担の軽減が目的と考えられる。

総合評価方式は評価項目を自治体が独自に設定できることから、様々な先進的な取り組みが始められている。埼玉県では新たな雇用機会の創出を促すため2009年2月から「社員の新規雇用」を評価項目に追加した。日野市では「労務単価の確認」「法定外労働災害制度の加入」「建退共、退職一時金制度若しくは企業年金の有無」などが評価項目に設定されている。全国に先駆けて公契約条例を制定した野田市では、総合評価方式において、「これらの者（受注業者）に雇用される労働者の賃金を評価する」としている。

総合評価方式は様々な可能性を持つ制度である。進んだ自治体の取り組みを参考としつつ、今後の取り組みとして「労働者の賃金」をはじめ「労働関係法令順守」「公正労働基準」「環境」「人権」「男女平等参画」「障害者の社会参画」などの社会的価値を評価項目に組み込んだ総合評価方式を目指すことが必要である。

4. 失格基準等

総合評価方式の参加資格を失う「欠格」と「失格」については前述したが、2010年度から特別簡易型のみ適用する失格基準が導入された。それは低入札価格調査制度の失格基準のうちの下記の改正である。

改正前：(直接工事費＋共通仮設費) × 0.8 未満又は (現場管理費＋一般管理費) × 0.6 未満
改正後：(直接工事費＋共通仮設費) × 0.85 未満又は (現場管理費＋一般管理費) × 0.6 未満

採用件数が最も多くなることが予想される特別簡易型の失格基準額を引き上げたということであり、ダンピング排除の効果を高めることが目的と考えられる。

なお2008年4月からは低入札価格調査制度の適用は総合評価方式の工事とWTO対象工事のみであり、その他は最低制限価格制度が適用される。

第6節 最低制限価格にみる特徴

2008年度時点で、横浜市の最低制限価格は2,500万円未満の工事、および特に専門性を有しない2,500万円以上の工事を対象に設定されている。最低制限価格の設定される範囲は予定価格の70%以上85%未満となっており、算出方法は2008年4月に土木系工事のみ改正され、次のようになっている。

①建築系工事

$$(\text{「直接工事費」} + \text{「共通仮設費」} + \text{「現場管理費} \times \underline{1/5}\text{」}) \times \alpha$$

注 α : 0.995~1.005 で無作為に抽出した数

②土木系工事

$$(\text{「直接工事費」} + \text{「共通仮設費」} + \text{「現場管理費} \times \underline{3/5}\text{」}) \times \alpha$$

図表 2-3-6-1 は、最低制限価格の設定対象案件について、どの程度の最低制限価格率が設定されたかについてみたものである。横浜市の最低制限価格は70%~85%の間で設定されることになっているため、70%以下と85%以上に設定された案件は存在しない。

最低制限価格率の平均は78.9%と80%を下回っている。最も多く設定されているのは80%以上85%未満で1,330件となっている。最低制限価格が設定された案件3,046件のうち、43.7%を占めている。続いて75%以上80%未満が1,066件で35.0%、70%以上75%未満が644件、21.1%と続いている。

80%を境にしてその件数、構成比をみると、80%未満に設定されたのは1,710件、56.1%となっており、半数以上の工事で80%未満の最低制限価格が設定されている。

図表 2-3-6-1 最低制限価格率（最低制限価格／予定価格）

単位：件・%

最低制限価格率	件数	構成比
70%以上 75%未満	644	21.1
75%以上 80%未満	1,066	35.0
80%以上 85%未満	1,330	43.7
85%	6	0.2
合計	3,046	100.0
平均	-	78.9

注：2008年度の最低制限価格対象工事が第1部に示した横浜市公表の件数と異なっているが、分析に使った基礎データには2007年度入札実施で2008年度契約分等が含まれているためである。

最低制限価格率の状況について、工事規模別にみると、1件当たりの工事金額が高くなればなるほど最低制限価格の設定される平均が上昇していることがわかる（図表 2-3-6-2）。100万円未満の工事に設定された最低制限価格率の平均は77.4%だが、工事規模が上昇するごとに少しずつ平均値も上昇し、5億円以上の工事では、83.6%となっている。

工事規模別にみると、規模の小さい工事では低い最低制限価格が設定され、規模の大きな工事では比較的高い最低制限価格が設定されていることがわかる。落札率であればダンピング受注の懸念が高い70~75%未満644件のうち、3,000万円未満の小規模工事462件、71.7%を占め、75~80%未満の1,066件のうち同じく3,000万円未満で

1,054 件、98.8%を占めている。

すでに落札率の特徴でみたとおり、中小規模業者間で受注が競われる小規模工事にダンピング受注が懸念される低落札率の工事が多く発生していることを考慮すれば、ダンピング防止策として期待される最低制限価格は、小規模工事において更に高く設定されることが求められる。

図表 2-3-6-2 工事規模別最低制限価格率

単位：件

工事規模	最低制限価格率				合計	平均
	70～75% 未満	75～80% 未満	80～85% 未満	85%		
100 万円未満	1 16.7	4 66.7	1 16.7	- -	6 100.0	77.4
100 万～500 万円未満	84 19.4	244 56.4	105 24.2	- -	433 100.0	77.8
500 万～1,000 万円未満	198 23.6	474 56.6	166 19.8	- -	838 100.0	77.4
1,000 万～3,000 万円未満	179 18.2	332 33.7	471 47.8	4 0.4	986 100.0	79.3
3,000 万～5,000 万円未満	69 26.0	3 1.1	193 72.8	- -	265 100.0	79.8
5,000 万～1 億円未満	69 23.4	8 2.7	217 73.6	1 0.3	295 100.0	80.5
1 億～5 億円未満	43 20.8	1 0.5	162 78.3	1 0.5	207 100.0	81.5
5 億円以上	1 6.3	- -	15 93.8	- -	16 100.0	83.6
合計	644 21.1	1,066 35.0	1,330 43.7	6 0.2	3,046 100.0	78.9

図表 2-3-6-3 は、工種別に最低制限価格率をみたものである。工事件数の多い工種別に見てみると、まず土木では平均 78.2%、ほ装では 77.8%となっている。この 2 工種では、最低制限価格が 80%未満に設定された割合が 6 割を超えている。また、造園では、7 割以上が 75%以上 80%未満で設定されている。工事件数が比較的多い建築では、平均が 83.9%と高くなっている。内訳をみると、80%以上 85%未満が 96.6%を占めており、80%未満で設定された案件はわずかしかない。

また、上水道では平均が 78.2 となっているが、70%以上 75%未満に設定された割合が 48.9%となっており、ほぼ半数を占めている。大規模工事で準市内・市外業者の受注割合の高かった機械器具設置や鋼構造、港湾などの工種では、最低制限価格は比較的高く設定されているのも特徴として指摘できる。

図表 2-3-6-3 工種別最低制限価格率

単位：上段・件、下段・%

工種	最低制限価格率	70%以上75% 未満	75%以上80% 未満	80%以上85% 未満	85%	合計	平均
土木		184 20.6	388 43.4	323 36.1		895 100.0	78.2
ほ装		133 23.9	231 41.5	192 34.5		556 100.0	77.8
造園		24 7.5	236 74.2	58 18.2		318 100.0	78.3
電気		42 18.1	59 25.4	130 56.0	1 0.4	232 100.0	79.6
上水道		108 48.9		111 50.2	2	221 99.1	78.2
機械器具設置		62 33.5	33 17.8	89 48.1	1 0.5	185 100.0	79.0
建築		3 1.7	2 1.1	171 96.6	1	177 99.4	83.9
管		50 31.1	8 5.0	103 64.0		161 100.0	79.7
区画線・標識		18 29.5	39 63.9	4 6.6		61 100.0	76.0
塗装			18 40.0	27 60.0		45 100.0	81.2
鋼構造		1 2.3	9 20.5	33 75.0	1 2.3	44 100.0	82.2
港湾			3 12.5	21 87.5		24 100.0	82.6
管更生		1 4.3	13 56.5	9 39.1		23 100.0	79.6
電気通信		1 6.7	8 53.3	6 40.0		15 100.0	79.3
フェンス		1 7.7	9 69.2	3 23.1		13 100.0	78.9
ひき屋・解体			1 8.3	11 91.7		12 100.0	83.4
防水			1 9.1	10 90.9		11 100.0	82.2
とび・土工		2 22.2	3 33.3	4 44.4		9 100.0	78.0
消防施設		1 11.1	3 33.3	5 55.6		9 100.0	80.4
内装				6 100.0		6 100.0	84.6
建具				2 100.0		2 100.0	82.1
さく井		1 100.0				1 100.0	71.7
その他		12 46.2	2 7.7	12 46.2		26 100.0	77.5
合計		644 21.1	1,066 35.0	1,330 43.7	6 0.2	3,046 100.0	78.9

第7節 低入札価格調査にみる特徴

1. 横浜市低入札価格調査制度の概要

ここでは、低入札価格調査についてみていきたい。まず、横浜市の低入札価格調査制度について概観する。横浜市では2008年度から低入札価格調査の対象工事を①総合評価落札方式の工事と、②政府調達対象工事（26.3億円以上）に限定するという見直しを行なっている。調査基準価格は予定価格の70%以上85%未満の間で設定される。算出方法は最低制限価格と同じであり、再確認すると次のとおりである。

①建築系工事

$$\text{（「直接工事費」＋「共通仮設費」＋「現場管理費×1/5」）×}\alpha$$

注 α : 0.995～1.005 で無作為に抽出した数

②土木系工事

$$\text{（「直接工事費」＋「共通仮設費」＋「現場管理費×3/5」）×}\alpha$$

また、同時に失格基準についても見直しがなされ、入札者が提出した工事費内訳書の「直接工事費+共通仮設費」または「現場管理費+一般管理費」のいずれかが次の基準に該当した場合は失格となる。

【価格による失格基準】

- ・「直接工事費+共通仮設費」の横浜市設計に対する割合が80%未満
(～07年度：75%未満)
- ・「現場管理費+一般管理費」の横浜市設計に対する割合が60%未満
(～07年度：50%未満)

入札価格が調査基準価格を下回った場合には、最も入札価格の低い業者について、失格基準にあたらないかが確認される。工事費内訳書を確認した結果、失格基準に触れている場合、その業者は失格となり、入札価格が2番目に低い業者が落札候補者となる。総合評価方式の場合には、2番目に評定値の高い業者が対象となる。そして、失格基準に触れる事がなく、かつ、調査基準を下回っている業者について、詳細な低入札価格調査が行なわれることになる。2番目に低い入札価格を提示した業者の入札価格が調査基準価格を下回っていない場合には、低入札価格調査は実施されない。

低入札価格調査は、つぎの項目について調査と事情聴取が実施され、履行がなされるとみなされる場合に、落札者となる。

- ①当該価格での応札が可能となった理由
- ②入札金額の積算内訳
- ③現配置現場代理人等名簿
- ④手持工事の状況

- ⑤契約対象工事箇所と調査対象者の事業所、倉庫等との地理的關係
- ⑥手持資材の状況
- ⑦資材購入先又は資材リース元の状況
- ⑧手持機械の状況
- ⑨機械リース元の状況
- ⑩労務者の具体的供給見通し
- ⑪過去に施工した公共工事名及びその工事の発注者
- ⑫建設副産物の搬出値
- ⑬下請契約の予定の有無
- ⑭経営状況
- ⑮その他必要な事項

これらの項目について調査が行なわれ、施工可能と判断されれば、落札者となるが、調査基準を下回った価格での落札工事について、横浜市では、事後コスト調査が実施される。これは、施工後にコストに関する報告書の提出を求めるものであるが、必要に応じてヒアリング調査が実施されることになっている。

2. 低入札価格調査対象案件にみる特徴

2008年度、低入札価格調査制度の対象となった工事は、71件である。図表 2-3-7-1 は、低入札調査価格が予定価格に対してどの程度の割合で設定されたかについて、調査基準価格率の階層ごとにその件数と構成比を示したものである。

調査基準価格が最も多く設定されているのは 80%以上 85%未満の階層であり、71件中 58件、構成比 81.7%と大半を占めている。80%未満についてみると、75%以上 80%未満では 7件、9.9%、70%以上 75%未満で 6件、8.5%となっており、ほとんどの案件で 80%以上に設定されていることがわかる。最低制限価格の場合には、80%未満に設定されていた案件の割合が 56.1%と半数を超えており、最低制限価格と比べて低入札調査基準価格は高い。調査基準価格の算出方法は最低制限価格の算出方法と同じであることから、低入札価格調査制度対象工事は、工事金額に占める直接工事費と共通仮設費の割合が高い傾向にある大規模工事への適用が多いためと考えられる。

調査基準価格が 80%未満に設定されている工事は、合計で 13件であるが、そのほとんどが 2007年度に入札公告している案件である。2008年度には、2008年度に入札公告後、入札を実施し、契約に至った案件では調査基準価格が 80%未満であるものはほとんどない。

図表 2-3-7-1 低入札調査基準価格率
(低入札調査価格/予定価格)

単位：件・%

調査基準価格率	件数	構成比
70%以上 75%未満	6	8.5
75%以上 80%未満	7	9.9
80%以上 85%未満	58	81.7
合計	71	100.0
平均	-	82.0

注：低入札価格調査対象工事の件数が第1部の横浜市公表の件数と異なるのは、今回分析に使ったデータには、2007年度入札実施したものも存在することと、合併工事を別々の工事として取り扱ったからと推察される。

次に、工事規模別調査基準価格率価格についてみると、図表 2-3-7-2 のようになっている。調査基準価格は、ほとんどの工事で 80～85%に設定されている。平均をみると、1,000 万～3,000 万円未満の階層は 79.4%と、80%を下回っている。反対に、最も高く設定されているのは、1 億～5 億円未満の階層で 83.9%となっている。低入札価格調査価格制度の対象件数が少ない 1,000 万円未満の工事と 10 億円以上の工事を除けば、1 件当たりの工事規模が小さくなるほど調査基準価格率が低くなっている。理由は、前述したとおり、基準価格の算出式が大規模工事ほど予定価格に対する割合が高く出る傾向にあるためと考えられる。

図表 2-3-7-2 工事規模別低入札調査価格

単位：上段・件、下段・%

1 件当たり工事金額	調査基準価格率			合計	平均
	70%～75%未満	75%～80%未満	80%～85%未満		
100 万～500 万円未満			1 100.0	1 100.0	81.9
500 万～1,000 万円未満			1 100.0	1 100.0	81.5
1,000 万～3,000 万円未満	3 20.0	3 20.0	9 60.0	15 100.0	79.4
3,000 万～5,000 万円未満		2 18.2	9 81.8	11 100.0	81.9
5,000 万～1 億円未満	2 12.5		14 87.5	16 100.0	82.6
1 億～5 億円未満		1 4.5	21 95.5	22 100.0	83.9
10 億円以上	1 20.0	1 20.0	3 60.0	5 100.0	80.1
合計	6 8.5	7 9.9	58 81.7	71 100.0	82.0

工種別の調査基準価格の平均をみると、建築が 84.6%となっており、ほぼ 85%で設定されている。他方で、平均が 80%未満の工種は、塗装、鋼構造、とび・土工であり、特に、とび・土工と鋼構造は 75%未満の割合が高い。

図表 2-3-7-3 工種別低入札調査価格率

単位：件・%

工種	調査基準価格率	70%～ 75%未満	75%～ 80%未満	80%～ 85%未満	合計	平均
土木	-	-	-	16	16	83.2
	-	-	-	100.0	100.0	
建築	-	-	-	10	10	84.6
	-	-	-	100.0	100.0	
ほ装	-	-	-	9	9	81.8
	-	-	-	100.0	100.0	
港湾	-	-	3	4	7	81.3
	-	-	42.9	57.1	100.0	
上水道	2	-	-	5	7	81.1
	28.6	-	-	71.4	100.0	
電気	-	-	-	5	5	83.3
	-	-	-	100.0	100.0	
機械器具設置	-	-	1	3	4	83.3
	-	-	25.0	75.0	100.0	
管	-	-	-	3	3	83.4
	-	-	-	100.0	100.0	
鋼構造	2	-	-	1	3	75.6
	66.7	-	-	33.3	100.0	
造園	-	-	1	2	3	80.2
	-	-	33.3	66.7	100.0	
塗装	-	-	2	-	2	79.4
	-	-	100.0	-	100.0	
とび・土工	1	-	-	-	1	74.2
	100.0	-	-	-	100.0	
その他	1	-	-	-	1	72.6
	100.0	-	-	-	100.0	
合計	6	7	58	71	71	82.0
	8.5	9.9	81.7	100.0	100.0	

3. 低入札価格調査の結果について

次に、低入札価格調査の結果について、確認したい。すでに述べたように、横浜市では低入札価格調査対象案件において、調査基準を下回る応札があった場合、まず、失格基準の審査が行なわれる。失格か否かについては、参加停止など、入札参加資格を有しない応札者を除いた業者のうち、入札価格の最も低い業者の提出した工事費内訳書の設計金額と横浜市設計の金額に基づいて判断される。「直接工事費+共通仮設費」が横浜市設計金額の 80%未満であった場合、または、「現場管理費+一般管理費」が横浜市設計

金額の 60%未満であった場合、失格となる。その場合には、2番目に低い価格で入札を行なった業者が落札候補者となり、同様に失格基準の判断が行なわれる。失格基準に該当することなく、かつ、調査基準価格を下回っている場合に、低入札価格調査が実施されることになる。

図表 2-3-7-4 は 2008 年度の低入札価格調査を実施した 7 件の状況について示したものである。

工種別にみると、土木 4 件、電気 1 件、造園 1 件、港湾 1 件となっている。入札形態別の内訳は、一般競争入札（条件付）が 1 件、総合評価方式一般競争入札が 4 件、一般競争入札（WTO）が 2 件となっている。

7 件のうち最低価格入札者又は総合評価 1 位者が落札者となった案件は 0 件、すなわち 7 件全てで最低価格入札者又は総合評価 1 位者が失格となっている。失格理由は、「価格による」失格 5 件、「要綱 4 条 1 項 1 号」による失格 3 件である（No. 2 は 1 位者が 2 者のため計 8 件となる）。失格者が出たために、繰り上がりで落札候補者となった者が 11 者ある（次点候補者が失格となれば 3 位候補者が落札候補者となる）。このうち、「価格による」失格が 1 者、「要綱 4 条 1 項 1 号」による失格が 1 者、辞退が 2 者となっている。

7 件の低入札価格調査の結果、辞退を除くと、失格は「価格による」失格が 6 者、「要綱 4 条 1 項 1 号」による失格が 4 者あり、詳細な低入札価格調査を実施した 2 者（調査基準価格は下回ったが、失格にならなかった者、No. 2 と No. 4）は、いずれも合格している。

ダンピング防止という観点でみた場合、横浜市の低入札価格調査制度は詳細な企業調査よりも価格による失格基準がその効果を発揮しているといえる。

なお、詳細な低入札価格調査を実施した 2 者の調査概要は次のようになっている。

No. 2 の造園工事で、予定価格 5,489 万円に対して落札価格 4,410 万円で落札率は 80.3%である。予定価格より、1,000 万円ほど低い価格での入札となっている。低入札価格調査の一環として当該業者へのヒアリングが実施されているが、その結果、「直接工事費では、施設整備工において本市設計と差があるが、長年取引があり、過去に同工種の施工実績がある協力業者を採用することにより、コスト削減が図れていることを確認した。一部自社施工で行なうことにより外注するよりも経費を削減することが可能である」と評価されている。施設整備工の設計額についてしてみると、業者設計金額は横浜市設計金額の 52.6%で、ほぼ半額となっている。業者ヒアリングの詳細をみると、「大半を自社施工で行なうことにより、下請経費の削減を図ることができた。また、下請業者についても長年取引のある協力会社を採用することにより、価格面で協力が得られたため、当該価格での応札が可能となった」という調査結果となっている。また、「利益の確保ができて」おり、「下請価格への故意な圧縮はしていない」とされているが、予定価格よりも 1,000 万円以上低い価格で落札しており、長年取引がある協力業者によってコスト削減が図れていることから、下請業者へしわ寄せがいつている可能性が指摘さ

れよう。

次に、No.4の工事であるが、工種は港湾で、予定価格1億891万円、落札金額8,210万円、落札率75.4%となっている。この受注業者は失格基準に触れていないが、失格基準の判断についてしてみると、「直接工事費+共通仮設費」が横浜市設計金額の80.01%、「現場管理費+一般管理費」が横浜市設計金額の60.21%で、失格基準になんとか抵触しない金額となっている。予定価格と比較して、2,700万円程度低い価格での落札となっている。

調査結果をみてみると、この工事では自社施工はなく、当該価格での応札が可能となった理由として、「下請会社は常時取引のある業者であり、工事作業実施時のみの労務費となるよう待機費用等の発生を抑えた労務者確保の協力を得ている」ことと、資材の購入先が常時取引のある業者であり協力を得ている、ことが挙げられている。調査では下請業者の労務単価を計上できないか確認しているが、下請会社の契約が材工共になっていると回答されており、低価格受注が下請業者の労務費にしわ寄せされていると考えられる。

図表 2-3-7-4 低入札価格調査実施状況

単位：円・%

No.	業種	入札形式	応札者数	予定価格 (税抜)	調査基準価格 (税抜)	調査基準 価格率	最低価格入札 者又は、総合 評定値1位者	入札金額 (税抜)	総合評 定値	落札者	予定価格に 対する入札 金額の割合	価格の失 格基準 (注1)	価格以外の失 格	その他 の理由	詳細な低入 札価格調査	調査 結果
1	電気	一般競争入札 (条件付)	2	45,230,000	38,089,736	84.2	-	38,480,000	-	○	85.1	-	-	-	-	-
2	造園	総合評価 方式一般 競争入札	21	54,890,000	44,617,228	81.3	○	44,100,000	260.8	○	80.3	○	-	-	実施	適
3	土木	総合評価 方式一般 競争入札	8	140,090,000	116,771,510	83.4	○	116,658,000	102.9	-	83.3	○	-	辞退	-	-
4	港湾	総合評価 方式一般 競争入札	7	108,910,000	92,131,358	84.6	○	119,080,000	101.6	-	85.0	-	-	辞退	-	-
5	土木	総合評価 方式一般 競争入札	7	148,950,000	123,756,100	83.1	○	124,000,000	97.6	○	83.2	-	-	-	-	-
6	土木	一般競争入札 (WTO)	4	1,544,310,000	1,307,047,129	84.6	-	1,312,400,000	-	○	85.0	-	-	-	-	-
7	土木	一般競争入札 (WTO)	2	2,643,790,000	2,241,855,001	84.8	○	2,246,550,000	-	○	85.0	-	-	-	-	-

注1：失格基準の項目について、それぞれ「-」は調査基準価格を上回っている、「○」は調査基準価格に該当しない、「×」は失格基準に該当し失格、を示している。

注2：要綱4条1項1号による失格は、横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱第4条第1項(1)に該当するため失格となった案件。

低入札価格調査に協力しない場合や定められた期限までに資料を提出しない場合、提出書類に不備がある場合の失格を指す。

まとめ

1. 2008 年度横浜市発注公共工事の発注の特徴

- 1) 2008 年度横浜市発注公共工事は 1,415 億円程度であり、前年までの落ち込みから幾分回復の兆しを見せている。しかし、工事規模別にみても、前年比で増加しているのは、5 億円以上の大規模工事であり、大規模工事発注へ偏重してきている。
- 2) 3 億円以上の大規模工事をみると、戸塚駅周辺の再開発工事や南本牧ふ頭のスーパー中枢港湾関連の事業が目立っており、大規模工事が J V を中心として発注されている。さらに、そのうちの少なからぬ件数は随意契約によって発注されており、落札率も他の規模の工事と比較して高くなっている。
- 3) 発注局別では、環境創造局の発注が 3 割近くを占めている。環境創造局の担当分野は多岐にわたっているが、工事件名等をみると主に下水道事業に多くの資金が投下されている。また、都市整備局や港湾局は横浜市の重点施策である戸塚駅再開発事業と南本牧ふ頭のスーパー中枢港湾事業に集中的に発注している。
- 4) 発注地域別にみると、工事発注は戸塚区や中区、鶴見区などに集中しており、「選択と集中」によって重点施策に特化した地域に発注されている。
- 5) 工種別にみると、土木、ほ装が多くなっており、機械器具設置、電気、造園が続いている。ほとんどの工種で、「500 万～1,000 万円未満」または「1,000 万～5,000 万円未満」の規模の階層の工事が多くなっているが、上水道や建築などは、5,000 万円以上の規模の工事の占める割合が高くなっている。
- 6) 発注工事を月別にみると、4 月の発注件数が多くなっており、4 月～6 月の間に年間の 3 割以上の工事が発注されている。また同様に 10 月～12 月の発注も 3 割を超えており、この 2 四半期に発注が集中している。他方、月別に 1 件当たりの発注金額をみると、3 月の 1 件当たり発注金額は 1 億 7,000 万円以上と、他の月と比較して飛び抜けて高い。

2. 2008 年度横浜市発注公共工事の受注者側からみた特徴

- 1) 横浜市入札参加登録業者の構成をみると、中小業者の割合が最も多くなっているが、他方で、大手業者の構成比も 3 割を超えている。件数では中小業者の受注が半数近くを占めているが、受注金額合計では、大手業者の受注金額が最大となっており、中小、中堅業者の受注を合計しても 4 割に満たず、大手、超大手、J V による受注の合計が 6 割を占めている。また、小規模工事についてみると、小零細業者の受注割合は小さくなっており、中小、中堅業者、さらには大手業者も受注している状況である。
- 2) 入札参加登録業者数は市内業者が半数を超えており、市内業者の受注金額も 6 割を超えている。他方で、市外業者の登録数も 3 割程度あるが受注割合は低い。準市内業者と J V は、受注件数は少ないが受注金額の占める割合は、合計で全体の 4 割近くを占めている。

市内業者が少額の工事を市内全域で受注しているのに対し、準市内業者は水道施設

- のある区での設備工事受注に偏っており、JVの受注している地域は、戸塚区や中区の割合が高い。これは、戸塚駅周辺で再開発事業が行なわれており、中区では南本牧ふ頭のコンテナターミナル関連工事がそれぞれ大規模に実施されていることによる。
- 3) 横浜建設業協会の会員・非会員別にみると、会員は受注金額全体の約 37%を受注している。受注件数では、市内の非会員業者の方が多く、1件当たりの受注金額が会員業者 4,100 万円に対して、市内の非会員業者では 2,100 万円となっている。
 - 4) JVによる受注は、件数では 1%程度に過ぎないが、金額では全体の 2 割を超えており、1件当たりの工事金額が約 6 億 1,300 万円と、圧倒的に高くなっている。
 - 5) 単独工事受注上位 50 社をみると、上位 50 社で受注金額全体の 32.3%を受注している。特に、電気や機械器具設置など、設備関連工種が目立っている。

3. 2008 年度横浜市発注公共工事の入札・契約面からみた特徴

- 1) 入札形態別に落札金額の推移をみると、2006 年度以降指名競争による落札が激減し、2008 年度には一般競争入札が 85%となっている。また、随意契約の割合は 13.3%であり、約 187 億円分の工事が随意契約によって発注されている。入札形態別に業者所在地を確認すると、準市内業者やJVの工事は随意契約によって一定程度確保されているのに対して、市内業者の受注はほとんどが一般競争入札であり、競争が激化している状況である。
- 2) 等級設定工種と受注業者の格付をみると、業者の格付が下がるほど受注件数は多くなるものの、受注金額は決して多くない。等級設定のある工種について、予定価格を基に等級を算出し、受注業者の格付とクロス集計してみると、本来、等級Bで発注されるべき規模の工事を格付Aの業者が受注している件数が少なからず存在する。
- 3) 随意契約が全体の契約金額に占める割合は約 187 億円と 1 割を超えているが、そのうちの 135 億円以上が工事規模 1 億円を超える工事となっている。特に、大手メーカーやJVによる受注が目立つ。随意契約は競争原理が働きにくく、設備工事においては、予定価格が業者の見積りによって積算されることもある。したがって、随意契約による発注は少額工事や緊急の場合に限定するなど、再検討が求められる。
- 4) 落札率を階層ごとにみると、横浜市は川崎市と比較して 80%未満での落札が多くなっている。特に、市内の中小、小零細業者の落札率が低くなっており、反対に大規模業者の落札率が高くなっている。発注局別にみても、各区で小規模工事を発注することが多い土木事務所発注の工事は低い落札率を示している。
- 5) 総合評価方式による入札は簡易Ⅰ型を中心に簡易Ⅱ型、標準型の 3 パターンが実施されている。評価値算出方法は除算方式が採用されているが、抽出したサンプル 50 件中、36%程度逆転落札がみられ、他の自治体と比較して総合評価方式が良く機能しているといえる。
- 6) 最低制限価格は平均で予定価格の 78.9%に設定されているが、工事規模が小さくなるほど低くなるという傾向が確認された。工事規模が大きいほど価格競争が制限さ

れている状況であり、引上げが求められる。

- 7) 低入札価格調査の調査基準価格は平均して予定価格の 82%に設定されている。ほとんどの案件で 80~85%の間で設定されており、最低制限価格と比較すると高い水準にある。しかし、調査基準価格においても工事規模が小さいほど低く、工事規模が大きくなるほど高く設定されている。これは、調査基準価格の算出方法が設計金額のうち、現場管理費によって左右されるからである。したがって、小規模工事ほど工事金額に占める現場管理費の構成比が高くならざるを得ないことになる。一般的に、小規模工事ほど経費の節減余地が少なく、調査基準価格は、むしろ小規模工事で高く設定される必要がある。

あとがき

2008年度の公共工事分析に必要とされるデータは、2009年10月末に市の発注部署から入手し、集計作業および集計表を作成した。しかし、その後、市のデータに不足分があることが判明した。あらためて市当局に全契約分の集計を依頼するとともに、契約案件ごとの発注標準等級および業者格付、最低制限価格、低入札価格基準価格のデータを追加することを依頼した。そのため、再集計等の作業、集計表作成に多くの時間を要することとなった。結果的に分析作業にとりかかったのが、2010年6月からとなり、第1部、第2部とも報告書の作成が大幅に遅くなったことを、委託元の神奈川県建設労連にお詫びせねばならない。

ただ、2008年度の分析は、それまでは入手できなかったデータも多く含まれ、特にランク別入札方式と地域要件との関係が詳細に分析できたこと、最低制限価格制度や低入札価格調査制度の運用上の問題点が明らかになったこと、随意契約の問題性が明らかになったこと、など市の発注・入札に関するより深い実態を把握することができた。その結果、大企業が受注する大規模案件には競争規制的に、中小企業が受注する小規模案件ほど競争促進的に働く制度上のいくつかの問題点を解明することができた。

一方、第1部で分析を試みた、市の財政悪化のもとでの公共投資政策が市民の要望には薄く、内外の金融や大企業のビジネスチャンス向けには手厚い公共事業整備方針になっていることを、市の財政関係資料から明らかにした。

しかし、それを市の行財政戦略の中で、より具体的に明らかにし、第2部の公共工事分析と抱き合わせ、いっそう立体的に解明するまでには至っていない。

これまでの公共工事に関する数量的分析だけでなく、国の成長戦略や地域主権改革との関係で市の社会資本整備に関する実態、再開発事業やPFI事業などに見られる市場化の実態、一方で市民の福祉や災害防止、住宅等のリフォーム助成などへの要望に応える事業の実態、などとの関連でより立体的に解明していく必要がある。

さらに、発注・入札制度については第1部において、一定の提言を試みた。しかし、地域中小建設業や就労者にとって、入札制度の改善は当然であるが、経営の安定、就労の確保にとって受注可能な事業量の拡大こそが重要な関心事である。さらに、積算価格、特に設計労務単価の改善など、この間の際限のない公共事業のコスト圧縮に歯止めを掛ける政策が求められている。

これらについても、市の実態を解明しつつ、具体的な転換政策を示していく必要がある。

また、現在、全国に広がろうとしている公契約条例の制定について、横浜市においても早期の具体化を図るために、野田市の条例内容を参考としつつ、より本格的な効力ある内容にするための提言を行なった。

いずれにしても、本報告書はまだまだ不十分な到達点ではあるが、横浜市の公共事業政策をはじめとする行財政政策を市民本位、地域内循環型経済システムに転換する上で、また労働組合の運動の発展の上で大いに活用していただくことを切に望むものである。

別表 1 2008 年度受注業者ランキング (協会会員業者)

08 年度 ランキング	商号	市内・準市 内・市外	横浜建設 業協会	件数	契約金額 (百万円)
2	株式会社テクノジャパン	市内	会員	13	1,685
3	横浜建設株式会社	市内	会員	14	1,622
4	株式会社渡辺組	市内	会員	6	1,569
6	石田建設株式会社	市内	会員	13	1,518
7	株式会社デック	市内	会員	7	1,449
8	岳南建興株式会社	市内	会員	10	1,440
10	宮本土木株式会社	市内	会員	14	1,252
11	風越建設株式会社	市内	会員	15	1,182
12	株式会社長野工務店	市内	会員	10	1,082
14	株式会社大勝	市内	会員	15	1,066
19	中鉢建設株式会社	市内	会員	17	974
20	興信工業株式会社	市内	会員	10	943
22	株式会社紅梅組	市内	会員	6	906
28	宮内建設株式会社	市内	会員	9	776
29	日舗建設株式会社	市内	会員	15	731
30	馬淵建設株式会社	市内	会員	3	721
31	土志田建設株式会社	市内	会員	7	718
32	株式会社松尾工務店	市内	会員	4	711
34	株式会社小俣組	市内	会員	4	647
36	親和興業株式会社	市内	会員	15	636
37	株式会社新世	市内	会員	18	618
38	小雀建設株式会社	市内	会員	4	608
40	相鉄建設株式会社	市内	会員	4	596
43	千代田建設株式会社	市内	会員	4	568
44	株式会社伊勝	市内	会員	2	536
51	光建設工業株式会社	市内	会員	13	472
54	株式会社大山組建材	市内	会員	6	423
61	日成建設株式会社	市内	会員	10	386
62	昭和建設株式会社	市内	会員	3	384
63	株式会社シビックロード	市内	会員	18	378
65	新栄重機土木株式会社	市内	会員	2	375
67	重田建設企業株式会社	市内	会員	11	364
68	株式会社栄企業	市内	会員	9	358
69	株式会社信友建設	市内	会員	4	357
70	株式会社岡田建設	市内	会員	5	354
74	福井建設株式会社	市内	会員	13	346
78	谷口建設株式会社	市内	会員	3	338
80	平和工業株式会社	市内	会員	6	335
82	白崎建設株式会社	市内	会員	2	329
85	光陽機械株式会社	市内	会員	8	326
87	株式会社日工	市内	会員	10	316
89	マルエム株式会社	市内	会員	5	314
90	岩野建設株式会社	市内	会員	8	310
91	ニッケン建設株式会社	市内	会員	2	302

92	日栄建設株式会社	市内	会員	10	301
93	大生建設株式会社	市内	会員	14	295
94	大雄建設株式会社	市内	会員	11	293
95	河野建設株式会社	市内	会員	5	292
96	奈良建設株式会社	市内	会員	2	292
97	浅井建設株式会社	市内	会員	3	288
98	日機道路株式会社	市内	会員	11	287
99	株式会社水村建設	市内	会員	3	284
101	岸本建設株式会社	市内	会員	13	283
104	株式会社神奈川クリーンサービス	市内	会員	6	274
105	株式会社ヤマショウ	市内	会員	8	274
108	株式会社永島建設	市内	会員	11	264
110	株式会社ティー・エム・サービス	市内	会員	6	253
112	株式会社三木組	市内	会員	3	249
115	泰平建設株式会社	市内	会員	11	242
116	坂本建設株式会社	市内	会員	2	239
117	新和建設株式会社	市内	会員	5	238
118	株式会社アイビー・ガーデン	市内	会員	2	236
119	湘南建設株式会社	市内	会員	6	235
121	新栄建設株式会社	市内	会員	6	230
122	拓神建設株式会社	市内	会員	6	230
124	株式会社ライフ・コア横浜	市内	会員	5	229
125	県央建設株式会社	市内	会員	7	227
127	サンランド株式会社	市内	会員	6	224
132	新光建設株式会社	市内	会員	8	222
133	株式会社加藤組鉄工所	市内	会員	5	222
134	中村建設株式会社	市内	会員	5	221
138	旭建設株式会社	市内	会員	3	211
139	大晃建設株式会社	市内	会員	8	206
140	河本開発工業株式会社	市内	会員	5	205
141	株式会社ヤマヤ土建	市内	会員	17	204
142	株式会社チュウバチ	市内	会員	5	203
143	株式会社田奈建設	市内	会員	23	203
144	株式会社眞和	市内	会員	12	202
145	金子工業株式会社	市内	会員	4	202
146	青野建設株式会社	市内	会員	7	201
148	鈴木土木株式会社	市内	会員	3	200
149	株式会社山本建設	市内	会員	8	200
150	株式会社坂本興業	市内	会員	3	199
151	株式会社安西組	市内	会員	6	193
152	有限会社山崎建設	市内	会員	19	192
153	株式会社宇井建設	市内	会員	4	189
157	紫雲建設株式会社	市内	会員	5	186
160	株式会社鶴ヶ峰建設	市内	会員	11	179
161	株式会社日建産業	市内	会員	3	179
162	株式会社カモメ建設	市内	会員	6	179
163	株式会社丸舗建設	市内	会員	5	178

164	株式会社久保田建設	市内	会員	7	178
168	松本建設株式会社	市内	会員	3	169
172	株式会社青武組	市内	会員	5	161
175	森田建設株式会社	市内	会員	2	160
176	浦田建設株式会社	市内	会員	3	159
181	株式会社松栄建設	市内	会員	4	156
182	丸わ建設株式会社	市内	会員	3	153
186	三共建設株式会社	市内	会員	3	148
187	大洋建設株式会社	市内	会員	1	147
188	株式会社豊成建設	市内	会員	5	146
193	株式会社谷津建設	市内	会員	4	141
197	株式会社小塚建設	市内	会員	3	139
198	日進建設株式会社	市内	会員	2	139
200	三橋建設株式会社	市内	会員	7	138
204	サン建設株式会社	市内	会員	13	136
205	沖野建設株式会社	市内	会員	7	136
209	岡山建設株式会社	市内	会員	1	131
212	株式会社共信建設	市内	会員	2	130
214	株式会社弘栄土木	市内	会員	2	128
216	扇建設株式会社	市内	会員	2	125
217	株式会社栗原工務店	市内	会員	4	123
227	株式会社住吉工務店	市内	会員	3	119
229	浜崎建設工業株式会社	市内	会員	6	118
234	浜田工業株式会社	市内	会員	7	114
236	株式会社拓越	市内	会員	11	113
240	株式会社相和建設	市内	会員	2	110
241	有限会社峯岸工務店	市内	会員	2	109
243	株式会社青進工業	市内	会員	11	106
245	ヒノデ工業株式会社	市内	会員	7	106
248	隅田建設株式会社	市内	会員	1	105
250	有限会社千田建設	市内	会員	9	103
252	山崎建設株式会社	市内	会員	3	102
254	株式会社サカクラ	市内	会員	4	102
258	鹿取建設株式会社	市内	会員	2	101
259	都筑開発株式会社	市内	会員	9	101
262	ワイエスシー株式会社	市内	会員	6	100
263	株式会社マルビ	市内	会員	5	100
265	北友建設株式会社	市内	会員	1	100
267	菅野建設株式会社	市内	会員	2	99
274	株式会社カモシダ	市内	会員	3	94
276	株式会社坂利建設	市内	会員	10	93
278	株式会社對馬産業	市内	会員	8	91
279	石黒建設株式会社	市内	会員	2	91
285	有限会社一建テック	市内	会員	6	87
287	株式会社中原建設	市内	会員	5	86
290	有限会社ロッキー建設	市内	会員	10	85
296	株式会社高橋組	市内	会員	9	83

297	株式会社アオイ産業	市内	会員	6	83
304	株式会社宗和舗装	市内	会員	11	81
312	有限会社佐藤組	市内	会員	7	79
316	株式会社相澤組	市内	会員	1	77
322	三善建設株式会社	市内	会員	10	75
323	株式会社青柳組	市内	会員	1	75
326	和紘建設株式会社	市内	会員	8	74
328	有限会社浜建	市内	会員	10	74
335	滝沢舗装興業有限会社	市内	会員	8	71
336	二葉建設株式会社	市内	会員	3	71
338	株式会社横溝工務店	市内	会員	2	70
343	岩谷建設株式会社	市内	会員	6	69
348	有限会社大森建設興業	市内	会員	6	67
349	権藤建設株式会社	市内	会員	8	67
355	臨港産業株式会社	市内	会員	7	66
357	株式会社三洋クリエイト	市内	会員	7	65
365	有限会社タカノ工業	市内	会員	6	64
367	株式会社弘充建設	市内	会員	1	64
368	漆原土木株式会社	市内	会員	9	63
370	株式会社坂田組	市内	会員	7	62
371	久保田建設株式会社	市内	会員	1	62
372	小林建設林産株式会社	市内	会員	1	62
375	ヤマト建設株式会社	市内	会員	1	61
380	協栄建設株式会社	市内	会員	6	60
381	株式会社直紀建設	市内	会員	3	59
383	昭和舗装株式会社	市内	会員	5	58
384	丸忠建工株式会社	市内	会員	4	58
387	丸藤建設株式会社	市内	会員	8	57
392	日垂建設株式会社	市内	会員	1	57
400	木原建設株式会社	市内	会員	5	55
407	有限会社新明工事	市内	会員	5	54
412	有限会社汐田土木	市内	会員	5	52
417	工藤建設株式会社	市内	会員	2	51
426	株式会社面川興業	市内	会員	5	50
430	三輝建設株式会社	市内	会員	1	49
435	株式会社柏原工務店	市内	会員	1	47
442	株式会社トキワ	市内	会員	2	47
444	増澤建設株式会社	市内	会員	4	47
445	日成工事株式会社	市内	会員	2	47
458	株式会社大内組	市内	会員	4	44
459	株式会社奥島建設	市内	会員	3	44
462	株式会社田村建設	市内	会員	5	44
464	柏原建設株式会社	市内	会員	6	44
471	ワンタイ建設株式会社	市内	会員	2	42
478	信濃建設株式会社	市内	会員	4	42
480	株式会社小林欽也工務店	市内	会員	4	41
486	有限会社渡辺建設	市内	会員	5	40

489	株式会社佐藤土建	市内	会員	5	40
491	日本下水道管理株式会社	市内	会員	4	40
513	北田建設株式会社	市内	会員	2	36
517	株式会社アイ・エス・シー工業	市内	会員	5	36
520	伊原興業株式会社	市内	会員	1	36
521	今井工業株式会社	市内	会員	2	36
524	藤崎建業株式会社	市内	会員	4	35
531	株式会社八千代	市内	会員	3	34
539	株式会社黒崎工務店	市内	会員	1	33
540	株式会社八洲建設工業	市内	会員	4	33
545	有限会社滝野組	市内	会員	4	32
546	有限会社青山建設工業	市内	会員	3	32
547	昇栄工業株式会社	市内	会員	1	32
548	有限会社清水土建	市内	会員	3	32
552	敷地建設株式会社	市内	会員	4	31
553	津軽商事株式会社	市内	会員	1	31
564	株式会社エムテック	市内	会員	1	30
569	有限会社福田組	市内	会員	4	30
572	弘前建設有限会社	市内	会員	4	29
573	株式会社坂口工務店	市内	会員	2	29
577	有限会社エスワイシー	市内	会員	2	29
579	興伸建設株式会社	市内	会員	4	28
580	六国建設株式会社	市内	会員	1	28
585	株式会社辰道路	市内	会員	1	28
592	株式会社坂井工務店	市内	会員	3	27
594	株式会社宮野工務店	市内	会員	2	27
626	有限会社金港建設	市内	会員	5	24
631	昌和建設工業株式会社	市内	会員	2	23
632	株式会社益田組	市内	会員	3	23
637	高尾工業株式会社	市内	会員	1	23
645	株式会社センチュリー工業	市内	会員	2	22
648	株式会社大相建設	市内	会員	3	22
650	北海工業株式会社	市内	会員	1	22
673	鳳建設株式会社	市内	会員	2	20
684	株式会社綿貫建設	市内	会員	3	19
690	有限会社初鹿野建設	市内	会員	2	19
698	株式会社清水工務店	市内	会員	1	18
704	大永建設工業株式会社	市内	会員	1	17
705	芙蓉建設株式会社	市内	会員	1	17
719	柳建設株式会社	市内	会員	2	16
750	有限会社港南商事	市内	会員	3	15
796	川口工業株式会社	市内	会員	2	12
829	株式会社南組	市内	会員	3	10
837	有限会社ハマコンストラクション	市内	会員	1	9
841	株式会社多並商会	市内	会員	1	9
850	相和建設株式会社	市内	会員	1	9
883	株式会社西川土建	市内	会員	1	7

890	有限会社新藤組	市内	会員	1	6
906	株式会社キシマ	市内	会員	1	5
970	有限会社森永建設	市内	会員	1	1

別表2 2008年度受注業者ランキング(協会非会員市内業者)

08年度 ランキング	商号	市内・準 市内・市 外	横浜建設 業協会	件数	契約金額 (百万円)
5	株式会社京三製作所	市内	非会員	1	1,554
21	横浜市管工事協同組合	市内	非会員	6	936
33	株式会社加藤組	市内	非会員	10	703
41	立川開発工業株式会社	市内	非会員	5	583
45	京浜工業株式会社	市内	非会員	11	518
48	笠間工業株式会社	市内	非会員	4	494
50	株式会社エス・ティー・シー	市内	非会員	7	489
55	京浜興業株式会社	市内	非会員	6	420
57	創工建設株式会社	市内	非会員	4	406
58	南設備工業株式会社	市内	非会員	5	406
60	株式会社千代田アクタス	市内	非会員	4	389
64	JFE工建株式会社	市内	非会員	3	377
66	株式会社エヌシー	市内	非会員	3	370
71	株式会社光電社	市内	非会員	9	347
72	株式会社ヨコテック	市内	非会員	8	347
73	株式会社大山組	市内	非会員	5	347
75	たにもと建設株式会社	市内	非会員	2	345
76	日土工業株式会社	市内	非会員	5	345
81	本田建設株式会社	市内	非会員	7	329
83	保土ヶ谷工業株式会社	市内	非会員	3	328
84	株式会社泰成工事	市内	非会員	11	327
88	田中建設株式会社	市内	非会員	8	316
102	吉川海事興業株式会社	市内	非会員	4	278
103	社企画株式会社	市内	非会員	4	276
106	小島造園株式会社	市内	非会員	8	270
107	リバースチール株式会社	市内	非会員	5	268
109	芦澤建設株式会社	市内	非会員	4	259
111	有限会社千歳工業所	市内	非会員	4	250
113	株式会社関工務店	市内	非会員	3	246
114	株式会社桐ヶ谷工業所	市内	非会員	22	244
123	横浜鉄工建設株式会社	市内	非会員	5	230
130	JFEテクノス株式会社	市内	非会員	4	223
135	川本工業株式会社	市内	非会員	3	221
136	株式会社カツマタ	市内	非会員	6	215
147	横浜庭苑株式会社	市内	非会員	3	200
154	株式会社横浜工作所	市内	非会員	18	188
155	向洋電機土木株式会社	市内	非会員	4	188
156	横浜植木株式会社	市内	非会員	2	188
158	秋葉建設工業株式会社	市内	非会員	5	184
159	株式会社松本建設	市内	非会員	5	180
166	久和建设株式会社	市内	非会員	2	173
167	タカハン株式会社	市内	非会員	3	170
169	奈良造園土木株式会社	市内	非会員	4	166
171	株式会社小松工業	市内	非会員	3	163

173	堀江造園株式会社	市内	非会員	4	160
174	株式会社新川電気	市内	非会員	6	160
177	東横建設産業株式会社	市内	非会員	7	159
178	幸和建设工業株式会社	市内	非会員	9	158
179	株式会社東海緑地建設	市内	非会員	7	157
180	大橋庭園株式会社	市内	非会員	2	156
183	株式会社芳垣建設	市内	非会員	4	152
184	有限会社大迫組	市内	非会員	11	150
185	永明建設株式会社	市内	非会員	6	149
191	ワコー緑建株式会社	市内	非会員	4	144
192	松浦企業株式会社	市内	非会員	1	144
195	東洋電装株式会社	市内	非会員	4	140
201	株式会社カワデン	市内	非会員	7	138
202	共栄産業株式会社	市内	非会員	3	137
206	株式会社司工事	市内	非会員	4	135
207	株式会社共栄社	市内	非会員	1	135
208	有限会社佐藤工業所	市内	非会員	4	134
211	エルゴテック株式会社	市内	非会員	2	130
215	岩崎造園株式会社	市内	非会員	2	125
218	新興電設工業株式会社	市内	非会員	2	122
219	井原造園株式会社	市内	非会員	6	122
220	原建設株式会社	市内	非会員	5	121
221	相原建設株式会社	市内	非会員	2	121
222	横浜エレベータ株式会社	市内	非会員	5	120
225	株式会社クワハラ	市内	非会員	3	120
226	株式会社環境造園	市内	非会員	3	119
228	株式会社三橋緑化興業	市内	非会員	4	118
230	株式会社ヤマソウ	市内	非会員	2	118
232	扶桑電機株式会社	市内	非会員	1	116
233	株式会社野庭	市内	非会員	11	115
237	株式会社村建設	市内	非会員	12	112
238	株式会社誠和緑化	市内	非会員	3	111
239	清進電設株式会社	市内	非会員	1	110
242	功和創建株式会社	市内	非会員	1	108
246	アライグリーン株式会社	市内	非会員	8	105
247	光洋電設株式会社	市内	非会員	4	105
249	酒井建設株式会社	市内	非会員	4	104
251	株式会社ナイス	市内	非会員	2	103
253	興和工業株式会社	市内	非会員	2	102
255	株式会社コタケ土木	市内	非会員	12	102
256	窪倉電設株式会社	市内	非会員	2	102
257	株式会社なごみ設計	市内	非会員	7	101
260	株式会社坪倉興業	市内	非会員	5	101
261	株式会社ビー・エーブル	市内	非会員	1	101
264	株式会社神奈川フェンス土木	市内	非会員	3	100
266	向栄電気工業株式会社	市内	非会員	3	99
268	日宝工業株式会社	市内	非会員	1	99

269	尾鈴電気株式会社	市内	非会員	2	96
270	株式会社大匠緑化建設	市内	非会員	6	96
271	株式会社植宗エクステリア	市内	非会員	5	96
272	株式会社浦山工務店	市内	非会員	2	96
273	岩崎産業株式会社	市内	非会員	3	96
277	ヨコソウマシニカル株式会社	市内	非会員	11	93
280	横浜日建株式会社	市内	非会員	1	91
281	相川建設株式会社	市内	非会員	8	91
282	相武造園土木株式会社	市内	非会員	4	90
283	株式会社秀建	市内	非会員	2	89
284	株式会社田澤園	市内	非会員	8	89
286	株式会社兵頭建設	市内	非会員	11	86
288	生駒造園土木株式会社	市内	非会員	6	86
291	株式会社綱島建機	市内	非会員	11	85
292	南部工業株式会社	市内	非会員	6	84
293	株式会社風雅	市内	非会員	4	84
294	先工業有限会社	市内	非会員	5	84
295	株式会社横浜電業	市内	非会員	5	83
298	株式会社ケイ・ツウ・ワン	市内	非会員	10	83
299	武相建設株式会社	市内	非会員	9	83
300	株式会社東伸	市内	非会員	7	82
301	有限会社大橋水道設備	市内	非会員	3	82
302	東邦電設株式会社	市内	非会員	1	82
303	栄開発株式会社	市内	非会員	8	82
306	山栄建設株式会社	市内	非会員	4	81
309	株式会社本多組	市内	非会員	7	80
310	上條建設株式会社	市内	非会員	1	80
311	三武建設株式会社	市内	非会員	1	79
313	株式会社TAKATSUTO	市内	非会員	1	78
314	矢崎設備工業株式会社	市内	非会員	1	78
315	株式会社港南植木ガーデン	市内	非会員	4	77
318	有限会社阿部工務店	市内	非会員	4	77
319	株式会社中島建設	市内	非会員	5	76
320	富士造園株式会社	市内	非会員	3	76
321	横浜緑地株式会社	市内	非会員	2	76
325	株式会社小笠原鉄工	市内	非会員	5	74
329	株式会社栄幸建設	市内	非会員	1	73
330	藤造園建設株式会社	市内	非会員	3	73
331	有限会社柴田工務店	市内	非会員	7	72
332	高和管設株式会社	市内	非会員	3	72
333	有限会社田中組	市内	非会員	7	72
334	井上鋼材株式会社	市内	非会員	5	72
337	田口園芸株式会社	市内	非会員	5	71
339	株式会社みずほ建設	市内	非会員	5	70
340	神奈川東京冷機株式会社	市内	非会員	1	70
344	株式会社ダイヤ緑地	市内	非会員	9	68
345	山和建設株式会社	市内	非会員	1	68

346	有限会社萬代組	市内	非会員	11	68
347	有限会社新建	市内	非会員	9	67
350	株式会社港南北見緑化	市内	非会員	3	67
351	金岡建設株式会社	市内	非会員	7	67
352	株式会社丸徳	市内	非会員	3	67
356	株式会社アルテック	市内	非会員	1	65
358	株式会社タクト	市内	非会員	2	65
360	株式会社石井建設	市内	非会員	7	65
361	鋼栄企業株式会社	市内	非会員	1	65
362	有限会社湘英	市内	非会員	5	65
363	株式会社清康社	市内	非会員	2	64
364	有限会社豊工業所	市内	非会員	2	64
369	株式会社浅川建設	市内	非会員	1	62
373	有限会社真田造園	市内	非会員	8	62
374	有限会社関東建設	市内	非会員	7	61
376	三沢電機株式会社	市内	非会員	1	61
377	株式会社錦光園	市内	非会員	4	61
379	関東工業株式会社	市内	非会員	7	60
382	メルビック電工株式会社	市内	非会員	1	58
385	株式会社竹谷工務店	市内	非会員	1	58
386	東洋船舶工業株式会社	市内	非会員	3	57
389	増井建設株式会社	市内	非会員	3	57
390	相原造園土木株式会社	市内	非会員	7	57
393	アマノ株式会社	市内	非会員	2	56
395	有限会社桜井建設	市内	非会員	7	56
397	宝建設株式会社	市内	非会員	8	56
398	相州電業株式会社	市内	非会員	7	55
399	株式会社アイテック	市内	非会員	1	55
402	株式会社岡地建工社	市内	非会員	1	55
403	親和工業株式会社	市内	非会員	5	54
404	株式会社今野設備	市内	非会員	3	54
405	株式会社山陽ポンプ工業所	市内	非会員	5	54
408	共和工業株式会社	市内	非会員	3	53
409	富田工業有限会社	市内	非会員	2	53
410	株式会社金子港湾	市内	非会員	2	53
411	阿部電業株式会社	市内	非会員	1	53
413	根本設備株式会社	市内	非会員	1	52
414	田野井造園株式会社	市内	非会員	3	52
415	株式会社昭和エンジニアリング	市内	非会員	2	52
416	株式会社佐藤造園	市内	非会員	4	51
418	日水産業株式会社	市内	非会員	1	51
420	林建設株式会社	市内	非会員	2	51
421	株式会社横浜オペレーション	市内	非会員	1	50
422	有限会社グリーンアート	市内	非会員	7	50
423	株式会社保コーポレーション	市内	非会員	1	50
424	株式会社牧野造園	市内	非会員	5	50
425	協同電気株式会社	市内	非会員	4	50

427	株式会社松岡工務店	市内	非会員	5	49
428	横浜標識株式会社	市内	非会員	3	49
429	浜川電気株式会社	市内	非会員	1	49
431	有限会社松川工務店	市内	非会員	1	48
432	株式会社パームスター	市内	非会員	3	48
433	八起管工有限会社	市内	非会員	2	47
434	株式会社大日電気	市内	非会員	3	47
436	株式会社京南	市内	非会員	1	47
437	株式会社アシスト	市内	非会員	3	47
438	株式会社京浜設備工業所	市内	非会員	3	47
439	株式会社大柴工務店	市内	非会員	2	47
440	成和建設株式会社	市内	非会員	6	47
441	丸子電気工事株式会社	市内	非会員	1	47
443	株式会社横山電気工業	市内	非会員	1	47
446	杉山管工設備株式会社	市内	非会員	1	46
448	MRテクノス株式会社	市内	非会員	2	46
449	株式会社日本工業所	市内	非会員	1	46
450	株式会社ビオン工業	市内	非会員	1	46
451	日本保安工業株式会社	市内	非会員	8	45
452	有限会社安室工事店	市内	非会員	2	45
454	アサヒペイント株式会社	市内	非会員	2	45
457	株式会社銀河園	市内	非会員	2	44
460	神電設備工業株式会社	市内	非会員	1	44
461	有限会社松岡建設	市内	非会員	6	44
463	株式会社豊栄建設	市内	非会員	4	44
466	妙光電機株式会社	市内	非会員	4	43
467	横森電気工業株式会社	市内	非会員	1	43
468	株式会社大洋電設	市内	非会員	6	43
470	株式会社昭和工業	市内	非会員	1	43
472	横浜ダイワ株式会社	市内	非会員	4	42
473	大正建設株式会社	市内	非会員	5	42
475	有限会社金子産商湘南	市内	非会員	1	42
476	高弘建設株式会社	市内	非会員	5	42
477	一造園土木株式会社	市内	非会員	2	42
479	横浜ボーリング工業株式会社	市内	非会員	1	42
481	会津電業株式会社	市内	非会員	1	41
483	中部産業株式会社	市内	非会員	2	41
484	真田重機有限会社	市内	非会員	3	41
487	弘電工株式会社	市内	非会員	4	40
492	株式会社金子工業所	市内	非会員	1	40
493	中央電器住設株式会社	市内	非会員	5	40
494	熊沢電気株式会社	市内	非会員	2	40
496	大丸工業株式会社	市内	非会員	1	39
497	向井化工機株式会社	市内	非会員	2	39
498	三和造園土木株式会社	市内	非会員	6	38
499	合資会社遠藤工務店	市内	非会員	5	38
500	強電プラント工事株式会社	市内	非会員	3	38

502	永泰電設株式会社	市内	非会員	1	38
503	石山造園株式会社	市内	非会員	2	38
504	株式会社ナガネ	市内	非会員	2	37
505	株式会社キャット	市内	非会員	7	37
507	東栄電設株式会社	市内	非会員	2	37
508	株式会社興友社	市内	非会員	1	37
509	株式会社剣持工務店	市内	非会員	3	37
510	株式会社斎藤電気商会	市内	非会員	5	37
511	株式会社貝塚造園	市内	非会員	6	37
512	株式会社大和工業	市内	非会員	2	37
514	株式会社青木工業	市内	非会員	1	36
515	有限会社安道創建	市内	非会員	4	36
516	株式会社美橋	市内	非会員	5	36
518	株式会社みやした園芸	市内	非会員	2	36
519	株式会社天守土木	市内	非会員	5	36
522	東輝工業株式会社	市内	非会員	1	35
525	有限会社亀田建設	市内	非会員	4	35
528	有限会社アゴーラ企画	市内	非会員	4	35
529	有限会社早田建興	市内	非会員	6	35
530	有限会社コーユウ	市内	非会員	3	35
533	大英建設有限会社	市内	非会員	4	34
534	有限会社戸村建設	市内	非会員	2	34
535	株式会社ミナキ	市内	非会員	3	34
536	一伸機工株式会社	市内	非会員	6	34
537	敷島工業株式会社	市内	非会員	1	34
538	株式会社クニモト建設	市内	非会員	4	33
541	有限会社東興建設	市内	非会員	3	33
542	京浜電設株式会社	市内	非会員	2	33
543	福神建設株式会社	市内	非会員	3	33
544	藤電設工業株式会社	市内	非会員	1	33
549	中央塗料工業株式会社	市内	非会員	4	31
550	株式会社タモツ工業	市内	非会員	2	31
554	日光緑化建設株式会社	市内	非会員	5	31
556	株式会社菅原建鉄工業	市内	非会員	3	31
557	港建興株式会社	市内	非会員	3	31
558	石村設備株式会社	市内	非会員	3	31
559	三光電業株式会社	市内	非会員	1	31
560	株式会社港薬品造園	市内	非会員	6	31
561	穂孝建設株式会社	市内	非会員	2	31
563	大清工業株式会社	市内	非会員	3	30
566	株式会社日産クリエイティブサービス	市内	非会員	2	30
567	清水塗工株式会社	市内	非会員	1	30
568	東亜電設工業株式会社	市内	非会員	1	30
570	株式会社南州電設	市内	非会員	1	30
571	有限会社森沢組	市内	非会員	4	30
574	株式会社関電水	市内	非会員	1	29
575	アルファ工業株式会社	市内	非会員	3	29

576	株式会社日動電設	市内	非会員	3	29
578	有限会社永明工業	市内	非会員	4	29
581	マコト設備工業株式会社	市内	非会員	2	28
582	株式会社美鈴建設	市内	非会員	3	28
583	興南企業株式会社	市内	非会員	3	28
584	南海工業株式会社	市内	非会員	1	28
587	フジ電工株式会社	市内	非会員	3	28
588	株式会社日野興業	市内	非会員	1	27
589	株式会社小柳商会	市内	非会員	1	27
590	株式会社大神産業	市内	非会員	4	27
591	石井造園株式会社	市内	非会員	2	27
593	鳳和産業株式会社	市内	非会員	5	27
595	永野工業株式会社	市内	非会員	3	27
596	有限会社フリースケープ	市内	非会員	3	27
597	大口電設株式会社	市内	非会員	1	27
598	株式会社鈴木緑化園	市内	非会員	7	27
599	港ポンプ工業株式会社	市内	非会員	6	27
600	株式会社加藤設備	市内	非会員	2	27
601	株式会社市川工務店	市内	非会員	1	27
603	株式会社石澤建設	市内	非会員	4	27
605	森山産業株式会社	市内	非会員	3	26
606	株式会社グリーンケア	市内	非会員	4	26
607	株式会社泰山園	市内	非会員	1	26
608	株式会社ヨコデン	市内	非会員	1	26
609	明治ホームズ株式会社	市内	非会員	1	26
610	平山防災設備株式会社	市内	非会員	3	26
611	有限会社カサイ	市内	非会員	2	25
612	洋光電気工事株式会社	市内	非会員	4	25
613	有限会社サントスコ	市内	非会員	3	25
614	有限会社エムエム電気工業	市内	非会員	3	25
615	三栄建設株式会社	市内	非会員	2	25
616	株式会社笹山植木	市内	非会員	6	25
617	葵電気株式会社	市内	非会員	3	25
618	株式会社井幸建設	市内	非会員	3	25
619	藤原電気工事株式会社	市内	非会員	1	25
621	株式会社ユキタエンジニアリング	市内	非会員	4	24
622	株式会社ヨコソウ	市内	非会員	1	24
623	有限会社檜村工務店	市内	非会員	2	24
624	株式会社植照	市内	非会員	1	24
625	有賀工業株式会社	市内	非会員	1	24
628	永谷工業株式会社	市内	非会員	2	24
629	株式会社きたむら園	市内	非会員	4	23
630	株式会社横浜緑化	市内	非会員	2	23
634	株式会社遊佐組	市内	非会員	1	23
635	有限会社友和	市内	非会員	3	23
636	宇田川電設株式会社	市内	非会員	2	23
638	株式会社コーケン	市内	非会員	1	23

639	常盤造園株式会社	市内	非会員	4	23
640	東都造園株式会社	市内	非会員	3	23
641	三豊エンジニアリング株式会社	市内	非会員	1	22
642	株式会社神奈川産業	市内	非会員	1	22
646	株式会社鈴木建設事業所	市内	非会員	3	22
650	有限会社相豊造園	市内	非会員	2	22
651	有限会社川下組	市内	非会員	3	22
652	株式会社イエス	市内	非会員	2	22
653	有限会社尚雲堂	市内	非会員	4	21
654	阿部工業株式会社	市内	非会員	2	21
655	金港瀝青株式会社	市内	非会員	1	21
656	株式会社春峰園	市内	非会員	3	21
657	有限会社高木土建	市内	非会員	3	21
658	株式会社平岡電機工事	市内	非会員	2	21
659	有限会社神之園	市内	非会員	4	21
660	有限会社佐藤設備工業所	市内	非会員	3	21
661	逗子電設株式会社	市内	非会員	1	21
662	株式会社コクブ	市内	非会員	4	20
663	株式会社永吉緑化	市内	非会員	4	20
664	株式会社杉本造園	市内	非会員	6	20
665	有限会社太平建設	市内	非会員	2	20
666	株式会社上峰建設	市内	非会員	3	20
667	山正電気工事株式会社	市内	非会員	1	20
668	横山緑化建設株式会社	市内	非会員	3	20
669	株式会社富士住設機器	市内	非会員	2	20
670	有限会社横浜水道土木	市内	非会員	2	20
671	ヒドロ工業株式会社	市内	非会員	2	20
672	株式会社協立電気商会	市内	非会員	2	20
674	有限会社東海住設工業	市内	非会員	1	20
675	株式会社エスイー	市内	非会員	3	20
676	有限会社川口土建工業	市内	非会員	3	20
677	双信消防設備株式会社	市内	非会員	1	20
678	株式会社ワールドグリーンメンテナンス	市内	非会員	3	20
679	株式会社マステック	市内	非会員	2	19
681	有限会社電協社	市内	非会員	1	19
682	有限会社石原水道工業所	市内	非会員	1	19
685	株式会社小野澤工業	市内	非会員	2	19
686	横浜ユアサ産業電池株式会社	市内	非会員	1	19
687	有限会社上下水管理工業	市内	非会員	1	19
688	株式会社サショー	市内	非会員	2	19
689	株式会社倉本造園	市内	非会員	4	19
691	株式会社富士建機	市内	非会員	1	18
692	有限会社中田建設	市内	非会員	2	18
693	千葉エンジニアリング有限会社	市内	非会員	1	18
694	四季造園株式会社	市内	非会員	2	18
695	奈雲建設株式会社	市内	非会員	2	18
696	拓陵建設株式会社	市内	非会員	1	18

700	アクアテック株式会社	市内	非会員	2	18
701	株式会社アイシン	市内	非会員	1	18
702	政洋汽船株式会社	市内	非会員	1	18
703	有限会社金澤塗装店	市内	非会員	3	18
706	有限会社はま設備工業	市内	非会員	2	17
708	錦興建設株式会社	市内	非会員	2	17
709	有限会社司開発	市内	非会員	2	17
710	大光ルート産業株式会社	市内	非会員	3	17
711	横浜道路標示株式会社	市内	非会員	4	17
712	大栄興業株式会社	市内	非会員	1	17
714	小糸工業株式会社	市内	非会員	1	17
715	関東塗装株式会社	市内	非会員	2	17
716	大同電設工業株式会社	市内	非会員	1	17
717	有限会社エムテックグリーン	市内	非会員	2	17
718	有限会社板津農園	市内	非会員	4	17
719	株式会社大和建设	市内	非会員	1	16
721	みなと交通安全株式会社	市内	非会員	3	16
724	有限会社布川設備工業所	市内	非会員	1	16
725	横浜塗装工業株式会社	市内	非会員	2	16
726	金子園芸株式会社	市内	非会員	3	16
727	有限会社イワック	市内	非会員	2	16
728	株式会社田中ポンプ製作所	市内	非会員	2	16
729	株式会社ロードサービス	市内	非会員	2	16
730	株式会社水野工務店	市内	非会員	1	16
731	株式会社共拓社	市内	非会員	2	16
732	株式会社ダイイチ	市内	非会員	1	16
733	篠原造園建設株式会社	市内	非会員	3	16
734	有限会社神奈川空調工業	市内	非会員	2	16
735	株式会社協同清美	市内	非会員	2	16
736	株式会社美友電機サービス	市内	非会員	1	15
737	鈴和工業株式会社	市内	非会員	1	15
738	株式会社浜	市内	非会員	2	15
739	新発田建設株式会社	市内	非会員	1	15
740	成和産業株式会社	市内	非会員	3	15
741	有限会社鶴松植木	市内	非会員	2	15
742	有限会社六ッ川建設	市内	非会員	2	15
743	株式会社アサヒ	市内	非会員	3	15
744	東日本工営株式会社	市内	非会員	2	15
745	有限会社佐々木設備工業	市内	非会員	2	15
746	株式会社高栄設備工業	市内	非会員	2	15
747	有限会社ヨネヤマプランテーション	市内	非会員	3	15
748	生駒植木株式会社	市内	非会員	1	15
749	株式会社丸孝造園土木	市内	非会員	1	15
751	東邦ロード株式会社	市内	非会員	2	15
752	富士ライン株式会社	市内	非会員	2	15
753	有限会社鈴木商店	市内	非会員	2	15
754	京浜工事株式会社	市内	非会員	2	15

755	株式会社扶桑	市内	非会員	3	15
756	ヨコハマ・コア・グリーン株式会社	市内	非会員	4	15
757	有限会社佐藤舗装	市内	非会員	2	14
758	株式会社塗装アサヒ	市内	非会員	2	14
759	大光造園建設株式会社	市内	非会員	3	14
760	かなざわ安全施設株式会社	市内	非会員	3	14
761	株式会社戸塚工業所	市内	非会員	5	14
762	株式会社コスモ・エンジニア	市内	非会員	3	14
764	中谷工業株式会社	市内	非会員	2	14
765	株式会社テルム	市内	非会員	1	14
766	エフテックス株式会社	市内	非会員	3	14
767	株式会社滝川園	市内	非会員	2	14
768	株式会社小林園	市内	非会員	1	14
770	株式会社政和工業所	市内	非会員	2	14
771	有限会社飯田造園	市内	非会員	2	14
773	株式会社上田建設	市内	非会員	3	14
774	山田塗装株式会社	市内	非会員	3	14
775	株式会社浜一	市内	非会員	1	14
776	東亜交通産業株式会社	市内	非会員	2	13
777	富田屋管工株式会社	市内	非会員	1	13
778	株式会社杉山製作所	市内	非会員	1	13
779	ステーション工業株式会社	市内	非会員	2	13
780	有限会社本医園	市内	非会員	2	13
783	株式会社猪之鼻園	市内	非会員	3	13
785	辰和工業株式会社	市内	非会員	2	13
786	有限会社フジメンテナンス	市内	非会員	2	13
787	極東塗装工業株式会社	市内	非会員	2	13
788	パシフィック通工株式会社	市内	非会員	1	13
789	株式会社大貫電興社	市内	非会員	2	13
791	株式会社斉藤組	市内	非会員	2	13
792	株式会社緑化園	市内	非会員	3	13
793	平成ケンソー株式会社	市内	非会員	2	13
794	内外電気工事株式会社	市内	非会員	2	12
797	株式会社須田電気商会	市内	非会員	2	12
798	株式会社ダイデンテクノス	市内	非会員	1	12
799	株式会社八代産業	市内	非会員	2	12
800	三栄電設株式会社	市内	非会員	1	12
801	フジカン・エンジニアリング株式会社	市内	非会員	1	12
802	守谷輸送機工業株式会社	市内	非会員	1	12
803	横浜協業株式会社	市内	非会員	1	11
804	土屋塗装株式会社	市内	非会員	1	11
805	有限会社ナカムラ建工	市内	非会員	2	11
806	有限会社ウィステリアグリーン	市内	非会員	2	11
807	株式会社矢野興業	市内	非会員	1	11
808	株式会社アマノ技研	市内	非会員	2	11
810	不二防水工業株式会社	市内	非会員	2	11
811	日道産業株式会社	市内	非会員	2	11

812	株式会社富創	市内	非会員	1	10
813	有限会社安田建築事務所	市内	非会員	1	10
814	有限会社榎田工務店	市内	非会員	2	10
816	迎殖株式会社	市内	非会員	1	10
817	株式会社神奈川ケイテクノ	市内	非会員	1	10
818	有限会社武石造建事務所	市内	非会員	1	10
819	株式会社ワイビーケー	市内	非会員	1	10
820	三栄建設興業有限会社	市内	非会員	1	10
821	株式会社大谷工務店	市内	非会員	1	10
823	株式会社五常	市内	非会員	2	10
824	宮澤建設株式会社	市内	非会員	1	10
825	有限会社大望興業	市内	非会員	2	10
826	有限会社緑生園	市内	非会員	2	10
827	有限会社信栄電気工業	市内	非会員	1	10
828	カナレイ株式会社	市内	非会員	1	10
830	株式会社ホクドウ	市内	非会員	3	9
831	横浜ビル建材株式会社	市内	非会員	1	9
832	有限会社鴨居造園	市内	非会員	1	9
833	株式会社ハマデン	市内	非会員	2	9
834	門倉工業株式会社	市内	非会員	1	9
835	有限会社福岡造園	市内	非会員	2	9
836	大冷工業株式会社	市内	非会員	1	9
838	株式会社岩井解体興業	市内	非会員	1	9
840	株式会社リョーコー	市内	非会員	2	9
843	株式会社エッシー	市内	非会員	2	9
844	株式会社安藤建設工業	市内	非会員	1	9
845	株式会社シュウエイ	市内	非会員	2	9
846	浪速産業株式会社	市内	非会員	2	9
847	池辺緑化株式会社	市内	非会員	3	9
849	株式会社大泉工務店	市内	非会員	2	9
851	有限会社グローバンス	市内	非会員	1	9
852	株式会社藤和エンジニアリング	市内	非会員	2	8
853	有限会社エムツー	市内	非会員	1	8
854	相模金網株式会社	市内	非会員	1	8
855	協栄電機株式会社	市内	非会員	1	8
857	株式会社セイコーロード	市内	非会員	1	8
858	有限会社キデン工業	市内	非会員	1	8
859	株式会社東亜電機製作所	市内	非会員	3	8
860	保安道路企画株式会社	市内	非会員	1	8
861	新都市建設株式会社	市内	非会員	1	8
862	金寿興産株式会社	市内	非会員	1	8
863	株式会社伸栄	市内	非会員	1	8
864	東北建設株式会社	市内	非会員	2	8
865	株式会社千代田	市内	非会員	1	8
867	有限会社ミヤゴ建設	市内	非会員	1	8
868	グランドネットサービス株式会社	市内	非会員	1	8
869	株式会社酒井造園	市内	非会員	1	8

871	アオキ工業株式会社	市内	非会員	1	7
872	株式会社オーケーサービス	市内	非会員	2	7
873	有限会社リフォームハウザー	市内	非会員	1	7
874	有限会社海藤住建	市内	非会員	2	7
875	日栄興業株式会社	市内	非会員	1	7
876	大栄電子株式会社	市内	非会員	2	7
878	株式会社横浜コーティング	市内	非会員	1	7
879	日商工業株式会社	市内	非会員	1	7
880	有限会社ウエムラ	市内	非会員	1	7
881	有限会社ヤマノウチスポーツ	市内	非会員	1	7
882	アサヒスポーツ工業株式会社	市内	非会員	1	7
884	小保エンジニアリング株式会社	市内	非会員	1	7
885	株式会社日本造園	市内	非会員	1	7
886	有限会社大翔電設	市内	非会員	1	7
887	都市拡業株式会社	市内	非会員	1	6
888	株式会社中村美装	市内	非会員	3	6
889	有限会社松本電機	市内	非会員	1	6
892	株式会社磯崎組	市内	非会員	1	6
893	株式会社ウィーズ	市内	非会員	1	6
894	株式会社三洋工業	市内	非会員	1	6
896	横浜日電工業株式会社	市内	非会員	1	6
897	株式会社北都サービス	市内	非会員	1	6
898	株式会社ヘルツ	市内	非会員	1	6
899	株式会社米田工務店	市内	非会員	1	5
900	北神工業株式会社	市内	非会員	1	5
901	株式会社龍王設備	市内	非会員	1	5
903	株式会社協栄電設	市内	非会員	1	5
904	古河電池株式会社	市内	非会員	2	5
908	鶴見金網株式会社	市内	非会員	1	5
909	有限会社松永電設	市内	非会員	1	5
911	有限会社グリーンロード	市内	非会員	1	5
912	株式会社白崎電機	市内	非会員	1	5
913	湘南石産有限会社	市内	非会員	1	5
914	豊産業株式会社	市内	非会員	2	5
915	株式会社ユニ電設	市内	非会員	1	5
916	株式会社メックジャパン	市内	非会員	1	5
918	株式会社丹羽電気工事	市内	非会員	1	4
920	ウスイ住装株式会社	市内	非会員	2	4
921	鈴木塗装株式会社	市内	非会員	1	4
922	株式会社花方電設	市内	非会員	1	4
923	株式会社九州電業社	市内	非会員	2	4
924	港興業株式会社	市内	非会員	1	4
925	有限会社関水商事	市内	非会員	1	4
926	株式会社横田建設	市内	非会員	1	4
927	小川工業株式会社	市内	非会員	1	4
928	田中産商株式会社	市内	非会員	1	4
929	株式会社宮田	市内	非会員	1	4

930	寿英工業株式会社	市内	非会員	1	4
932	株式会社アオヤマ	市内	非会員	1	4
933	横浜塗工株式会社	市内	非会員	1	4
934	広一工業株式会社	市内	非会員	1	4
935	株式会社メイク	市内	非会員	1	4
937	有限会社ネモト電気	市内	非会員	1	3
938	通信設備株式会社	市内	非会員	1	3
939	アステ工業株式会社	市内	非会員	2	3
940	有限会社高橋園	市内	非会員	1	3
941	株式会社キンコウデンキ	市内	非会員	1	3
942	株式会社横浜グリーン	市内	非会員	1	3
944	株式会社ヤハタ工業	市内	非会員	1	3
945	有限会社福田	市内	非会員	1	3
947	増田造園土木株式会社	市内	非会員	1	3
948	株式会社磯村	市内	非会員	1	3
949	株式会社エスビィアイ	市内	非会員	1	3
950	有限会社石川緑化建設	市内	非会員	1	2
951	株式会社精美堂	市内	非会員	1	2
952	有限会社豊兼	市内	非会員	1	2
953	曾根原工設株式会社	市内	非会員	1	2
954	株式会社グリーン武内	市内	非会員	1	2
955	株式会社川崎商店	市内	非会員	1	2
956	有限会社加藤塗装店	市内	非会員	1	2
958	世新建設運輸株式会社	市内	非会員	1	2
959	日興テクノス株式会社	市内	非会員	1	2
960	有限会社金井商店	市内	非会員	1	2
961	株式会社福本園芸	市内	非会員	1	2
963	株式会社チャフウォールジャパン	市内	非会員	1	2
964	株式会社フルークヘル	市内	非会員	1	2
966	株式会社青木建装	市内	非会員	1	1
967	株式会社鈴木屋根材	市内	非会員	1	1
968	赤坂造園有限会社	市内	非会員	1	1
969	株式会社佐伯組	市内	非会員	1	1

別表3 2008年度受注業者ランキング(市外業者)

08年度 ランキング	商号	市内・準市 内・市外	横浜建設業 協会	件数	契約金額 (百万円)
25	片山ストラテック株式会社	市外	非会員	1	882
86	宇野ブリッジ株式会社	市外	非会員	3	318
170	大同信号株式会社	市外	非会員	1	165
196	高田機工株式会社	市外	非会員	1	139
305	エスエヌ環境テクノロジー株式会社	市外	非会員	3	81
327	新和企業株式会社	市外	非会員	1	74
359	管周推進技建株式会社	市外	非会員	1	65
394	株式会社アセック	市外	非会員	2	56
401	富士電気興業株式会社	市外	非会員	5	55
419	新潟原動機株式会社	市外	非会員	3	51
485	株式会社松村電機製作所	市外	非会員	1	40
490	日立プラントテクノ株式会社	市外	非会員	1	40
506	大成機工株式会社	市外	非会員	1	37
562	渡建工業株式会社	市外	非会員	1	31
602	株式会社ナカボーテック	市外	非会員	2	27
604	石垣メンテナンス株式会社	市外	非会員	1	27
620	株式会社森田鉄工所	市外	非会員	5	24
643	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	市外	非会員	3	22
644	東洋濾砂工業株式会社	市外	非会員	1	22
680	川重冷熱工業株式会社	市外	非会員	1	19
697	株式会社善興社	市外	非会員	1	18
713	日信工業株式会社	市外	非会員	1	17
722	増子電気工事株式会社	市外	非会員	1	16
723	北陸重機工業株式会社	市外	非会員	1	16
763	シンク・エンジニアリング株式会社	市外	非会員	1	14
772	富士ホイスト工業株式会社	市外	非会員	1	14
781	エネルギープロダクト株式会社	市外	非会員	1	13
784	株式会社神戸製鋼所	市外	非会員	1	13
790	富士車輛株式会社	市外	非会員	1	13
815	ダイハツディーゼル株式会社	市外	非会員	2	10
822	西部電機株式会社	市外	非会員	2	10
842	日鉄防蝕株式会社	市外	非会員	1	9
856	株式会社メジャーテックツルミ	市外	非会員	1	8
870	株式会社ワーク衡業	市外	非会員	1	7
891	三國機械工業株式会社	市外	非会員	1	6
895	池上通信機株式会社	市外	非会員	1	6
905	東京計器株式会社	市外	非会員	2	5
910	株式会社カワサキマシンシステムズ	市外	非会員	1	5
919	株式会社IHI回転機械	市外	非会員	1	4
931	昭和環境システム株式会社	市外	非会員	1	4
936	株式会社守谷商会	市外	非会員	1	4
946	株式会社イスミック	市外	非会員	1	3
971	日本ヴィクトリック株式会社	市外	非会員	1	1
973	株式会社勝栄工業	市外	非会員	1	0

2008年度横浜市発注公共事業の分析

発行日：2010年10月31日

発行：特定非営利活動法人 建設政策研究所

連絡先：特定非営利活動法人 建設政策研究所

〒169-0074 東京都新宿区北新宿 1-8-16

けんせつプラザ東京 601号

TEL：03-5332-7820 FAX：03-5332-7821

E-mail：JDS04066@nifty.ne.jp

URL：<http://homepage2.nifty.com/kenseiken/index.html>